

知っておきたい

厚生年金 退職等年金給付



KKR

国家公務員共済組合連合会

ご自身の年金加入記録の確認や年金額の試算を行いたいときは、「KKR年金情報提供サービス」をご利用ください。

登録・ご利用は、KKRホームページトップのここをクリックしてください。



詳細は、149頁をご覧ください。

はじめに

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

当国家公務員共済組合連合会（KKR）は、組合員の皆様から長期掛金をお預かりする一方、退職された方々の年金を決定し、お支払いする長期給付事業などを行っております。

これらの事業の運営に当たりましては、日頃から組合員の皆様のご理解とご協力を賜り、円滑に行われておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度末における加入共済組合は20組合で、加入共済組合に所属する組合員数は約108万人、年金受給権者数は約131万人となっております。

国家公務員の年金制度は、高齢化社会に向けて長期的に安定した運営を図るため、昭和61年に大幅に改正され、その後も、人口の高齢化の一層の進展に対応して、共済年金制度として長期的な安定を図るための見直しが行われてきました。

平成27年10月1日からは、被用者年金制度の一元化により、この共済年金制度が厚生年金制度へ統一され、同時に、従来共済年金の一部であった職域部分の廃止に伴い創設された新たな退職等年金給付制度が開始されています。

これにより、組合員の皆様は、同日から厚生年金保険の被保険者となるとともに、退職等年金給付の対象となる組合員の資格も取得することとなりました。

このような流れの中で、当連合会は、厚生年金の被保険者たる組合員の皆様に、厚生年金制度や退職等年金給付制度に関することやこれらの年金に関する手続きの仕方などを少しでもご理解いただくため、本誌「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付」を作成しました。

将来、年金を受給される上で、本誌が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

最後になりますが、組合員の皆様のご自愛をお祈り申し上げますとともに、引き続きご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年8月

国家公務員共済組合連合会

目次

はじめに	1
------	---

年金のしくみ

第 1	年金の基本的なしくみ 4	4
	1 受ける年金の一般的なイメージ（老齢年金） 4	4
	2 年金の支給開始年齢について 6	6
第 2	公的年金制度のあらまし 8	8
	1 公的年金制度のしくみ 8	8
	2 国民年金の被保険者の種別 10	10
	3 厚生年金の被保険者の種別と実施機関 12	12
	4 年金の種類 13	13
第 3	老齢厚生年金 14	14
	1 特別支給の老齢厚生年金（65 歳まで支給） 15	15
	2 本来支給の老齢厚生年金（65 歳から支給） 22	22
	3 繰上げ支給の老齢厚生年金 25	25
	4 繰下げ支給の老齢厚生年金 27	27
	5 老齢厚生年金の在職支給停止 30	30
	6 退職共済年金（経過的職域加算額） 33	33
	7 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の計算例 36	36
第 4	障害厚生年金・障害手当金 38	38
	1 障害厚生年金 38	38
	2 障害共済年金（経過的職域加算額） 43	43
	3 障害手当金 45	45
第 5	遺族厚生年金 48	48
	1 遺族厚生年金 48	48
	2 遺族共済年金（経過的職域加算額） 54	54
第 6	退職等年金給付 58	58
第 7	離婚時の年金分割制度 68	68
第 8	年金額の改定 70	70
第 9	年金の併給調整 72	72
第 10	年金にかかる税金 76	76

第 11	老齢厚生年金と雇用保険法等による給付との調整 ……………	80
	1 老齢厚生年金と失業給付との調整 ……………	80
	2 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整 ……………	82

年金の手続き

第 12	年金を受けるための請求手続き ……………	86
	1 特別支給の老齢厚生年金の請求手続き ……………	86
	2 本来支給の老齢厚生年金の請求手続き ……………	88
	3 障害厚生年金・障害手当金の請求手続き ……………	91
	4 遺族厚生年金の請求手続き ……………	92

第 13	年金に関する届出 ……………	94
	1 毎年届出が必要な用紙 ……………	94
	2 一身上に異動があったとき ……………	95
	3 年金の受取口座などに変更があったとき ……………	95

第 14	国民年金の被保険者の種別が変更になったときの手続き ……………	96
-------------	--	-----------

参 考

第 15	年金の定期支給期月と支給額および定期支給日 ……………	98
-------------	------------------------------------	-----------

第 16	連合会等からの通知 ……………	100
	1 ねんきん定期便 ……………	100
	2 退職年金分掛金の払込実績通知書 ……………	107

第 17	その他（参考） ……………	108
	1 厚生年金の計算の基礎 ……………	108
	2 過去に受けた退職一時金の返還 ……………	114
	3 年金担保融資 ……………	116
	4 申出による年金の支給停止制度 ……………	116

第 18	年金に関する用語について ……………	118
-------------	---------------------------	------------

第 19	年金相談Q & A ……………	124
-------------	----------------------------	------------

付 録	国家公務員共済組合連合会施設等一覧表 ……………	151
	宿泊施設（KKRホテルズ&リゾーツ） ……………	152
	直営病院 ……………	156
	旧令共済病院 ……………	158
	介護相談ダイヤル ……………	160

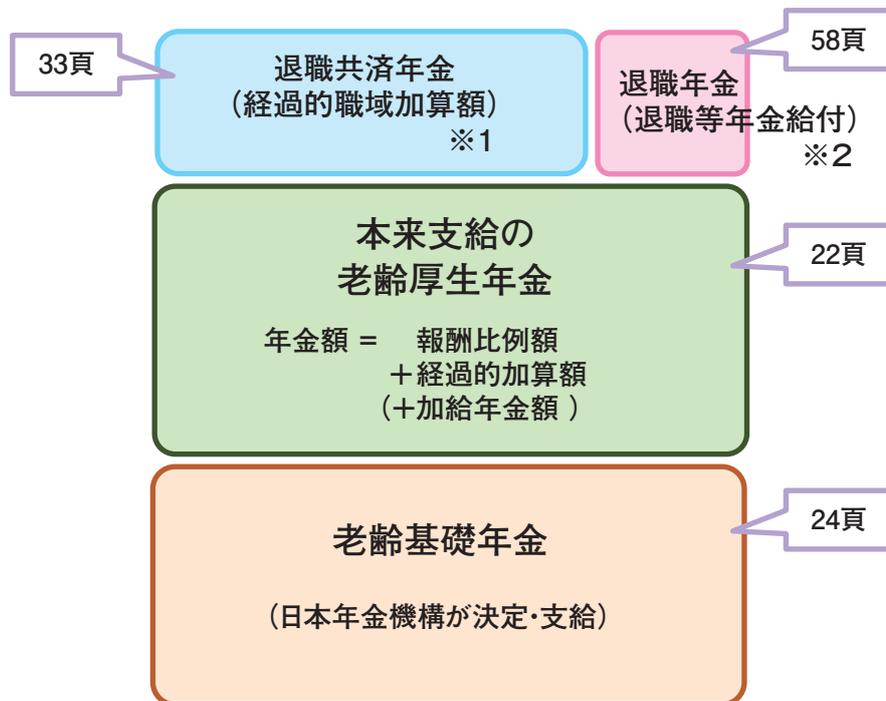
年金の基本的なしくみ

1 受ける年金の一般的なイメージ（老齢年金）

老齢年金は原則として、65歳から支給されることとなっております。

老齢厚生年金 + 退職共済年金（経過的職域加算額） + 退職年金 + 老齢基礎年金

65歳に達した月の翌月分から（本来支給）



※1 退職共済年金（経過的職域加算額）は、平成27年9月以前の組合員期間により計算されます。

※2 退職年金（退職等年金給付）は、平成27年10月以降の組合員期間により計算されます。

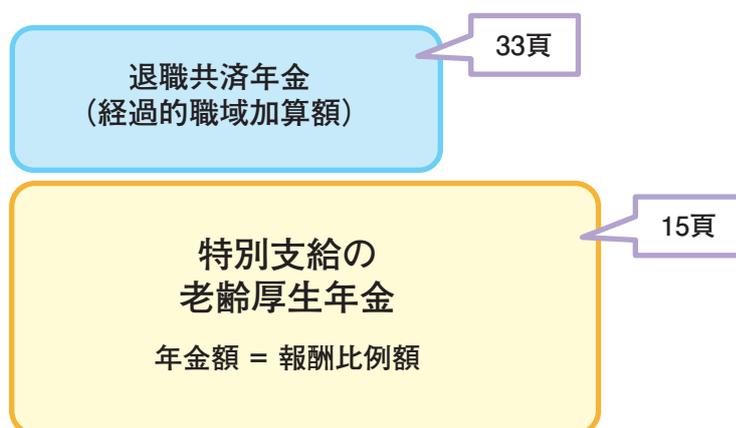
●昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、一定の条件を満たせば、65 歳まで以下の年金を受けることができます。

なお、支給開始年齢は、生年月日により異なります。(詳しくは 6 頁をご覧ください。)

老齢厚生年金+退職共済年金 (経過的職域加算額)

65歳に達する月分まで(特別支給)



また、次のとおり老齢年金には支給開始年齢に到達する前に支給される「繰上げ支給」や支給開始年齢に到達した後に支給される「繰下げ支給」というしくみも用意されています。

【繰上げ支給】

ご自身の支給開始年齢に到達する前から、年金を受けることを希望する場合

※年金額が最大 30%減額されます。(詳しくは 25 頁以降をご覧ください。)

【繰下げ支給】

本来支給の年金 (65 歳からの年金) を、66 歳以降に開始することを希望する場合

※年金額が最大 42%増額されます。(詳しくは 27 頁以降をご覧ください。)

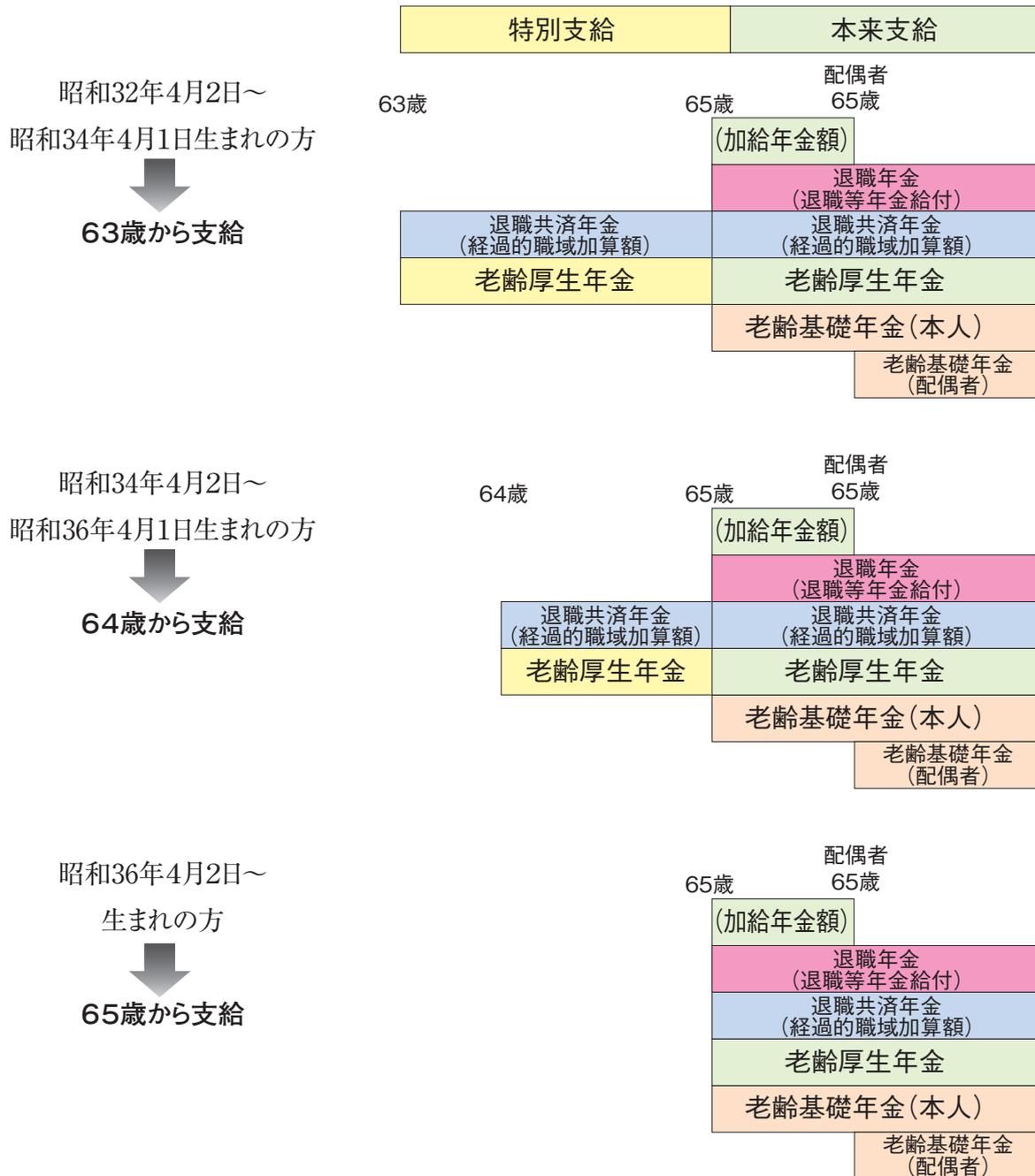
なお、特別支給の年金 (65 歳までの年金) は、繰下げできません。

これ以降、年金についてさらに詳しくご説明させていただきますが、用語などでわかりにくいものもありますので、「第 18 年金に関する用語について」(118 頁をご覧ください。)で用語の説明を掲載しております。ご活用いただければ幸いです。

2

年金の支給開始年齢について

昭和32年4月2日以降に生まれた方の老齢年金の支給開始年齢は以下のとおりです。



※ 昭和36年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の年金の支給はありません。
(原則として65歳支給開始)



メモ欄

A large, blank white rectangular area with rounded corners, intended for taking notes. It is set against a light green background that resembles a spiral-bound notebook. The top edge of the notebook has a series of white circles representing the spiral binding.

第2

公的年金制度のあらまし

1 公的年金制度のしくみ

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金）に区分されます。



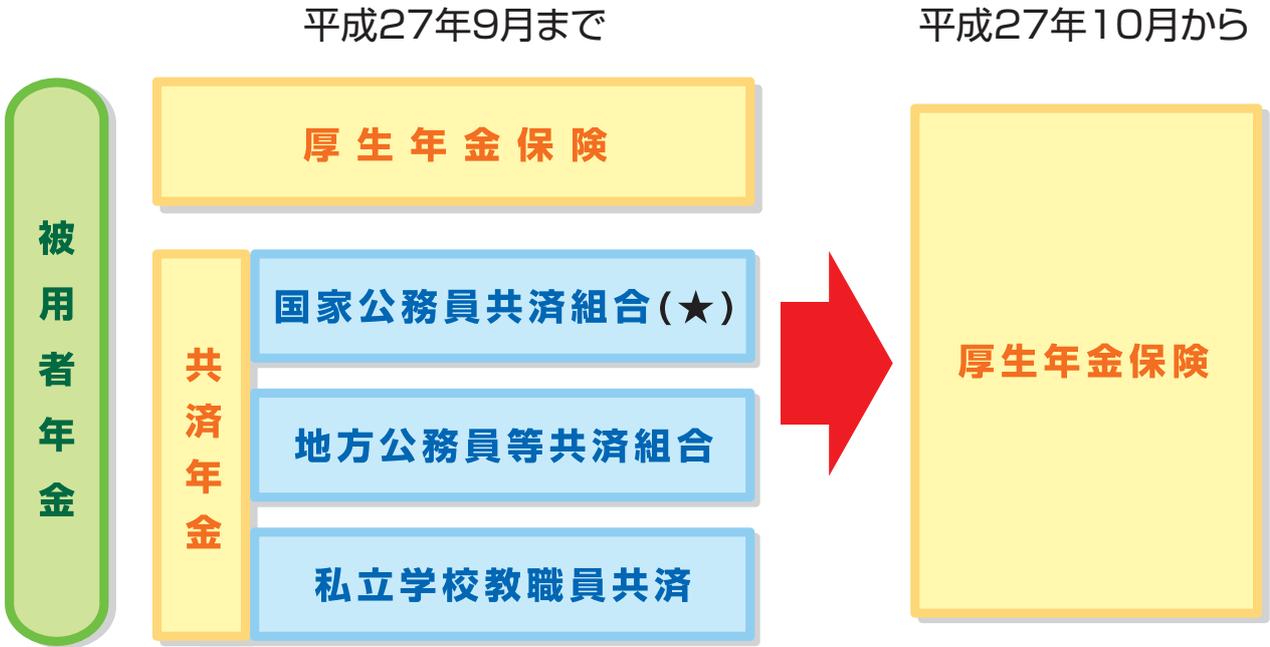
基礎年金制度

基礎年金制度（国民年金）は、従来、自営業の方などを対象としていた国民年金制度を、昭和61年4月以降サラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度として発足しました。

これにより、現在、厚生年金に加入している方は、あわせて国民年金にも加入し、同時に2つの年金制度の適用を受けることになっています。

被用者年金制度

被用者年金制度は、公的年金制度のうち国民年金制度を除いたものをいい、平成27年9月以前は次の4制度に分かれていましたが、平成27年10月以降、公務員等も厚生年金保険に加入することになり、被用者年金制度は厚生年金保険制度に統一されています。



(★) 国家公務員共済組合(国共済)には、各省等に設けられた以下の20共済組合があり、組合員の皆様はいずれかの共済組合に加入することになります。

衆議院共済組合
参議院共済組合
内閣共済組合
総務省共済組合
法務省共済組合
外務省共済組合
財務省共済組合
文部科学省共済組合
農林水産省共済組合
経済産業省共済組合

国土交通省共済組合
厚生労働省共済組合
厚生労働省第二共済組合
裁判所共済組合
会計検査院共済組合
刑務共済組合
防衛省共済組合
日本郵政共済組合
林野庁共済組合
連合会職員共済組合

2

国民年金の被保険者の種別

国民年金には、日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満のすべての方（この方々を「国民年金の被保険者」といいます。）が加入することになっています。

なお、この国民年金の被保険者の種別は、次のように第1号から第3号までの3つの被保険者に分けられています。

○第1号被保険者

日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満の方で、次の第2号または第3号の被保険者に該当しない方がこの第1号被保険者となります。

したがって、公務員等を60歳未満で退職し、その後、次の第2号または第3号の被保険者に該当しないときは、第1号被保険者となります。

○第2号被保険者

厚生年金保険に加入している方（「厚生年金の被保険者」については、12頁をご覧ください。）が第2号被保険者となります。

したがって、厚生年金保険に加入している方は、同時に国民年金にも加入していることとなります。

なお、厚生年金の被保険者として在職中であっても、第2号被保険者の資格は、原則として65歳になったときに喪失します。

○第3号被保険者

第2号被保険者の「**被扶養配偶者**（*）」で、20歳以上60歳未満の方が第3号被保険者となります。

したがって、第2号被保険者が退職などによりその資格を喪失したときは、第3号被保険者は、ご自身が第2号被保険者とならない限り、60歳までの間、第1号被保険者となります。

（*） **被扶養配偶者**とは、共済組合の場合は、短期給付の被扶養者に該当する配偶者の方をいいます。（一定以上の所得があって被扶養配偶者に該当しない方で厚生年金保険に加入していない方は第1号被保険者となります。）

国民年金の被保険者の種別



第1号
被保険者

20歳以上60歳未満で、次の第2号・第3号被保険者に該当しない方(学生、農林漁業・商業などの自営業や自由業の方とその家族)



第2号
被保険者

厚生年金保険の被保険者



第3号
被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

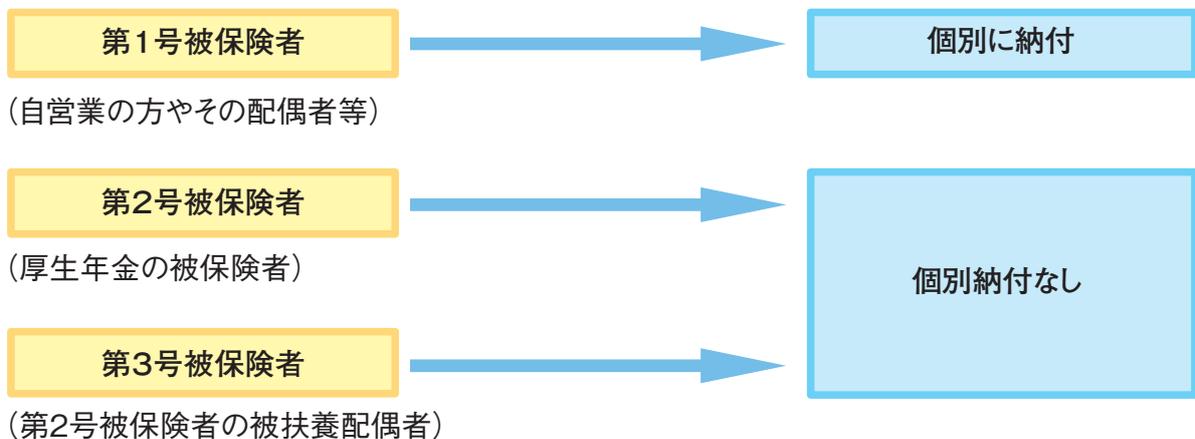
(注) 国民年金の被保険者の種別が変更になったとき(例えば第2号被保険者や第3号被保険者から第1号被保険者になったときなど)は、種別変更の手続きが必要です。96頁をご覧ください。

国民年金の保険料の納付

国民年金の被保険者の種別が第1号から第3号までの3つの被保険者に分けられているのは、保険料の納付方法が異なっていることによるものです。

第1号被保険者は定められた保険料を個別に納付することになっていますが、第2号と第3号の被保険者は、保険料を個別に納付する必要はなく、第2号被保険者が加入している厚生年金保険制度(国家公務員の場合は連合会)が一括して国民年金に払い込んでいます。

【国民年金の保険料】



3

厚生年金の被保険者の種別と実施機関

厚生年金には、公務員や民間の会社員などの方のうち、70歳未満の方（この方々を「厚生年金の被保険者」といいます。）が加入することになっています。

なお、この厚生年金の被保険者は、第1号から第4号までの4つの種別に分けられており、その種別に応じた実施機関がそれぞれの被保険者期間にかかる年金の決定や支給事務などを行います。

対象者	被保険者の種別	実施機関
民間企業の会社員など	第1号厚生年金被保険者	日本年金機構
国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会(★)
地方公務員 (地方公務員等共済組合の組合員)	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会
私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

(★) 連合会は、第2号厚生年金被保険者にかかる実施機関として国家公務員共済組合の組合員やその遺族の方々の年金の決定や支給などの長期給付事業に関する業務を行います。

また、連合会はそのほかにも病院や宿泊施設の経営などの福祉事業も行っています。(病院、宿泊施設等については、151頁以降をご覧ください。)

4 年金の種類

現在の公的年金制度における年金の種類は、次の表のように給付の種類が3つに分かれ、年金制度によって名称が異なります。

年金制度 給付の種類	厚生年金	国民年金 (基礎年金)
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害給付	障害厚生年金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金	遺族基礎年金

※ それぞれの年金を受けるために必要な条件(これを「受給要件」といいます。)や年金額の求め方などについては、次頁以降をご覧ください。



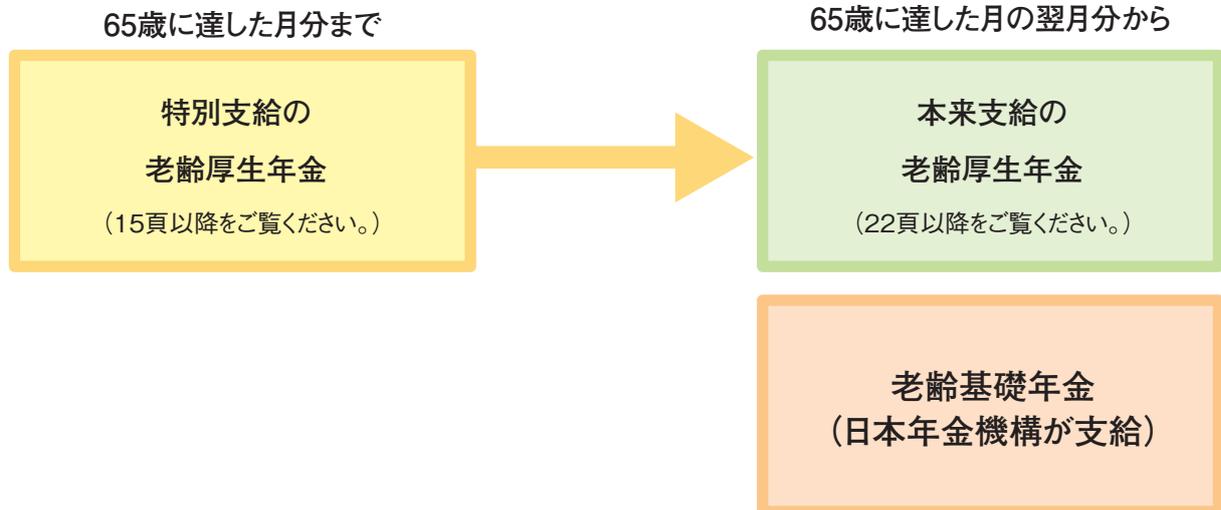
第3

老齢厚生年金

老齢厚生年金は、原則 65 歳から支給されることとなっていますが、当分の間、特例により「特別支給の老齢厚生年金」として生年月日に応じた支給開始年齢から支給されることとなっています。

この「特別支給の老齢厚生年金」を受ける権利は 65 歳に達した時点で消滅することとなり、65 歳からは改めて年金の請求をしていただくことにより「本来支給の老齢厚生年金」が支給されます。

- 特別支給の老齢厚生年金 65 歳まで支給 (15 頁以降をご覧ください。)
- 本来支給の老齢厚生年金 65 歳から支給 (22 頁以降をご覧ください。)



【退職共済年金（経過的職域加算額）について】

原則として、平成 27 年 9 月以前の組合員期間を有する方は、老齢厚生年金とあわせて退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。(33 頁以降をご覧ください。)

1 特別支給の老齢厚生年金（65歳まで支給）

受給要件

特別支給の老齢厚生年金は、昭和36年4月1日以前に生まれた方で次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

なお、在職中は、原則として年金の支給は停止されますが、年金の月額と総報酬月額相当額（賞与を含めた1か月あたりの賃金の額）の合計によっては年金額の一部（または全部）が支給されることがあります。（詳しくは30頁以降をご覧ください。）

- ① 下表（注1）の支給開始年齢に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（注2）
- ③ 被保険者期間が1年以上あること

（注1）支給開始年齢について

昭和28年4月2日以降に生まれた方の支給開始年齢は、生年月日に応じて次の表に掲げる年齢となっています。

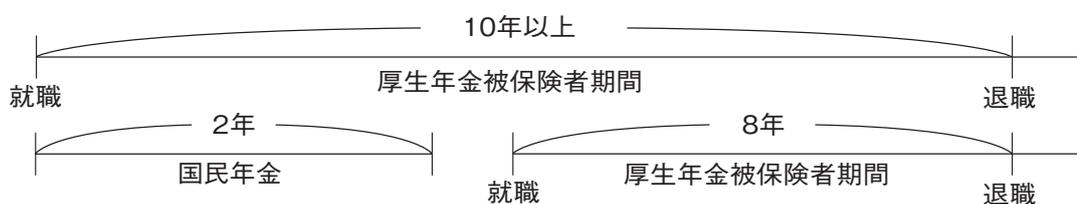
生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳
30.4.2～ 32.4.1	62歳
32.4.2～ 34.4.1	63歳
34.4.2～ 36.4.1	64歳

(注2)「保険料納付済期間等が10年以上あること」について

保険料納付済期間等とは、国民年金法の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間をいい、具体的には、厚生年金の被保険者期間（平成27年9月以前の共済期間を含む）や、国民年金の第1号、第3号被保険者期間などを合計した期間をいいます。

したがって、公務員等としての第2号厚生年金被保険者期間だけで10年以上あるときだけではなく、他の種別の厚生年金被保険者期間や国民年金の第1号、第3号被保険者期間などとあわせて10年以上となれば、「保険料納付済期間等が10年以上あること」という要件を満たしていることになります。

■保険料納付済期間等が10年以上の例



基本的な年金額

原則として、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の特別支給の老齢厚生年金の額は、以下のとおりです。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額}$$

※報酬比例額については、19頁をご覧ください。

◎ 請求手続きの方法については、86頁以降をご覧ください。

特例による年金額

(1) 長期加入者特例

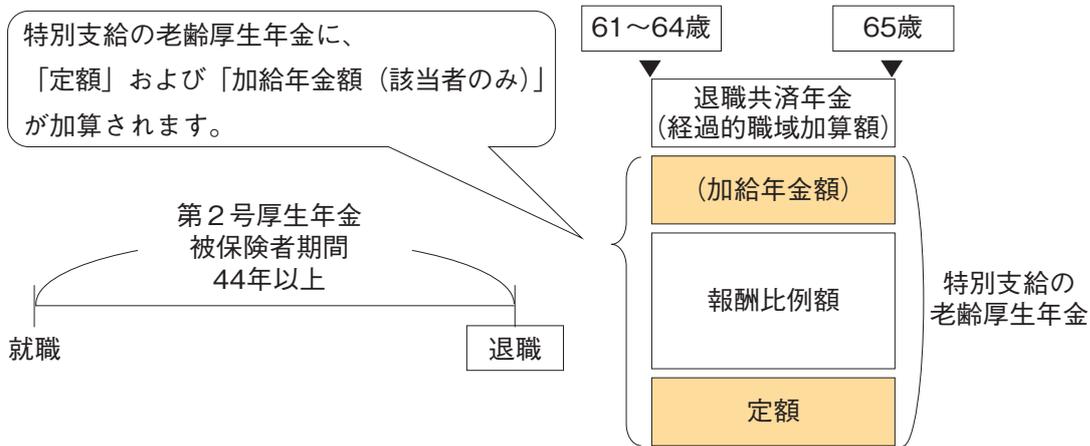
昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方（支給開始年齢に達している方に限ります。支給開始年齢については、15 頁をご覧ください。）で退職し、かつ、第 2 号厚生年金被保険者期間（注）が 44 年以上あるときは、特例による年金額を受けることができます。

これを「長期加入者特例」といい、基本となる報酬比例額に特例として定額および加給年金額（該当する場合のみ）が加算された年金額を受けることができます。

（注） 他の種別の厚生年金被保険者期間は合算されません。

$$\text{年金額} = \text{定額} + \text{報酬比例額} (+ \text{加給年金額})$$

※定額および加給年金額については、19 頁以降をご覧ください。



(2) 障害者特例

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方（支給開始年齢に達している方に限ります。支給開始年齢については、15 頁をご覧ください。）で退職し、かつ、障害の程度が厚生年金保険法施行令に定める 3 級以上の等級に該当（注）する状態にあるときは、特例による年金額を受けることができます。

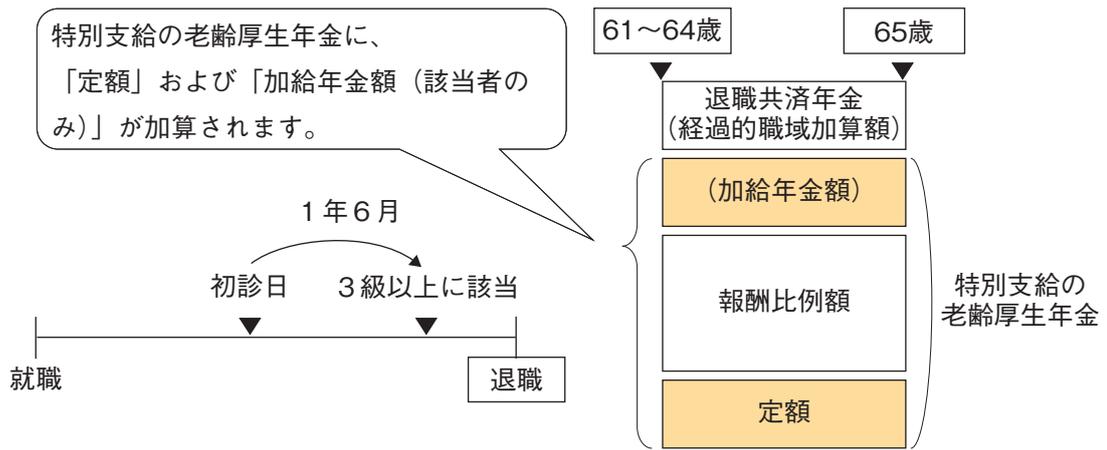
これを「障害者特例」といい、その請求のあった翌月から、基本となる報酬比例額に特例として定額および加給年金額（該当する場合のみ）が加算された年金額を受けることができます。

なお、障害厚生年金や障害共済年金などを受給中の方は、特例の適用が受けられる時点に遡って請求したものとみなされますので、実際の請求時点と異なる場合があります。

（注） 初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日以降（または同日前に症状が固定したとき）に 3 級以上の障害状態にあるときをいいます。

$$\text{年金額} = \text{定額} + \text{報酬比例額} (+ \text{加給年金額})$$

※定額および加給年金額については、19 頁以降をご覧ください。



年金額の算出方法

定 額

※「長期加入者特例」または「障害者特例」が適用される方に限り加算されます。
(17～18頁をご覧ください。)

$$\begin{array}{c} 1,628\text{円} \\ (\text{定額単価}) \times \text{第2号厚生年金被保険者期間の月数(注)} \\ (\text{令和3年度}) \end{array}$$

(注) 第2号厚生年金被保険者期間の月数が480月を超えるときは、480月を限度に計算します。

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{令和3年再評価による水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{7.125}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ (\text{令和3年再評価による水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{5.481}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array}$$

従前保障額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{平成6年水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{7.5}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ (\text{令和3年度}) \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ (\text{平成6年水準}) \end{array} \times \begin{array}{c} (\text{給付乗率}) \\ \frac{5.769}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ (\text{令和3年度}) \end{array}$$

- 昭和21年4月1日以前に生まれた方は、給付乗率が異なります。
- 平均標準報酬月額と平均標準報酬額の計算については、108頁以降をご覧ください。

加給年金額

厚生年金の被保険者期間（第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間も含みます。）が240月以上である老齢厚生年金の受給権を有する方（受給権者）によって生計を維持されている65歳未満の配偶者（注1）や子（注2）がいるときには、原則として受給権者が65歳となつてから（注3）加給年金額が加算されます。

なお、次の2つのいずれの要件も満たしているときに生計維持関係があると認められます。

- ① 生計を共にしていること（同居していること）
- ② 恒常的な収入が850万円未満（または、所得額が655万5千円未満）であること

（注1） 配偶者の条件が65歳までとされているのは、65歳からは配偶者自身の老齢基礎年金が支給されることによるものです。

したがって、配偶者が65歳に達した翌月分からは加給年金額が加算されなくなりますので、その分年金額が減額となります。

なお、老齢基礎年金の請求については、最寄りの年金事務所におたずねください。（一定の条件に該当するときは、この加給年金額に替わるものとして配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」が加算されます。）

（注2） 子については、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害の程度（※）が1級または2級に該当し、かつ、婚姻していない方に限ります。

（※） 障害の程度は、厚生年金保険法施行令に定められている障害等級によります。

（注3） 昭和28年4月2日以降に生まれた方は、原則として65歳から加給年金額が加算されます。（ただし、「長期加入者特例」または「障害者特例」が適用される方は特例適用時点から加算されます。）

○加給年金額

（令和3年度）

配偶者	加給年金額
	390,500円

※受給権者が昭和18年4月1日以前生まれの場合は、加給年金額が異なります。

子	2人目まで1人につき	224,700円
	3人目から1人につき	74,900円

加給年金額の停止

加給年金額の加算の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは、加給年金額の支給は停止されます。

- 配偶者自身が、被用者年金制度から平成27年9月以前に受給権を取得した老齢厚生年金や退職共済年金（加入期間が20年以上のものか、20年以上あるとみなされるものに限ります。）を受けているとき
- 配偶者自身が、平成27年10月以降に受給権を取得した老齢厚生年金を受けていて、年金の計算基礎となっている期間（2以上の厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金を受けているときは合算した期間）が240月以上であるか、または、240月以上あるとみなされるとき
- 配偶者自身が、公的年金制度から障害（厚生）年金、障害基礎年金を受けているとき

加給年金額の失権

加給年金額は、次のいずれかに該当したときには加算されなくなります。

- 配偶者や子が死亡したとき
- 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- 配偶者が離婚または婚姻の取消しをしたとき
- 配偶者が65歳に達したとき
- 子が受給権者の配偶者以外の方の養子となったとき
- 養子が受給権者と離縁したとき
- 子が婚姻したとき
- 子が18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したとき、または2級以上の障害の状態にある子が20歳に達したとき

2

本来支給の老齢厚生年金（65歳から支給）

特別支給の老齢厚生年金を受ける権利（受給権）は65歳で消滅することとなりますが、65歳からは本来支給の老齢厚生年金が支給されます。

なお、在職中は、原則として年金の支給が停止されますが、年金の月額と総報酬月額相当額（賞与を含めた1か月あたりの賃金の額）の合計額によっては年金額の一部（または全部）が支給されることがあります。（65歳未満の場合と65歳以上の場合ではこの在職支給停止の計算方法が異なります。詳しくは30頁以降をご覧ください。）

受給要件

本来支給の老齢厚生年金は、次の①、②の要件を満たしているときに支給されます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（注）

（注）16頁の（注2）をご覧ください。

年金額

昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の本来支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例額については基本的にそれまでに支給されていた特別支給の老齢厚生年金と同額ですが、加給年金額の加算の対象となる配偶者や子がいる場合には、さらに「加給年金額」が加算されます。

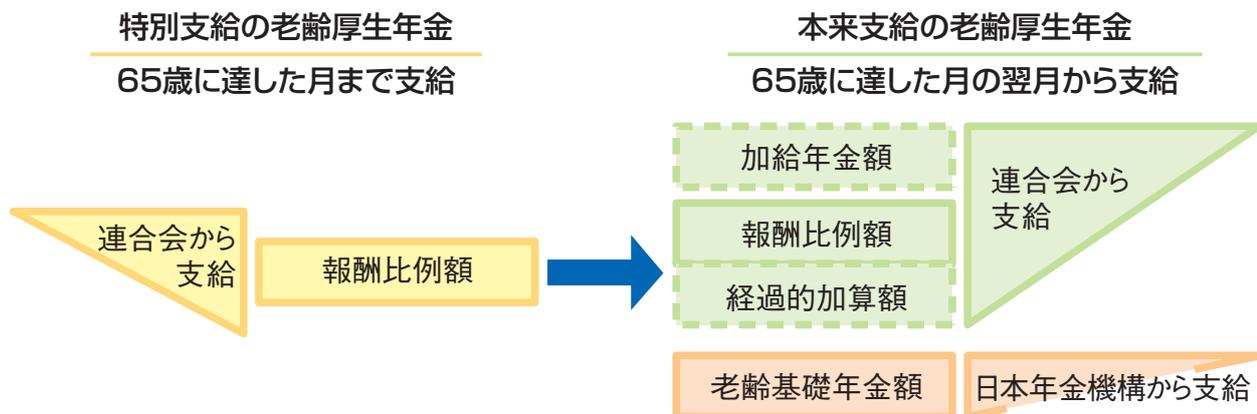
また、第2号厚生年金被保険者期間のうち20歳前や60歳以降の被保険者期間などは、老齢基礎年金の年金額の対象とならないため、本来支給の老齢厚生年金に「経過的加算額」として加算されます。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + \text{経過的加算額} (+ \text{加給年金額})$$

※ 経過的加算額については、24頁をご覧ください。

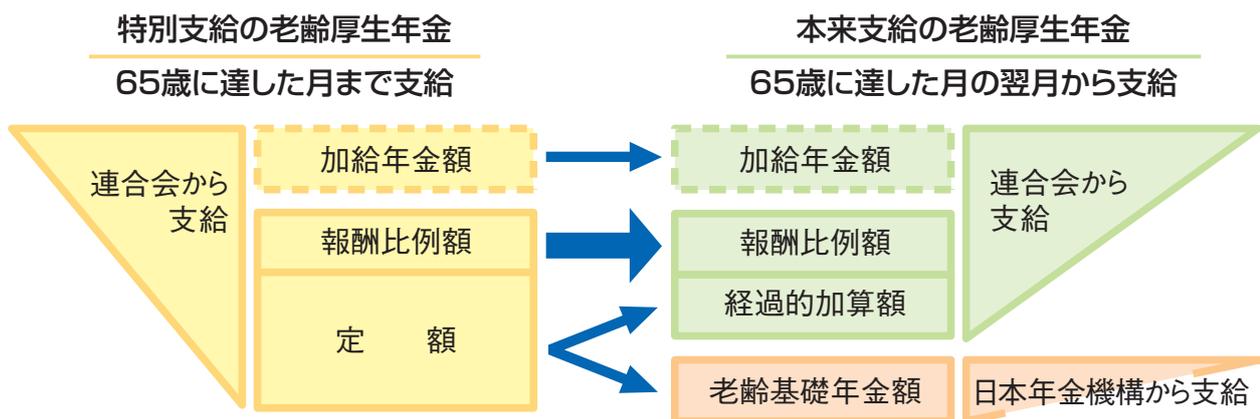
◎ 請求手続きの方法については、88頁以降をご覧ください。

年金額の構成



老齢厚生年金

長期加入者特例や障害者特例を受ける方の場合



※ 本来支給の老齢厚生年金の額は、それまで受けていた特別支給の老齢厚生年金の額より減額となりますが、別途、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されることとなりますので、この2つの年金額を合計した額(老齢厚生年金の額+老齢基礎年金の額)は、65歳になるまで受けていた年金額と基本的には同額となります。

経過的加算額の算出方法

経過的加算額

〔特別支給の老齢
厚生年金にかかる〕

経過的加算額 = 「定額」の額 - 老齢基礎年金相当額

(注) (老齢基礎年金の額のうち国共済期間にかかる額)

(注) 特別支給の老齢厚生年金に「定額」が加算されるのは、「長期加入者特例」または「障害者特例」に該当する方(17頁をご覧ください。)のみですが、本来支給の老齢厚生年金の経過的加算額を計算する際はすべての方について「定額」の計算を行います。

老齢基礎年金(国民年金)の額について

老齢基礎年金の額は、満額で **780,900円** (令和3年度) です。

ただし、これは国民年金の保険料を納付した期間(保険料納付済期間(☆))が20歳から60歳までの40年間の全部であるときの年金額で、40年に満たないときは次のように減額計算が行われることになっています。

老齢基礎年金の額

$$780,900\text{円} \quad (\text{令和3年度}) \quad \times \quad \frac{\text{保険料納付済期間(☆)の月数}}{480\text{月}}$$

【(☆) 保険料納付済期間等】

次の①と②に掲げる期間が保険料納付済期間等となります。

- ① 基礎年金制度が実施された昭和61年4月1日からの国民年金の第1号から第3号までのいずれかの被保険者(10頁をご覧ください。)で、20歳から60歳までの期間
- ② 国民年金制度ができた昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の公的年金制度に加入していた期間
 - 国民年金に加入し、保険料を納付した期間
 - 共済組合の組合員であった期間(注)
 - 厚生年金保険の被保険者であった期間

(注) 共済組合の退職一時金を全額受けた期間は、保険料納付済期間とならない場合があります。

3 繰上げ支給の老齡厚生年金

受給要件

次の①から④までのすべての要件を満たしているときには、年金の支給開始年齢（15頁をご覧ください。）に達する前に繰上げ支給の老齡厚生年金を請求することができます。

なお、繰上げ支給の老齡厚生年金は、退職共済年金（経過的職域加算額）や老齡基礎年金（国民年金）の繰上げ請求と同時にしなければならないが、第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の被保険者期間を有している場合、それぞれの種別の被保険者期間にかかる年金についても、すべて同時に繰上げ請求を行う必要があります。

また、繰上げ支給の老齡厚生年金は、請求日に受給権が発生することとなりますので、請求月の翌月から支給されることとなります。

- ① 60歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること（16頁の（注2）をご覧ください。）
- ③ 被保険者期間が1年以上あること（注）
- ④ 現に国民年金に任意加入していないこと

（注）昭和36年4月2日以降に生まれた方には、この要件はありません。

年金額

繰上げを行った場合の年金額は、繰上げしなかった場合の年金額から「繰上げ減算額」を減算した額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + (\text{経過的加算額}) - \text{繰上げ減算額} + (\text{加給年金額})$$

繰上げ請求を行った場合には、繰り上げた月数の1月につき0.5%の額が減額されます。（下表参照）
なお、この減額は生涯行われることとなります。

繰上げ減算額

$$\text{繰上げ減算額} = \text{65歳から年金を受けていたと仮定した場合の額} \times \text{減額率} (0.5\% \sim 30\%) \\ (\text{報酬比例額} + \text{経過的加算額})$$

（参考）老齡厚生年金の支給開始年齢と繰上げ年齢に応じた減額率

生年月日	本来の支給開始年齢	繰上げ可能年齢	減額率
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	60歳0か月～60歳11か月	6%～0.5%
30年4月2日～32年4月1日	62歳	60歳0か月～61歳11か月	12%～0.5%
32年4月2日～34年4月1日	63歳	60歳0か月～62歳11か月	18%～0.5%
34年4月2日～36年4月1日	64歳	60歳0か月～63歳11か月	24%～0.5%
36年4月2日～	65歳	60歳0か月～64歳11か月	30%～0.5%

加給年金額

加給年金の加算要件等については、20頁をご覧ください。

なお、加給年金額は繰上げ支給の対象とはならず、65歳から加算されることとなります。

繰上げ支給の老齢厚生年金を請求したときの老齢基礎年金

老齢基礎年金については本来 65 歳から支給される年金ですが、老齢厚生年金を繰り上げて受けることを希望した場合、老齢基礎年金も老齢厚生年金と同時に繰り上げて受けることになります。(25 頁をご覧ください。)

なお、年金額については、繰上げにより減算された額(1 月あたり 0.5%の減額(注))が、請求月の翌月から支給されることとなります。

(注) 令和 4 年 4 月 1 日から 1 月あたり 0.4%の減額になる予定です。

繰上げ支給の老齢厚生年金を検討する場合の留意点

繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合、その後、次の請求を行うことができなくなります。

- ・ 事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金の請求
- ・ 老齢厚生年金の障害者特例請求
- ・ 老齢厚生年金の長期加入者特例

繰上げによる年金額例

- 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 64 歳 (S 34. 4. 2 生～S 36. 4. 1 生)の方が、4 年前の 60 歳 0 か月で繰上げ請求を行った場合

繰上げ前の年金額

老齢厚生年金	1,200,000 円
退職共済年金 (経過的職域加算額)	240,000 円
老齢基礎年金	780,900 円



繰上げ後の年金額

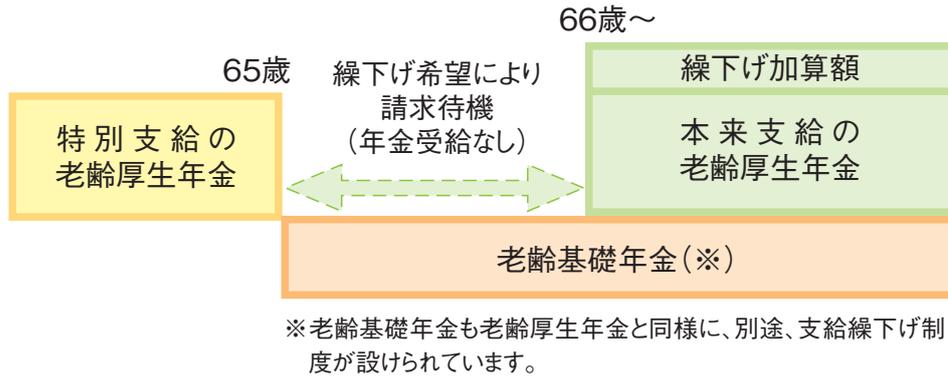
老齢厚生年金	$1,200,000 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 48 \text{ 月}) = 912,000 \text{ 円}$ (繰上げ前) (繰上げ後)	} → 24%減額
退職共済年金 (経過的職域加算額)	$240,000 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 48 \text{ 月}) = 182,400 \text{ 円}$ (繰上げ前) (繰上げ後)	
老齢基礎年金	$780,900 \text{ 円} \times (1 - 0.5\% \times 60 \text{ 月}) = 546,630 \text{ 円}$ (繰上げ前) (繰上げ後)	→ 30%減額

老齢厚生年金は支給開始年齢が 64 歳のため、4 年間 (48 月) 繰上げ

老齢基礎年金は支給開始年齢が 65 歳のため、5 年間 (60 月) 繰上げ

4 繰下げ支給の老齡厚生年金

「本来支給の老齡厚生年金」は、65歳に達した月の翌月から受けることとされていますが、受給権者の方の申出により、その支給開始年齢を遅らせて受けることができる制度（老齡厚生年金の繰下げ支給制度）が設けられています。



年金額

繰下げの申出を行った場合の年金額は、65歳時の本来支給の老齡厚生年金の額に「繰下げ加算額」を加算した額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} + (\text{経過的加算額}) + \text{繰下げ加算額} + (\text{加給年金額})$$

65歳時点で本来支給の老齡厚生年金の受給要件を満たしている方の繰下げ加算額は、65歳から受ける場合の額（加給年金額を除く）に、65歳から繰下げ申出を行った月の前月までの期間月数（最大60月（※））の1月につき0.7%の増額率を乗じて計算します。

繰下げ加算額

$$\text{繰下げ加算額} = \text{65歳から年金を受けていたと仮定した場合の額} \times \text{増額率 (8.4\% \sim 42\%)} \\ (\text{報酬比例額} + \text{経過的加算額})$$

※年金制度改正により、令和4年4月1日から、繰下げ上限年齢は70歳から75歳に引き上げられるため、最大120月となります。

繰下げによる増額率表

繰下げ請求した月の年齢	65歳に到達した月から繰下げ請求した月の前月の年齢までの月数	増額率
66歳0か月～66歳11か月	12月～23月	8.4%～16.1%
67歳0か月～67歳11か月	24月～35月	16.8%～24.5%
68歳0か月～68歳11か月	36月～47月	25.2%～32.9%
69歳0か月～69歳11か月	48月～59月	33.6%～41.3%
70歳0か月	60月	42.0%

繰下げ支給の老齢厚生年金の請求方法

本来支給の老齢厚生年金の受給要件を満たす見込みのある方には、65歳に達する約2か月前に「年金決定請求書（ハガキ形式の請求書）」が送付されますが、繰下げ支給を希望する場合は、この請求書は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けることを希望する時期（66歳から70歳までの間）に改めて連合会にお申し出ください。繰下げ支給用の請求書を別途送付します。

なお、70歳に達した後に繰下げの申出を行った場合は、原則として70歳の時点で繰下げ申出があったものとみなして、70歳到達月の翌月から繰下げ支給の年金を受けていただくことになります。

繰下げ支給の老齢厚生年金を検討する場合の留意点

- 加給年金額（配偶者または子にかかる加算額）は繰下げの申出を行っても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受けることはできません。
- 老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険等に参加した場合は、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて年金の一部または全部が支給停止されることとなっています。（30頁をご覧ください。）このことから、65歳以降繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険等に参加している期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する額は繰下げ支給の割り増しの対象とはなりません。
- 遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、年金を繰り下げすることはできません。また、66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- 他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）から支給される老齢厚生年金を受ける権利がある場合は、それらの年金も同時に繰り下げなければなりません。

このほか、繰下げ支給で年金額が増額されることにより、医療保険・介護保険等の自己負担額や保険料、税金などに影響が生じる場合があります。

繰下げによる年金額例

- 65歳で本来支給の年金を請求せず、70歳0か月で繰下げ請求を行った場合

【計算例1】在職支給停止となった年金額がない場合

繰下げ前の年金額 … 1,200,000 円

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

繰下げで増える額 … $1,200,000 \text{ 円} \times 0.7\% \times 60 \text{ 月} = 504,000 \text{ 円}$

繰下げ後の年金額 … $1,200,000 \text{ 円} + 504,000 \text{ 円} = \underline{1,704,000 \text{ 円}}$

【計算例2】年金の一部が在職支給停止となった場合

繰下げ前の年金額 … 1,200,000 円

在職支給停止額 … 960,000 円 ※ 増額の対象になりません。

在職支給停止後の支給額 … $1,200,000 \text{ 円} - 960,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円}$

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

繰下げで増える額 … $240,000 \text{ 円} \times 0.7\% \times 60 \text{ 月} = 100,800 \text{ 円}$

繰下げ後の年金額 … $1,200,000 \text{ 円} + 100,800 \text{ 円} = \underline{1,300,800 \text{ 円}}$

※年金制度改正により、令和4年4月1日から、繰下げ上限年齢は70歳から75歳に引き上げられます。

5

老齢厚生年金の在職支給停止

老齢厚生年金を受けている方が、厚生年金の被保険者等^(※1)に加入しているときは、「年金の月額」^(※2)と「賃金の月額」^(※3)の合計額に応じて、年金の一部または全部が支給停止される場合があります。これを「在職支給停止」といいます。

※1 厚生年金の被保険者等とは、次の方をいいます。

- 「厚生年金保険の被保険者」または「70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方」
- 国会議員または地方公共団体の議会の議員

※2 「年金の月額」とは・・・

老齢厚生年金の額の12分の1の額をいいます。

※3 「賃金の月額」とは・・・

標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額（ボーナス等）の総額1/12の額との合計額をいいます。

在職支給停止の計算方法は、年齢に応じて次のようになっています。

(1) 65歳未満の場合

年金の月額と賃金の月額の合計額が28万円を超える場合は、その超えた額の1/2の額が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$



※ 賃金の月額が47万円を超える場合は、47万円と年金の合計額が28万円を超える額の1/2と、47万円を超える賃金の額が年金から停止されます。

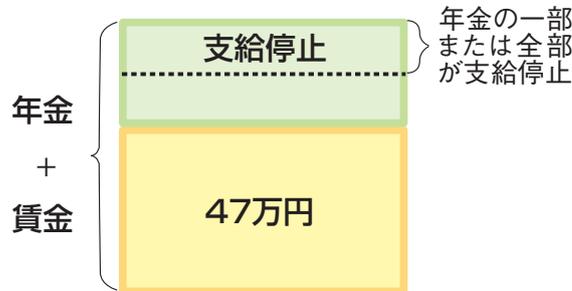
$$\text{在職支給停止額(月額)} = (47\text{万円} + \text{年金の月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{賃金の月額} - 47\text{万円})$$

※年金制度改正により、令和4年4月1日から、65歳未満の在職支給停止額の計算は65歳以上の在職支給停止額の計算と同じになります。

(2) 65歳以上の場合

年金の月額と賃金の月額の合計額が47万円を超える場合は、その超えた額の1/2が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$



※在職支給停止の基準額となる28万円と47万円は、賃金や物価の変動に応じて改定されることがあります。

※第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の期間にかかる老齢厚生年金を受けている方の場合は、それぞれの種別の期間にかかる老齢厚生年金の年金額を合計した額を基に停止額を計算します。

～在職支給停止の計算例～

年金の月額 10万円

賃金の月額 24万円 (標準報酬月額20万円 + 48万円 (過去1年間のボーナス等の総額) × 1/12) と仮定した場合

① 65歳未満の場合

(年金10万円 + 賃金24万円 - 28万円) × 1/2 = 3万円 (在職支給停止額)

☞ 年金の月額と賃金の月額を合計した金額は34万円で、28万円を超える額は6万円となります。

その1/2となる3万円が在職支給停止額となりますので、実際に支給される年金は10万円から3万円を差し引いた7万円となります。

② 65歳以上の場合

(年金10万円 + 賃金24万円 - 47万円) × 1/2 = 0円 (在職支給停止)

☞ 年金の月額と賃金の月額を合計した金額は34万円で、47万円を超える額ではありませんので、支給停止される額はなく10万円の年金は全額支給されます。

※年金制度改正により、令和4年4月1日からは、65歳以上で在職中の場合、毎年10月に在職中の期間を反映した年金額の増額改定が行われることとなります。(ただし、在職支給停止が行われます。)

支給額の早見表

この早見表は年金の月額と賃金の月額に応じた1か月あたりの支給額の目安となりますので
ご活用ください。

◆ 65歳未満の場合

(単位:円)

賃金の 月額	年 金 の 月 額								
	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
200,000	60,000	70,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000	105,000	110,000
240,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000
280,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000
320,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000
360,000	0	0	0	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
400,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000	10,000
440,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※太枠内の金額が支給額の目安となります。(0は全額支給停止)

◆ 65歳以上の場合

(単位:円)

賃金の 月額	年 金 の 月 額								
	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
200,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
240,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
280,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
320,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
360,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	115,000	120,000	125,000
400,000	60,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000	105,000
440,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000
480,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000
520,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000

※太枠内の金額が支給額の目安となります。(0は全額支給停止)

6 退職共済年金（経過的職域加算額）

経過的職域加算額とは

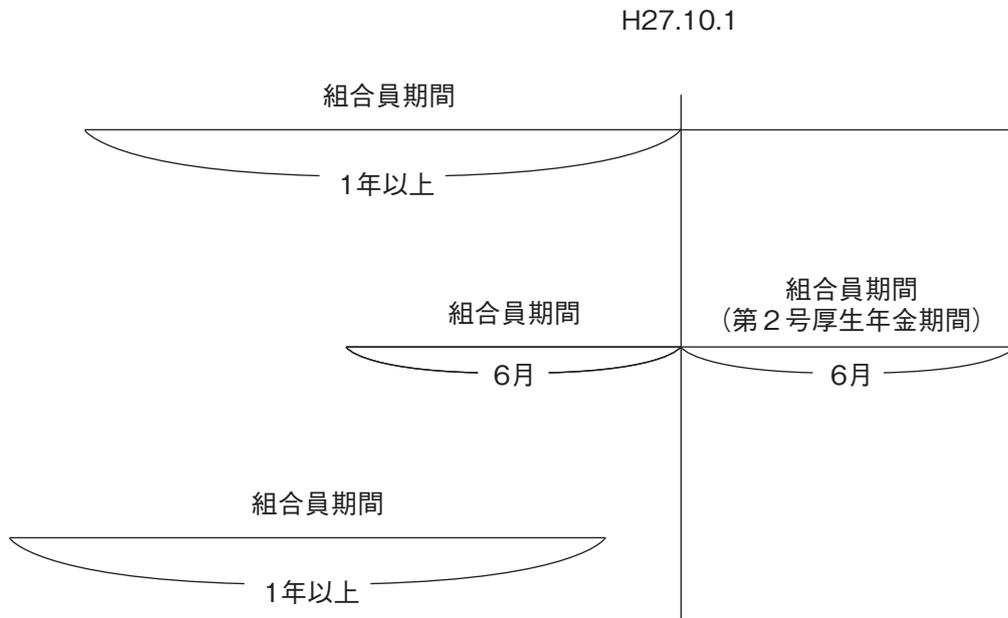
平成 27 年 9 月以前の組合員期間を有する方については、厚生年金とあわせて経過的職域加算額が支給されることとなります。ただし、この経過的職域加算額の計算の対象となる組合員期間は、平成 27 年 9 月までの月数となります。

受給要件

原則として、平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の組合員期間を有する方には老齢厚生年金とあわせて、退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

<※次のいずれかの要件に該当しなければ退職共済年金（経過的職域加算額）は支給されません。>

- 平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の引き続く組合員期間を有すること
- 平成 27 年 9 月以前に 1 年以上の引き続く組合員期間を有しない場合は、当該期間に引き続く平成 27 年 10 月以後の第 2 号厚生年金被保険者期間と合算して合計 1 年以上となっていること



年金額

$$\text{年金額} = \text{平成27年9月以前の組合員期間にかかる職域加算額}$$

職域加算額の計算

次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.425}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額(注1)} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.096}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年4月以降の組合員期間の月数(注3)} \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \end{array}$$

従前保障額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.5}{1,000} \text{(注2)} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \times 0.999 \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額(注1)} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.154}{1,000} \text{(注2)} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \text{(注3)} \times 0.999 \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

(注1) 平成27年9月以前の標準報酬月額および標準期末手当等の額を基礎として計算した平均標準報酬額となります。

(注2) 組合員期間の月数が240月(20年)未満であるときの給付乗率は、1/2を乗じます。

(注3) 組合員期間の月数は、平成27年9月以前の月数となります。

在職支給停止

退職共済年金（経過職域加算額）の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給が停止されます。

支給の繰上げ・繰下げ

退職共済年金（経過職域加算額）については、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰上げ請求または繰下げの申出を行うことができます。

繰上げによる年金額

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額} - \text{繰上げ減算額（※ 1）}$$

（※ 1）繰上げ減算額＝平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額×5/1,000×（繰上げを請求した日の属する月から老齢厚生年金の支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数）

繰下げによる年金額

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額} + \text{繰下げ加算額（※ 2）}$$

（※ 2）繰下げ加算額＝平成 27 年 9 月以前の組合員期間にかかる職域加算額（注）×7/1,000×（本来支給の老齢厚生年金の受給権取得月（通常は 65 歳）から繰下げ請求を行った月の前月までの期間月数（最大 60 月（※ 3）））

（注）65 歳以降繰下げ請求を行うまでの間に組合員であった期間があるときは、その期間は年金が支給停止となるため、繰下げによる増額の対象とはなりません。

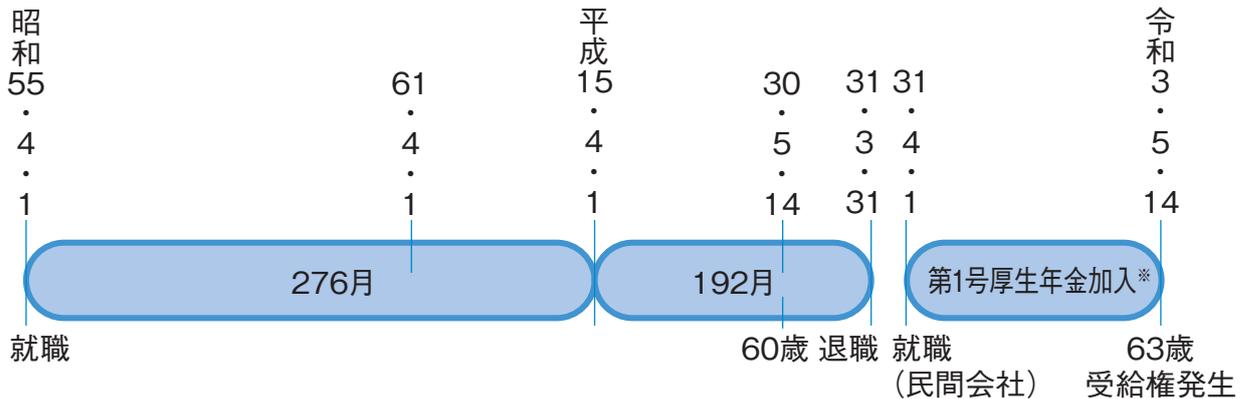
（※ 3）年金制度改正により、令和 4 年 4 月 1 日から、繰下げ上限年齢は 70 歳から 75 歳に引き上げられるため、最大 120 月となります。

7

老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の計算例

※「本来水準の額」の計算例を掲載しています。

計算例 1



※第1号厚生年金の被保険者期間分は、日本年金機構にて年金を決定・支給されることとなります。

生年月日	昭和33年5月15日
被保険者期間合計	468月
平均標準報酬月額 (平成15年3月以前)	300,000円
平均標準報酬額 (平成15年4月以降)	650,000円 600,000円(平成27年9月まで)

63歳から

老齢厚生年金

報酬比例額のみ

以下イ+ロ

1,273,979円

計算内訳

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬月額	給付乗率	平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数	
300,000円	$\frac{7.125}{1,000}$	276月	= 589,950円

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

平均標準報酬額 (賞与も対象)	給付乗率	平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間の月数	
650,000円	$\frac{5.481}{1,000}$	192月	= 684,029円

退職共済年金(経過的職域加算額)

以下イ+ロ 216,630円

計算内訳

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

平均標準報酬月額	給付乗率	平成15年3月以前の 組合員期間の月数		
300,000円	$\times \frac{1.425}{1,000}$	\times	276月	= 117,990円

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

平均標準報酬額 (賞与も対象)	給付乗率	平成15年4月以降の 組合員期間の月数		
600,000円	$\times \frac{1.096}{1,000}$	\times	150月	= 98,640円

経過的職域加算額の対象となるのは
平成27年9月までの組合員期間です。

65歳から

老齢厚生年金

報酬比例額+経過的加算額(+加給年金額)

1,292,401円
(+390,500円)

計算内訳

報酬比例額(計算内訳は前頁のとおり)		1,273,979円
経過的加算額		
定額	老齢基礎年金相当額	
761,904円	- 743,482円	= 18,422円
1,628円×468月	780,900円 × $\frac{457}{480}$	
さらに、加給年金額(20頁をご覧ください。)の対象となる配偶者がいる場合には、配偶者が65歳に到達するまで、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。		(390,500円)

退職共済年金(経過的職域加算額)

計算内訳は上記のとおり

216,630円

このほか、国民年金の被保険者期間に応じて、日本年金機構から「老齢基礎年金」が支給されます。(88頁をご覧ください。)

また、平成27年10月以降の組合員期間がある場合、「退職年金」(退職等年金給付)が支給される場合があります。(58頁をご覧ください。)

第4

障害厚生年金・障害手当金

1 障害厚生年金

受給要件

障害厚生年金は、次の①から③のいずれかの要件に該当し、かつ、保険料納付要件を満たしているときに支給されます。

- ① 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその前に症状が固定したときはその日）に障害の程度（注）が1級から3級までの障害の状態にあるとき。

「症状が固定したとき」とは…

症状が固定したと判断できる例として、次のようなものがあります。

1. 人工弁、ペースメーカーなどを装着した日
2. 人工透析を開始して3か月を経過した日
3. 上・下肢を切断または離断した日
4. 人工骨頭または人工関節をそう入置換した日
5. 人工肛門または尿路変更術を施した日から起算して6か月を経過した日
6. 新膀胱を造設した日

（注）厚生年金保険法施行令で定める障害の程度をいいます。（以下同じ。42頁をご覧ください。）

- ② 傷病にかかる初診日において第2号厚生年金被保険者であった方で、かつ、障害認定日に3級以上に該当しなかった方が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき。
- ③ 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病と当該被保険者となる前にあったその他の障害とを併合して2級以上の障害の状態になったとき。

保険料納付要件

次のいずれかに該当したときに要件を満たします。

- ア 初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上であること
- イ 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、その初診日の属する月の前々月の1年間に国民年金の未納期間がないこと

障害共済年金（経過的職域加算額）について

平成 27 年 9 月以前の組合員期間中に傷病にかかる初診日がある障害の場合は、障害厚生年金とあわせて障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。（43 頁以降をご覧ください。）

年金額

障害厚生年金は、次の合算額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} (+ \text{加給年金額})$$

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の第2号} \\ & \text{(令和3年再評価による水準)} \times \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{aligned} \quad \text{(給付乗率)}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以降の第2号} \\ & \text{(令和3年再評価による水準)} \times \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{aligned} \quad \text{(給付乗率)}$$

従前保障額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の第2号} \\ & \text{(平成6年水準)} \times \text{厚生年金被保険者期間の月数} \times 0.999 \end{aligned} \quad \text{(給付乗率)} \quad \text{(令和3年度)}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1,000} \times \text{平成15年4月以降の第2号} \\ & \text{(平成6年水準)} \times \text{厚生年金被保険者期間の月数} \times 0.999 \end{aligned} \quad \text{(給付乗率)} \quad \text{(令和3年度)}$$

<報酬比例額の最低保障額>

障害基礎年金が支給されないとき(障害等級が3級のときなど)で、39頁で計算した報酬比例額が585,700円に満たないときは、585,700円が保障されます。(令和3年度)

(注)1.第2号厚生年金被保険者期間の総月数が300月未満のときは、イ、口のそれぞれの額に換算率(300月/第2号厚生年金被保険者期間の総月数)を乗じます。

また、障害の程度が1級のときは、イ、口のそれぞれの額に125/100を乗じます。

2.第2号厚生年金被保険者期間の月数は、障害認定日までの月数となります。

3.複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。

加給年金額

224,700円(令和3年度)

障害の程度が1級または2級の障害厚生年金については、障害厚生年金を受けている方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(子は除かれます。)がいるときに加給年金額が加算されます。

この生計維持関係については、老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合と同様の取扱いとなっています。(20頁をご覧ください。)

なお、障害厚生年金の受給権が発生した時点で、加給年金額の加算対象となる配偶者がいなくても、その後婚姻等により、加算の要件を満たすことになった場合には、加給年金額が加算されます。

また、加給年金額の加算の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは、加給年金額の支給は停止されます。

- ・配偶者自身が、被用者年金制度から平成27年10月前に受給権を取得した老齢厚生年金や退職共済年金(加入期間が20年以上のものか、20年以上あるとみなされるものに限り)を受けているとき
- ・配偶者自身が、平成27年10月以降に受給権を取得した第1号厚生年金被保険者から第4号厚生年金被保険者期間にかかるいずれかの老齢厚生年金を受けていて、年金の計算基礎となっている期間(2以上の年金を受けているときは合算した期間)が20年以上であるか、または、20年以上あるとみなされるとき
- ・配偶者自身が、公的年金制度から障害(厚生)年金、障害基礎年金を受けているとき

●障害基礎年金について

障害の程度が1級または2級に該当したときは、原則として国民年金法による「障害基礎年金」があわせて支給されます。

なお、障害の程度が3級のときは、障害厚生年金のみが支給されます。

障害基礎年金の額

(令和3年度)

障害の程度	年金額
1級	976,125円
2級	780,900円

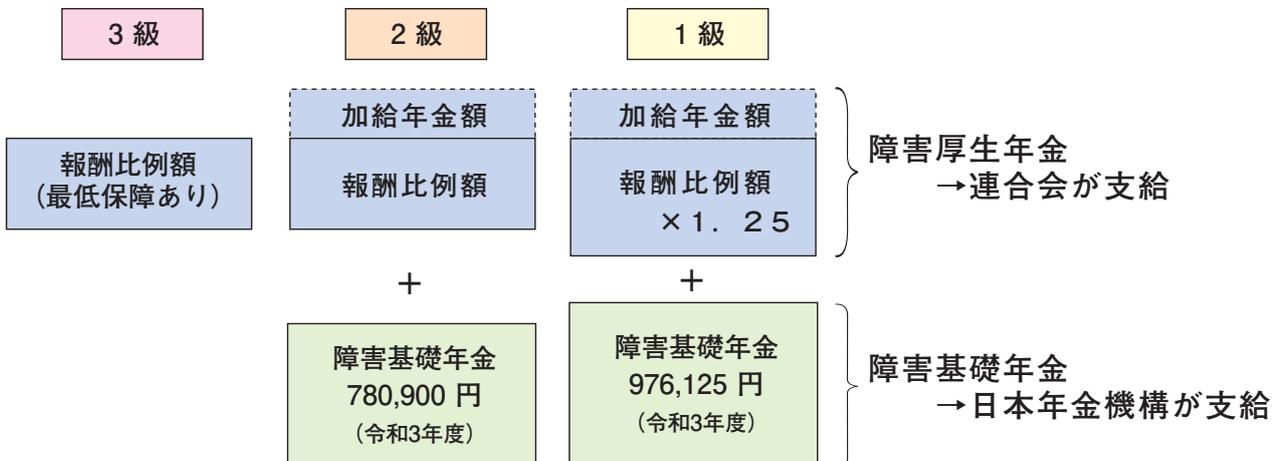
子の加算額

障害基礎年金の額は、障害基礎年金を受けている方によって生計を維持されている18歳未満（18歳に達した年度末まで）の子、または20歳未満で障害の程度が1級、2級に該当している子がいるときには、次の加算額が加算されます。

なお、障害基礎年金の受給権が発生した時点で、加算額の対象となる子がいなくても、その後出生等により加算の要件を満たすことになった場合には、この加算額が加算されます。

(令和3年度)

子の人数	加算額
2人目まで 1人につき	224,700円
3人目から 1人につき	74,900円



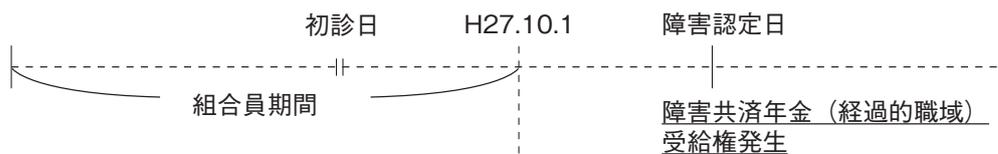
障害の程度	障 害 の 状 態	
一級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	<p>1 両眼の視力の和が0.04以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
二級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	<p>1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
三級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	<p>1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>3 そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったものまたはおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの</p> <p>9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの</p> <p>10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>11 両下肢の十趾の用を廃したもの</p> <p>12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>13 精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>14 傷病が治らないで、身体の機能または精神もしくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</p>

2

障害共済年金（経過的職域加算額）

受給要件

平成 27 年 9 月以前の組合員期間中に初診日がある障害により、障害厚生年金を受けることができるときは、障害厚生年金とあわせて障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。



年金額

障害共済年金（経過的職域加算額）の額は、次の区分に応じて計算した額となります。

<公務外障害の場合>

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間（注 1）にかかる職域加算額}$$

<公務等障害の場合>

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月以前の組合員期間（注 1）にかかる公務等による職域加算額（注 2）}$$

(注 1) 組合員期間は、障害認定日の属する月まで（ただし、障害認定日が平成 27 年 10 月 1 日以降であるときは、平成 27 年 9 月まで）の期間となります。

(注 2) 公務等による職域加算額については、別途、最低保障額が設けられています。

年金額の計算(公務外障害の場合)

次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.425}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.096}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array}$$

従前保障額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.5}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.154}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

(注1) 組合員期間の月数は、障害認定日まで(ただし、障害認定日が平成27年10月1日以降であるときは、平成27年9月までの月数となります)。

(注2) 組合員期間の総月数が300月未満のときは、イ、ロのそれぞれの額に換算率(300月/組合員期間の総月数)を乗じます。また、障害の程度が1級のときは、その額に125/100を乗じます。

在職支給停止

障害共済年金(経過職域加算額)の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給が停止されます。

公務調整

公務等による障害共済年金(経過職域加算額)については、別途国家公務員災害補償法等による障害補償年金等が支給される間は、当該年金のうち300月に相当する部分の額の支給が停止されます。

3

障害手当金

受給要件

障害手当金は、次の①および②のすべてに該当し、かつ、保険料納付要件（注1）を満たしているときに一時金として支給されます。

- ① 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が、初診日から起算して5年を経過するまでの間に治癒した日において、一定の障害（注2）が残ったとき。
- ② ①の治癒した日において、次のいずれにも該当していないこと。
 - ・他の年金の受給権者であるとき。（ただし、障害状態に該当しなくなった日から起算して3年を経過している障害厚生年金、または障害基礎年金を除く。）
 - ・国家公務員災害補償法等による障害補償等の受給権者であるとき。

（注1）障害厚生年金の納付要件を満たしていることが必要です。（38頁をご覧ください。）

（注2）厚生年金保険法施行令で定める障害の程度をいいます。（46頁をご覧ください。）

年金額

障害手当金（一時金）は、次の額となります。

$$\text{手当金額} = \text{報酬比例額} \times 2$$

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{7.125}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array}$$

□ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\frac{\text{平均標準報酬額 (令和3年再評価による水準)}}{1,000} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間の月数} \times (\text{給付乗率})$$

従前保障額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\frac{\text{平均標準報酬月額 (平成6年水準)}}{1,000} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数} \times 0.999 \text{ (令和3年度)} \times (\text{給付乗率})$$

□ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\frac{\text{平均標準報酬額 (平成6年水準)}}{1,000} \times \frac{5.769}{1,000} \times \text{平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間の月数} \times 0.999 \text{ (令和3年度)} \times (\text{給付乗率})$$

<手当金額の最低保障額>

前述で計算した手当金額が1,171,400円に満たないときは、1,171,400円が保障されます。(令和3年度)

- (注) 1. 第2号厚生年金被保険者期間の総月数が300月未満のときは、イ、口のそれぞれの額に換算率(300月/第2号厚生年金被保険者期間の総月数)を乗じます。
 2. 第2号厚生年金被保険者期間の月数は、障害認定日までの月数となります。
 3. 複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。

障害の程度	障 害 の 状 態
障 害 手 当 金	1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2 一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
	5 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの
	6 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
	7 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
	8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	9 脊柱の機能に障害を残すもの
	10 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
	11 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
	12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	14 一上肢の二指以上を失つたもの
	15 一上肢のひとさし指を失つたもの
	16 一上肢の三指以上の用を廃したもの
	17 ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
	18 一上肢のおや指の用を廃したもの
	19 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
	20 一下肢の五趾の用を廃したもの
	21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの



メモ欄

A large, empty rectangular area with rounded corners, intended for taking notes. The area is white and is surrounded by a light green border. The top edge of the page has a series of white circles, suggesting a spiral binding.



1 遺族厚生年金

受給要件

厚生年金被保険者の方や老齢厚生年金等を受けている方などが、次の①から④のいずれかに該当したときは、その遺族の方に遺族厚生年金が支給されます。

- ① 厚生年金被保険者の方が死亡したとき。
 - ② 厚生年金被保険者であった間に初診日がある傷病により、退職後、その初診日から5年以内に死亡したとき。
 - ③ 障害厚生年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき。
 - ④ 保険料納付済期間等が25年以上である老齢厚生年金等の受給権者の方または保険料納付済期間等が25年以上である方が死亡したとき。 → これを「長期要件」といいます。
- これを「短期要件」といいます。

(注) 上記①または②の要件によるときは、さらに次のア、イのいずれかの要件を満たしていることが必要です。
 ア 死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上であること
 イ 令和8年4月1日前に65歳未満で死亡したときは、その死亡日の属する月の前々月の1年間に国民年金の未納期間がないこと

遺族の範囲と順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族の方とは、厚生年金被保険者であった方の死亡当時、その方によって「生計を維持していた方(☆)」をいい、遺族厚生年金を受けることができる遺族の方の順位は次のとおりとなっています。

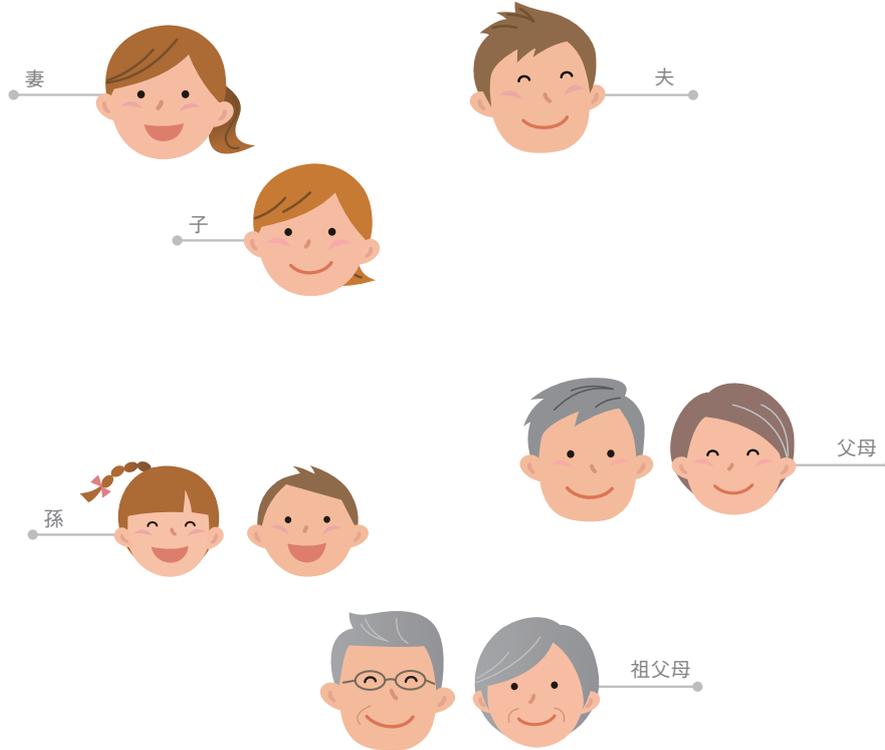
- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母（配偶者または子が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）
- ④ 孫（配偶者、子または父母が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）
- ⑤ 祖父母（配偶者、子、父母または孫が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）

(注) 1. 子や孫については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあってまだ配偶者がいない方か、被保険者もしくは被保険者であった方の死亡当時から引き続き障害の程度が1級または2級に該当している20歳未満の方で、かつ、現に婚姻していない方となります。
 2. 夫、父母、祖父母は55歳以上の者となります。また、60歳以後の支給となります。
 ただし、夫については、遺族基礎年金を受けられる場合は60歳到達前でも支給されます。

(☆) 生計を維持していた方

生計を維持していた方とは、生計を共にして、かつ、恒常的な年収が850万円未満（または所得額が655万5千円未満）である方をいいます。

生計維持関係については、加給年金額が支給される場合と同様の取扱いとなっています。（詳しくは20頁をご覧ください。）



◎ 請求手続きの方法については、92頁をご覧ください。

遺族共済年金（経過的職域加算額）について

平成27年9月以前の組合員期間を有する者が死亡したとき（平成27年10月以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合を除きます。）は、その方の遺族の方に遺族厚生年金とあわせて遺族共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

年金額

遺族厚生年金の額は、次の合計額となります。

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} (+ \text{中高年齢寡婦加算額})$$

なお、遺族厚生年金の額は、受給要件が「短期要件」であるか「長期要件」であるかにより、計算方法が異なります。

短期要件

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{7.125}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{5.481}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

従前保障額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{7.5}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{5.769}{1,000} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4} \times \begin{array}{c} 0.999 \\ \text{(令和3年度)} \end{array}$$

(注) 1. 第2号厚生年金被保険者期間の総月数が300月未満のときは、イ、ロのそれぞれの額に換算率(300月/第2号厚生年金被保険者期間の総月数)を乗じます。

2. 短期要件については、複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。

中高齢寡婦加算額 585,700 円（令和3年度）

妻が遺族厚生年金を受ける場合で、40歳から65歳に達するまでの間、加算されることになっています。

なお、国民年金法による遺族基礎年金をあわせて受けることができるときは、その間、この中高齢寡婦加算額は支給が停止されます。

長期要件

報酬比例額

報酬比例額は、次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{7.125}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{5.481}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

従前保障額（イ、口の合計額）

イ 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{7.5}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4} \times 0.999$$

(令和3年度)

ロ 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{5.769}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の第2号} \\ \text{厚生年金被保険者期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4} \times 0.999$$

(令和3年度)

(注) 死亡した第2号厚生年金被保険者であった方が、昭和21年4月1日以前に生まれた方であるときは、給付乗率が異なります。

中高齢寡婦加算額**585,700 円（令和 3 年度）**

妻が遺族厚生年金を受ける場合で、第 2 号厚生年金被保険者期間と他の種別の被保険者期間を合算し、240 月以上あるときに限り、40 歳から 65 歳に達するまでの間、加算されることになっています。

なお、国民年金法による遺族基礎年金をあわせて受けることができるときは、その間、この中高齢寡婦加算額は支給が停止されます。

●遺族基礎年金について

遺族厚生年金を受給できる方が、次の①、②のいずれかの条件に該当するときは、原則として、国民年金法による「遺族基礎年金」があわせて支給されます。

- ① 遺族厚生年金を受けられる配偶者で、子（注）がいるとき
- ② 遺族厚生年金を受けられる子がいるとき

（注）子については、48 頁〔遺族の範囲と順位〕の（注）1 をご覧ください。

遺族基礎年金の額

（令和 3 年度）

年金額	780,900円
-----	----------

配偶者が受けるときの加算額

（令和 3 年度）

子の人数	加算額
2人目まで 1人につき	224,700円
3人目から 1人につき	74,900円

子が受けるときの加算額

（令和 3 年度）

子の人数	加算額
2人のとき	224,700円
3人目から 1人につき	74,900円

遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金を受けている方が、次の①から⑤のいずれかに該当したときは、その受ける権利はなくなります。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき
- ③ 直系の血族または姻族以外の方の養子になったとき
- ④ 子や孫である方が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ⑤ 30歳未満で遺族厚生年金を受けることになった妻については、次のいずれかに該当したとき

ア 30歳未満で遺族厚生年金を受けることになった妻に子がない場合は、受給権取得日から5年を経過したとき

イ 30歳未満で遺族厚生年金を受けることになった妻に子がいて、同時に国民年金法による遺族基礎年金を受けていたが、30歳に到達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合には、そのときから5年を経過したとき

(注) 子や孫とは、18歳未満(18歳到達の年度末まで)か、または20歳未満で障害の程度が1級、2級に該当し、かつ、婚姻していない子をいいます。

支給停止

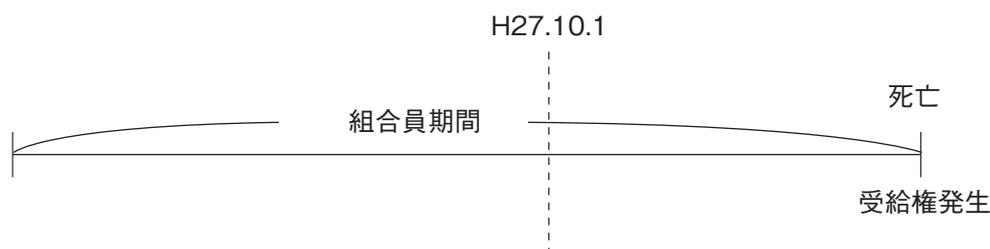
- ① 夫、父母または祖父母に対する遺族厚生年金は、これらの受給権者が60歳に達するまでの間は当該年金の支給が停止されます。ただし、夫については、遺族厚生年金と同一事由による遺族基礎年金の受給権を有するときは当該年金の支給停止は行われません。
- ② 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が当該年金の受給権を有する間、次の場合を除き、当該年金の支給が停止されます。
 - ア 遺族基礎年金の受給権を有しない夫が60歳未満により年金の支給が停止されているとき
 - イ 子のみが同一事由による遺族基礎年金の受給権を有しているとき

2

遺族共済年金(経過的職域加算額)

受給要件

平成 27 年 9 月以前の組合員期間を有する方が死亡したとき（平成 27 年 10 月 1 日以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合は除きます。）は、その方の遺族に遺族厚生年金とあわせて遺族共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。



(注) 平成 27 年 10 月 1 日以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡したときは、退職等年金給付制度による公務遺族年金の対象となります。(65 頁をご覧ください。)

遺族の範囲と順位

遺族共済年金（経過的職域加算額）を受けることができる遺族の方とは、組合員または組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持していた方をいい、遺族共済年金（経過的職域加算額）を受けることができる遺族の順位は次のとおりとなっています。

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母（配偶者または子が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）
- ④ 孫（配偶者、子または父母が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）
- ⑤ 祖父母（配偶者、子、父母または孫が受給権を取得したときは遺族に該当しません。）

(注) 1. 子や孫については、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあってまだ配偶者がいない方か、組合員もしくは組合員であった方の死亡当時から引き続き障害の程度が 1 級または 2 級に該当している 20 歳未満の方で、かつ、現に婚姻していない方となります。
2. 夫、父母、祖父母は 55 歳以上の者となります。また、60 歳以降の支給となります。
ただし、夫については、遺族基礎年金を受けられる場合は 60 歳到達前でも支給されます。

年金額

遺族共済年金（経過的職域加算額）の額は、次の①から④の区分に応じて計算した額となります。

<公務外による死亡の場合>

①短期要件

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月までの組合員期間（300 月未満である場合は 300 月）にかかる職域加算額}$$

②長期要件

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月までの組合員期間にかかる職域加算額}$$

<公務等による死亡の場合>

③短期要件

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月までの組合員期間（300 月未満である場合は 300 月）にかかる公務等による職域加算額}$$

④長期要件

$$\text{年金額} = \text{平成 27 年 9 月までの組合員期間（300 月未満である場合は 300 月）にかかる公務等による職域加算額}$$

（注）③、④については、別途、最低保障額が設けられています。

年金額の計算(公務外死亡の場合)

短期要件

次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.425}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数(注2)} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \frac{1.096}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

従前保障額(イ、口の合計額)

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.5}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数(注2)} \end{array} \times \frac{3}{4} \times \frac{0.999}{\text{(令和3年度)}}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \frac{1.154}{1,000} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注1・2)} \end{array} \times \frac{3}{4} \times \frac{0.999}{\text{(令和3年度)}}$$

(注1) 組合員期間の月数は、平成27年9月までの月数となります。

(注2) 組合員期間の総月数が300月未満のときは、イ、口のそれぞれの額に換算率(300月/組合員期間の総月数)を乗じます。

長期要件

次の本来水準の額と従前保障額のうち、いずれか多い方の額で決定されます。

本来水準の額（イ、ロの合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.425}{1,000} \text{ (注1)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(令和3年再評価による水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.096}{1,000} \text{ (注1)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注2)} \end{array} \times \frac{3}{4}$$

従前保障額（イ、ロの合計額）

イ 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.5}{1,000} \text{ (注1)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{組合員期間の月数} \end{array} \times \frac{3}{4} \times 0.999 \text{ (令和3年度)}$$

ロ 平成15年4月以降の組合員期間に対する額

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(給付乗率)} \\ \frac{1.154}{1,000} \text{ (注1)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{組合員期間の月数(注2)} \end{array} \times \frac{3}{4} \times 0.999 \text{ (令和3年度)}$$

(注1) 組合員期間の月数が240月(20年)未満であるときの給付乗率は、1/2を乗じます。

(注2) 組合員期間の月数は、平成27年9月までの月数となります。

遺族共済年金（経過的職域加算額）の失権や支給停止

遺族共済年金（経過的職域加算額）の失権や支給停止の要件は遺族厚生年金と同様です。（遺族厚生年金の失権や支給停止の要件については、53頁をご覧ください。）

第6

退職等年金給付

平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有する方については、従来の職域加算額に代わり、新たに退職等年金給付が支給されることとなります。

なお、退職等年金給付は、組合員として在職中の間、支給を停止されます。

1 退職年金

受給要件

次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

- ① 65 歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1 年以上引き続く組合員期間を有していること

給付算定基礎額

退職等年金給付は、毎年、保険料を納めていただくことにより、毎月の報酬に一定率（付与率）を乗じた付与額と、これに対する利子を累積した給付算定額を基礎に次のように計算されます。

$$\text{給付算定基礎額} = \left\{ \text{組合員期間}^{*1} \text{にかかる各月の標準報酬の月額および標準期末手当等の額} \times \text{付与率}^{*2} \right\} \text{の累計額} + \text{当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率}^{*3} \text{により複利計算の方法で計算した利子の総額}$$

※ 1 平成 27 年 10 月以降の組合員期間が対象となります。

※ 2 付与率とは
連合会の定款で定められる率で、平成 27 年 10 月からは 15/1,000 です。

※ 3 基準利率とは
国債利回りを基礎として、積立金の運用状況、その見通し等を勘案して、毎年 9 月 30 日までに連合会の定款で定められる率です。

対象期間	基準利率
令和 2 年 10 月 1 日～ 3 年 9 月 30 日	0.0/1,000
令和 3 年 10 月 1 日～ 4 年 9 月 30 日	0.0/1,000

年金額

退職年金の年金額は、終身退職年金と有期退職年金*とに分かれることになります。

*有期退職年金は、20年もしくは10年の有期給付、または一時金として受けることができます。

支給される年金額は、それぞれの区分に応じて計算されたものとなります。

終身退職年金

① 給付事由が生じた日の属する年の決定額

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}^{*1}}{\text{受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}^{*2}}$$

※1 **終身退職年金算定基礎額**

＝給付算定基礎額×1/2（組合員期間が10年未満であるときは、1/4。なお、「10年未満」を判断する際には、平成27年9月以前の組合員期間を含みます。）

※2 **終身年金現価率** とは

基準利率、死亡率の状況およびその見通し等を勘案して、終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率で、年齢の区分により設定されています。

(例) 終身年金現価率

(適用期間: 令和2年10月1日～3年9月30日)

60歳…27.345773 61歳…26.466335

62歳…25.594911 63歳…24.732649

64歳…23.879207 65歳…23.033747

(適用期間: 令和3年10月1日～4年9月30日)

60歳…27.345773 61歳…26.466335

62歳…25.594911 63歳…24.732649

64歳…23.879207 65歳…23.033747

② 翌年以降の決定額

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{各年の10月1日から翌年の9月30日までの間における終身退職年金算定基礎額}^{*3}}{\text{各年の10月1日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}}$$

※3 各年の9月30日における終身退職年金額×同日における受給権者の年齢（各年の3月31日における受給権者の年齢に1歳を加えた年齢）に対して適用される終身年金現価率

有期退職年金

① 給付事由が生じた日の属する年の決定額

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}^{※1}}{\text{受給残月数}^{※2} \text{の区分に応じた有期年金現価率}^{※3}}$$

- ※1 **有期退職年金算定基礎額**
 = 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満であるときは、1/4。なお、「10年未満」を判断する際には、平成27年9月以前の組合員期間を含みます。)
- ※2 **受給残月数**とは
 (240月または120月—当該年の9月分までの有期退職年金の受給月数)により計算した受給残月数をいいます。ただし、1月1日から9月30日までの間に給付事由が生じた場合には、240月または120月をその年の9月30日までの受給残月数とします。
- ※3 **有期年金現価率**とは
 基準利率等を勘案して、支給残月数の期間において一定額の年金を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率で、受給残月数に応じて月単位で設定されています。

(例) 有期年金現価率

(適用期間: 令和2年10月1日～3年9月30日)

(適用期間: 令和3年10月1日～4年9月30日)

240月…20.000000

120月…10.000000

240月…20.000000

120月…10.000000

228月…19.000000

108月…9.000000

228月…19.000000

108月…9.000000

216月…18.000000

96月…8.000000

216月…18.000000

96月…8.000000

② 翌年以降の決定額

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{各年の10月1日から翌年の9月30日までの間における有期退職年金算定基礎額}^{※4}}{\text{各年の10月1日における支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

- ※4 各年の9月30日における有期退職年金額 × 同年の10月1日における受給残月数に対して同年の9月30日において適用される有期年金現価率

☆有期退職年金については、次のとおり、一時金を選択することも可能です。

有期退職年金に代わる一時金

有期退職年金の給付事由発生後6月以内に、受給権者の方が退職年金の請求と同時に請求した場合には、20年(240月)または10年(120月)の支給期間の有期退職年金に代えて、一時金を選択することができます。

$$\text{一時金額} = \text{給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額}$$

<遺族に対する一時金>

「有期退職年金」は20年(240月)または10年(120月)の間に限って支給されますが、この受給期間が終了する前または受給開始前(組合員である間を含みます)に受給権者の方または組合員の方(1年以上の引き続く組合員期間を有する方に限ります)が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」の額に相当する額が一時金として、その方の遺族に支給されます。

●有期退職年金の受給者が死亡したときの一時金の額

$$\text{一時金額} = \text{死亡日における有期退職年金額} \times \text{同日における支給算月数に応じた有期年金現価率}$$

●退職年金を受給していない者が死亡したときの一時金の額

$$\text{一時金額} = \text{死亡日における給付算定基礎額} \times \frac{1}{2}^{**}$$

※ 組合員期間が10年未満である者が退職後に死亡したときは、1/4。なお、「10年未満」を判断する際には、平成27年9月以前の組合員期間を含みます。

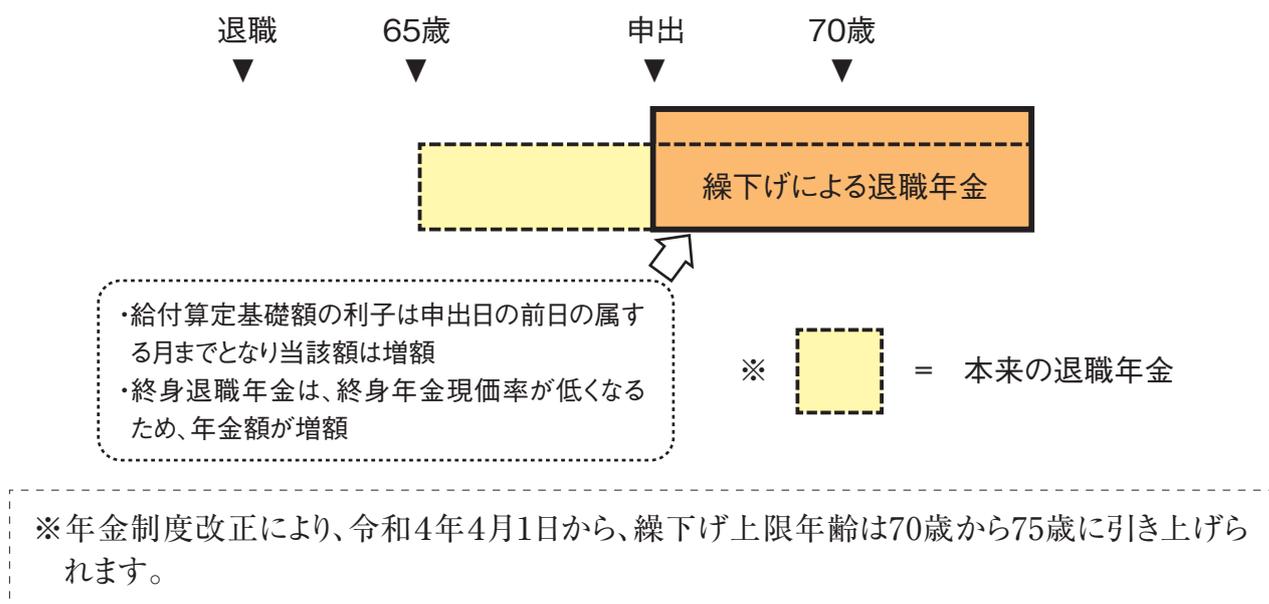
在職支給停止

退職年金の受給権者の方が組合員であるときは、その間、当該年金の支給が停止(中断)されます。(一時金は除かれます。)

支給の繰下げ

退職年金の受給権を有する方が退職年金の請求を行っていない場合には、70歳に達する日の前日までの間の希望するときから、退職年金を繰り下げて受ける申出をすることができ、申出の翌月から退職年金を受けることができます。

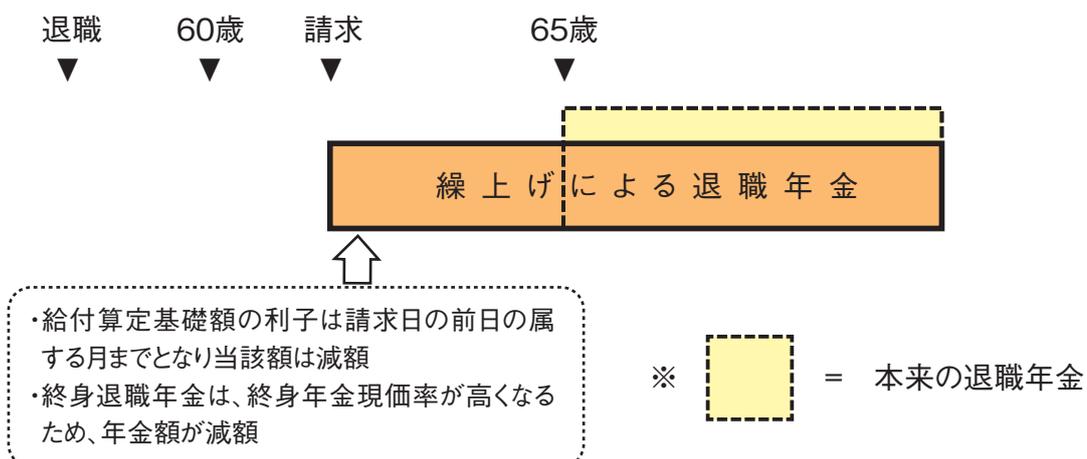
この繰下げの申出については、終身退職年金と有期退職年金（有期退職年金に代わる一時金も含まれます）を同時に行うこととなります。



支給の繰上げ

当分の間、1年以上の組合員期間を有し、かつ、退職している者は、60歳以上65歳に達する日の前日までの間の希望するときから、退職年金を繰り上げて受けることができます。

この繰上げの請求については、終身退職年金と有期退職年金（有期退職年金に代わる一時金も含まれます）を同時に行うこととなります。



2

公務障害年金

受給要件

次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

- ① 公務により病気にかかり、または負傷した方であること
- ② その病気または負傷にかかる傷病（以降「公務傷病」といいます。）
についての初診日^{*1}において組合員であること
- ③ 障害認定日^{*2}において、その公務傷病により、障害等級1級から3級
まで^{*3}に該当する障害状態であること

なお、通勤災害は対象となりません。

※1 該当する病気または負傷にかかる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいい、平成27年10月1日以降の日に限ります。

※2 次に掲げる日のいずれかの日をいいます。

・初診日から起算して1年6か月を経過した日

・初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその公務傷病が治ったときは、その治った日

・初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その状態に至った日

※3 厚生年金保険法における障害等級と同様です。

<例>

施行日(H27.10.1)

初診日(公務傷病)

障害認定日(1級~3級に該当)

組合員期間

公務障害年金

年金額

$$\text{公務障害年金額} = \frac{\text{公務障害年金算定基礎額}^{※4}}{\text{受給権者の年齢区分}^{※5} \text{に応じた終身年金現価率}} \times \text{調整率}^{※6}$$

各年度の年金額については、「調整率」^{※6}に基づき、国民年金並びのスライド改定が行われます。ただし、上記により計算した金額が、次の障害等級に応じた額より少ないときは、それぞれの額が年金額となります（最低保障）。

< 令和3年度価格 >

- ・ 障害等級1級：4,152,600円
 - ・ 障害等級2級：2,564,800円
 - ・ 障害等級3級：2,320,600円
- 厚生年金相当額^{※7}

※4 公務障害年金算定基礎額は、次の①または②のいずれかになります。

なお、使用する組合員期間は、すべて平成27年10月1日以降のものに限ります。

① 組合員期間が300月以下の場合

給付算定基礎額 × 5.334（1級の場合は、8.001） × 300 / 組合員期間月数

② 組合員期間が300月を超える場合

{ 給付算定基礎額 × 5.334（1級の場合は、8.001） × 300 / 組合員期間月数 } + { 給付算定基礎額（1級の場合は、× 1.25） × （組合員期間月数 - 300） / 組合員期間月数 }

※5 公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢を基準とした区分となります。

ただし、64歳（当分の間59歳）に満たないときは、64歳（当分の間59歳）を基準とした区分となります。

※6 次の計算により求めた率です。

$$\text{調整率} = \frac{\text{公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

なお、調整率の見直しは、毎年、4月分以降の年金について実施されます。

※7 公務障害年金以外に受けている障害厚生年金等の額（2以上の年金をあわせて受けることができる場合はその合計額）のうち、最も高い額をいいます。

在職支給停止

公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給が停止されます。ただし、障害厚生年金は支給されます。

3

公務遺族年金

受給要件

組合員の方や組合員であった方が次の①から③のいずれかに該当したときに、その方の遺族^{※1}の方に公務遺族年金が支給されます。

- ① 組合員が公務による病気または負傷にかかる傷病（以降、「公務傷病」といいます。）により死亡したとき
- ② 組合員が退職後、組合員期間中の初診日^{※2}がある公務傷病により、初診日^{※2}から5年以内に死亡したとき（1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある方の場合は、組合員が退職後、組合員期間中の初診日^{※2}がある公務傷病により死亡したとき）
- ③ 1級または2級の公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき（1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある方の場合は、公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき）

なお、通勤災害は対象となりません。

※1 遺族の範囲と順位

遺族の範囲と順位は遺族厚生年金にかかる遺族と同様になりますが、例外として、海上保安官等職務内容の特殊な職員が、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況下において一定の職務を遂行し、そのため公務上死亡（以降「特例公務による死亡」といいます。）した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子および父母は、遺族厚生年金の遺族の要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとして扱われます。

なお、この場合、夫および父母に関しては「死亡時55歳以上」の要件も必要がなく、また、1・2級の障害状態にある子および孫については20歳になっても失権しません。

※2 初診日について

該当する病気または負傷にかかる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。また、初診日がない場合には、死亡の原因となった傷病の発した日を初診日として取り扱うものとし、ます。なお、いずれの日も平成27年10月1日以降である必要があります。



年金額

$$\text{公務遺族年金額} = \frac{\text{公務遺族年金算定基礎額}^{*3}}{\text{死亡者の年齢区分}^{*4} \text{に応じた終身年金現価率}} \times \text{調整率}^{*5}$$

各年度の年金額については、「調整率」^{*5}に基づき、国民年金並びのスライド改定が行われます。ただし、上記により計算した金額が、次により計算した金額より少ないときは、この計算による金額が年金額となります（最低保障）。

<令和3年度価格>

1,038,100 円 — 厚生年金相当額^{*6}

- ※3 公務遺族年金算定基礎額は、次の①または②のいずれかになります。
なお、使用する組合員期間は、すべて平成27年10月1日以降のものに限ります。
 - ① 組合員期間が300月未満の場合
給付算定基礎額 × 2.25 × 300 / 組合員期間月数
 - ② 組合員期間が300月以上の場合
給付算定基礎額 × 2.25
- ※4 公務遺族年金の給付事由が生じた日における年齢を基準とした区分となります。
ただし、64歳（当分の間59歳）に満たないときは、64歳（当分の間59歳）を基準とした区分となります。
- ※5 次の計算により求めた率です。

$$\text{調整率} = \frac{\text{公務遺族年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

- ※6 公務遺族年金以外に受けている遺族厚生年金等の額（2以上の年金をあわせて受けることができる場合はその合計額）のうち、最も高い額をいいます。



メモ欄



退職等年金給付

第7

離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割制度（合意分割）

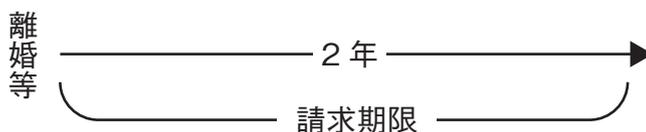
離婚時の年金分割制度とは、平成19年4月以降に離婚等（注1）をした場合において、当事者間の合意または裁判手続きにより、分割請求をすることおよび請求する按分割合（上限50%）を定めたときに、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額（注2）を比べて、多い方から少ない方への標準報酬月額および標準賞与額（以下「標準報酬月額等」といいます。）を分割することができる制度のことをいいます。

（注1） 離婚等とは、離婚、婚姻の取消しおよび省令で定める事由をいいます。（以下同じ。）

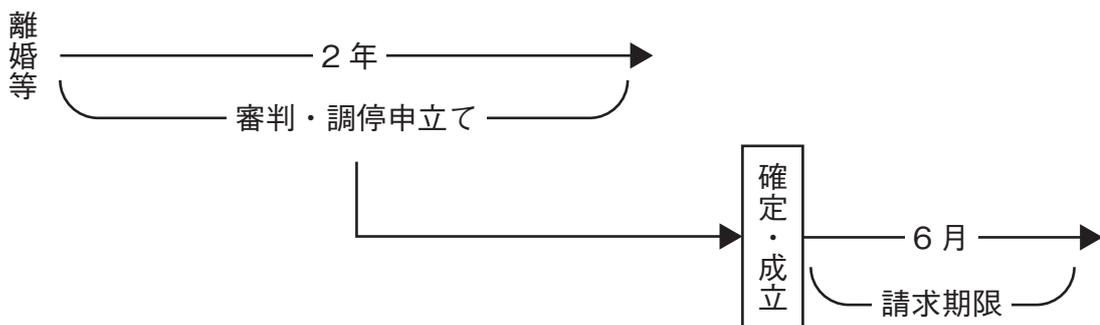
（注2） 当事者が第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有しているときは、婚姻期間中のすべての種別の厚生年金被保険者期間にかかる標準報酬総額が対象となります。

なお、分割請求は、原則、次の掲げる日の翌日から起算して2年を経過したときには行うことができません。

- ① 離婚が成立した日
- ② 婚姻が取り消された日
- ③ 事実婚が解消したと認められる日



ただし、離婚等から2年を経過するまでの間に、年金分割の按分割合に関する審判または調停の申立てを行っている場合には、請求期限の2年を経過した後であっても、当該審判が確定した日または調停が成立した日の翌日から起算して6月を経過する日までであれば、分割請求を行うことができます。



※ 分割のための合意または裁判手続きによる按分割合を決定した後、分割請求前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡した日から起算して1月以内に限り分割請求が認められます。

国民年金の第3号被保険者期間にかかる年金分割制度（3号分割）

国民年金の第3号被保険者期間にかかる年金分割制度は、厚生年金の被保険者の方が国民年金の第3号被保険者である被扶養配偶者を有する場合において、平成20年4月以降に離婚等をし、その後その被扶養配偶者であった方からの請求により、平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者期間にかかる厚生年金の被保険者の方の標準報酬月額等（注）の2分の1を分割することができる制度のことをいいます。

なお、原則、離婚等をしたときから2年を経過すると、この分割の請求はできなくなります。

（注） 第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の被保険者期間にかかる標準報酬月額等も含まれます。

「合意分割」と「3号分割」との主な相違点

	合意分割	3号分割
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以降の離婚等	平成20年5月1日以降の離婚等
分割の対象	婚姻期間中の当事者の標準報酬月額等	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以降の第3号被保険者であった期間中の厚生年金の被保険者の標準報酬月額等
分割の方法	婚姻期間中の標準報酬総額の多い方から、少ない方へ分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に分割
分割の割合	上限1/2 (当事者間の合意または裁判手続きにより定められた割合)	一律1/2 (当事者間の合意等は不要)
分割の請求ができる方	当事者双方またはいずれか一方	第3号被保険者であった方

第8

年金額の改定

年金額の改定（スライド）の基本的なしくみ

原則、年金額は、毎年度、賃金や物価の変動に応じて自動改定するしくみとなっています。具体的には、

①新規裁定者（年金を受給し始める方）の年金額は、賃金変動率により改定

②既裁定者（年金を受給している方）の年金額は、物価変動率により改定

することとされていますが、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者、既裁定者ともに賃金変動率で改定する等、状況に応じた改定の特例が設けられています。

給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）のしくみ

平成16年の年金制度の改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、「調整期間」※1においては、「現役人口の減少」※2と「平均余命の伸び」※3を勘案した率（スライド調整率）により、給付水準を調整するしくみになっています。

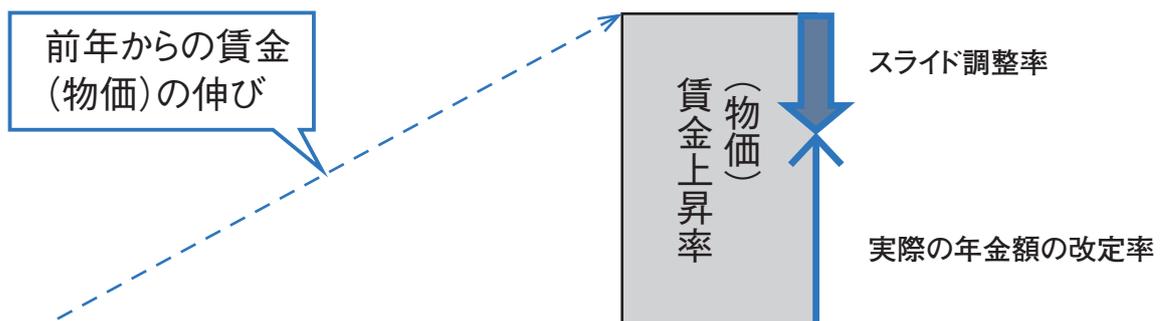
※1「調整期間」とは、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるよう、年金額の伸びの調整を行う期間をいいます。

※2「現役人口の減少」は、現役全体でみた保険料負担力の低下につながるものです。

※3「平均余命の伸び」は、受給者全体でみた給付費の増大につながるものです。

〈調整のイメージ図〉

○調整期間中は、年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなります。



令和3年度の年金額について

年金額の改定については、賃金水準の変動がマイナスで、賃金水準の変動が物価水準の変動を下回る場合には、新規裁定者の年金額、既裁定者の年金額ともに賃金変動に基づいて改定することが法律により定められています。

令和3年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス0.1%で物価変動率が0.0%となることから、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）に基づいて改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（0.1%）は翌年度以降に繰り越されます。

第9

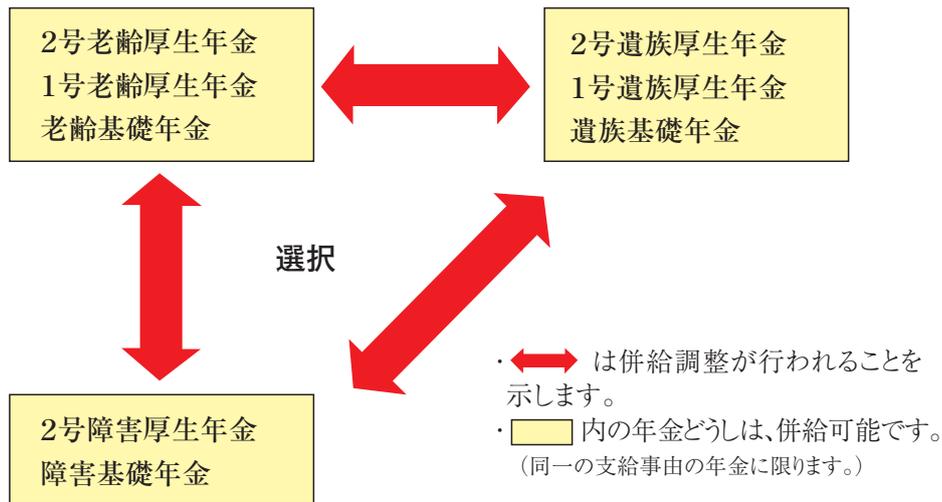
年金の併給調整

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。

したがって、2つ以上の年金を受けることができることになった場合には、いずれか1つの年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。これを「併給調整」といいます。

ただし、第2号厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金と第1号厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金のように、老齢という同一の事由に基づいて発生する年金については、あわせて受けることができます。

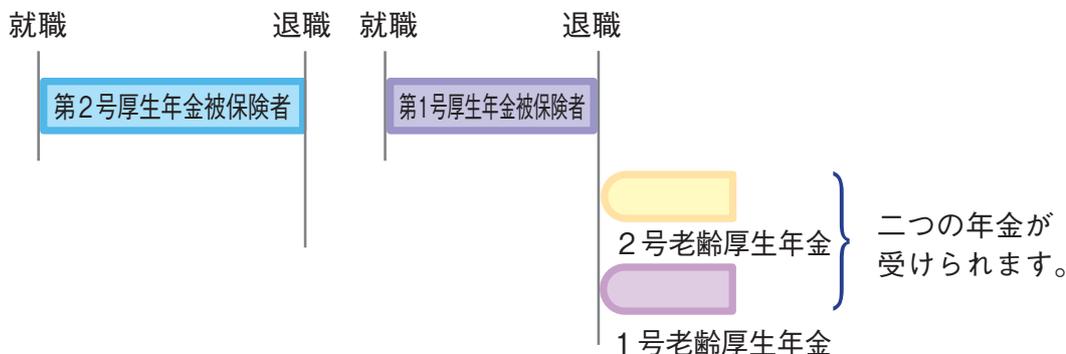
併給調整による年金の選択関係は、概ね次のようになります。



あわせて受けることのできる場合

老齢という同一の事由により発生する年金はあわせて受けることができます。

〈例〉 2号老齢厚生年金 + 1号老齢厚生年金

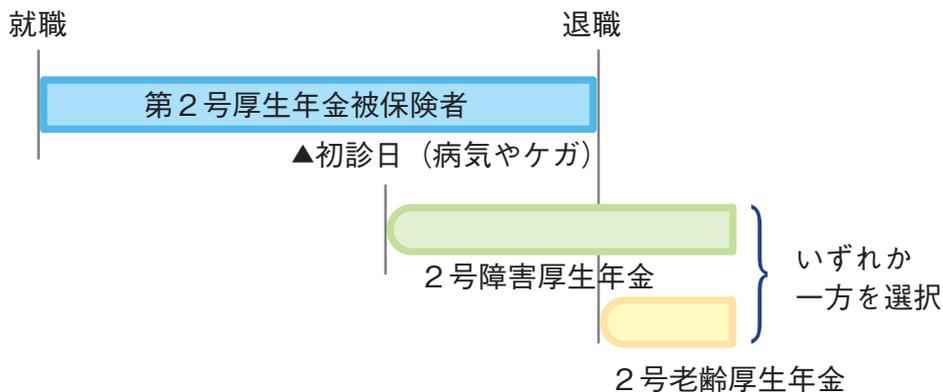


いずれか一方の年金を選択する場合

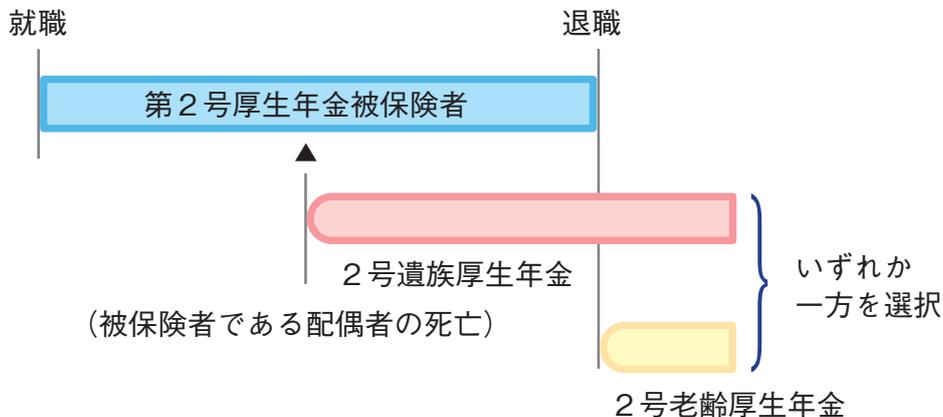
老齢と障害、老齢と死亡といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

〈例〉

① 2号老齢厚生年金と2号障害厚生年金



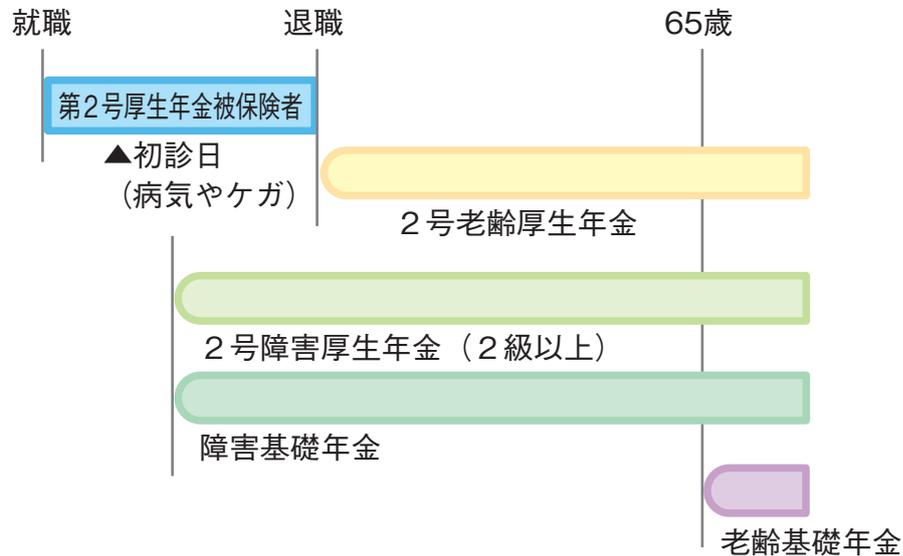
② 2号老齢厚生年金と2号遺族厚生年金



障害基礎年金とあわせて受けることのできる場合

障害基礎年金は、65歳から、老齢または死亡を給付事由とする厚生年金とあわせて受けることができます。

〈例〉老齢厚生年金＋障害基礎年金



○65歳まで…次の (ア) か (イ) のいずれかを選択

- (ア) 2号老齢厚生年金
- (イ) 2号障害厚生年金＋障害基礎年金

○65歳以降…次の (ア) ～ (ウ) のうちいずれかを選択

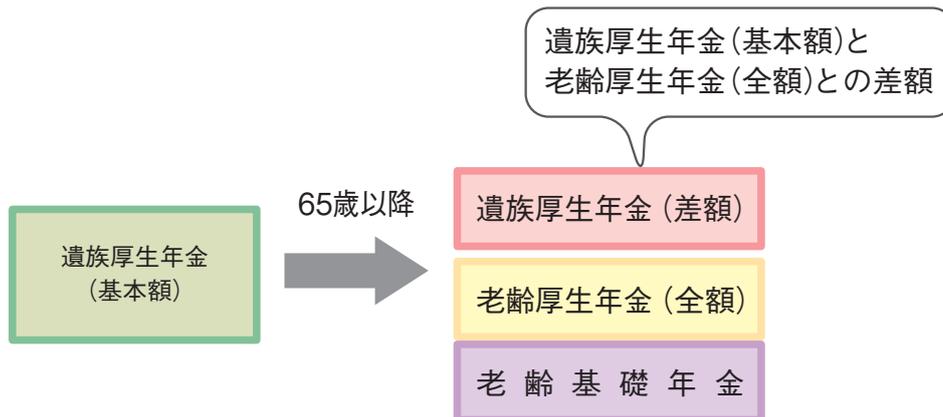
- (ア) 2号老齢厚生年金＋老齢基礎年金
- (イ) 2号老齢厚生年金＋障害基礎年金 (*)
- (ウ) 2号障害厚生年金＋障害基礎年金

(*) 2号老齢厚生年金および障害基礎年金の双方に子の加給年金額が加算されている場合には、2号老齢厚生年金の子の加給年金額は支給停止になります。

65歳以上の方が遺族厚生年金を受ける場合

老齢または死亡といった事由の異なる年金を受けることになった場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることとなりますが、65歳以降は受給方法が変わります。

〈例〉老齢厚生年金と遺族厚生年金



(注) 1. 65歳までは老齢厚生年金と遺族厚生年金のいずれか一方を受給することとなります。

(例は遺族厚生年金を選択して受給しています。)

2. 65歳以上で老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権を有している場合は、自身の老齢厚生年金を優先的に支給し、差額があればその差額を遺族厚生年金として支給することとなります。
3. 第2号厚生年金被保険者期間にかかる年金以外に他の種別の老齢厚生年金や遺族厚生年金を併給中の方も同様に実施機関間で調整されることとなります。

第10

年金にかかる税金

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金の支払いの際に所得税および復興特別所得税が源泉徴収されることになっています。

なお、遺族厚生年金や障害厚生年金などの年金には所得税は課税されません。

1. 所得税の源泉徴収について

(1) 源泉徴収の際の所得控除

その年中に連合会から受ける老齢厚生年金等の支給額が源泉徴収の対象となる年金額（の見込み）のとき、連合会の年金の支給額から所得控除（配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けることを希望する場合は、年金の決定を受けようとする時に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」といいます。）」を連合会に提出してください。

ただし、扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、基礎的控除は適用になります。

年金決定後は、源泉徴収の対象となる方へ、毎年10月上旬に連合会より「扶養親族等申告書」をお送りします。「扶養親族等申告書」を連合会に提出する場合の提出期限は、10月末日です。

(2) 源泉徴収の対象となる年金額

源泉徴収の対象となるのは、その年中に受ける年金の支給額が、65歳未満の方については108万円以上、65歳以上の方については158万円（老齢基礎年金の受給対象である方は80万円）以上のときです。

2. 源泉徴収税額の計算について

各定期支給期月の源泉徴収税額は、次の計算式により求めます。

(1) 「扶養親族等申告書」を提出した方の場合

◎ 源泉徴収税額の計算

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{2か月分の支給額} - \text{1か月分の控除額} \times 2) \times 5\%$$

※控除額の計算

$$\text{控除額} = \text{基礎的控除額 (月額)} + \text{人的控除額 (月額)}$$

(注) 1. 日本年金機構から老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円が減額されます。

2. 算出した支給額または算出した税額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。

3. 算出した控除額に1円未満の端数があるときは、端数は切り上げます。

●基礎的控除額 (月額)

次の受給権者の区分に応じた控除額となります。

受給権者の区分	基礎的控除額
65歳未満の方	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が90,000円未満のときは90,000円)
65歳以上の方	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が135,000円未満のときは135,000円)

(注) 「月割額」は、年金額を12で除して得た額で、その額が4の整数倍でないときは、4の整数倍に切り上げます。

●人的控除額 (月額)

次の①～⑤欄により求めた金額の合計額となります。

区 分	内 容	人的控除額
受給権者本人 にかかるもの	① 障害者	22,500円
	特別障害者	35,000円
控除対象配偶者 および扶養親族に かかるもの	② 寡夫 ひとり親	22,500円 30,000円
	③ 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 (70歳以上)	32,500円 40,000円
		④ 控除対象扶養親族 (16歳以上) 特定扶養親族 (19歳以上23歳未満) 老人扶養親族 (70歳以上)
	⑤ ③、④および扶養親族が障害者 〃 特別障害者 〃 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

(注) 1. 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている方をいいます。

2. 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある方をいいます。

3. 「同居特別障害者」とは、特別障害者のうち、受給権者と常に同居している方をいいます。

(16歳未満の扶養親族の者について)

所得税法の改正により、平成23年分から16歳未満の扶養親族の者に対する扶養控除は廃止となりました。ただし、その扶養親族の者が障害の状態にあるとき、障害の程度と受給権者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除を受けることができます。

(2) 平成25年から令和19年までの各年分の年金については、「復興特別所得税」として、前記(1)により算出した所得税とあわせて、次の式により算出された税額が源泉徴収されます。

$$\text{復興特別所得税} = \text{年金から源泉徴収される所得税額} \times 2.1\%$$

3. 源泉徴収税額の計算例

〈例1〉 年金額 1,785,576 円 (定期支給期月の支給額 297,596 円)

本人が66歳で、控除対象配偶者あり

「扶養親族等申告書」の提出あり

○各定期支給期月の源泉徴収税額の計算

支給額	-	控除額(注)	×	税率	=	源泉徴収税額
(297,596円)		240,000円)		5.105%		2,940円
⋮		⋮				

$$(1,785,576 \text{円} \times \frac{2}{12} \text{か月}) (120,000 \text{円} \times 2 \text{か月})$$

○支払金額の計算 $297,596 \text{円} - 2,940 \text{円} = 294,656 \text{円}$

(注) 控除額の計算 (月額)

基礎的控除額	人的控除額
$(148,798 \text{円} \times \frac{25}{100} + 65,000 \text{円})$	$32,500 \text{円}$
月割額の25%	配偶者控除

$$= 167,500 \text{円}$$

※ () 内の計算金額が135,000円未満の場合は135,000円

$$167,500 \text{円} - 47,500 \text{円} = 120,000 \text{円}$$

※ 65歳以上で、老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円が調整(減額)されます。

※ 支給額とは、厚生年金(報酬比例額)と共済年金(経過的職域加算額)を合わせたものです。

4. 確定申告について

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行いますが、給与所得のように「年末調整」による税額の精算を行いません。

老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合には、年金と給与所得等からのそれぞれの徴収税額を合算した「合計税額」と、年金と給与所得等を合算した所得の総額に対する「年税額」との過不足額を確定申告で精算することになります。

また、その年の所得が年金だけの場合でも、雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けられるときは、確定申告で精算することになります。

なお、公的年金等の収入金額（年金額）の合計が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は原則として不要になりましたが、市区町村への住民税の申告が必要です。



老齢厚生年金と雇用保険法等による給付との調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために、公共職業安定所に求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当等との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が厚生年金の被保険者である間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金の全部または一部の支給が停止されます。

1 老齢厚生年金と失業給付との調整

- 年金の支給が停止される期間は、求職の申込みをした日の属する月の翌月から、その求職の申込みにかかる失業給付の受給期間が経過した日の属する月または失業給付の所定給付日数の支給を受け終わった日の属する月のいずれか早い月までの間となっています。

基本的な調整のしくみ〈例〉

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
区分	↑ ↑ 退職 求職の申込み												↑ 受給期間満了	
失業給付		← 受 給 →												
年金給付	支給	← 支給停止 →											支給	

離職年月日： 令和3年12月15日 → 求職申込日： 令和3年12月20日
 受給期間満了日： 令和4年12月15日
 所定給付日数： 90日

この場合の年金の支給が停止される期間は、求職の申込日（令和3年12月20日）の属する月の翌月の令和4年1月分から受給期間が経過した日（令和4年12月16日）の属する月である令和4年12月までとなります。

- 失業給付を1日でも受給した月があると1か月分の年金の支給が停止されるため、失業給付の受給が終了したあとに、年金の支給が必要以上に停止されないように事後精算を行います。

この事後精算のしくみにより、年金の支給が停止された期間について、失業給付の受給期間または所定給付日数が経過するに至った時点で、実際に失業給付が支給された月数よりも年金の支給が停止された月数が多い場合（次の式によって計算した支給停止解除月数が1以上であるとき）には、年金が支給停止となった月数のうち、その支給停止解除月数に相当する月数分の老齢厚生年金が遡って支給されることとなります。

$$\text{年金停止月の解除月数} = \text{年金停止月数} - \text{停止対象給付日数} \div 30$$

(注) 停止対象給付日数を30で割って得た数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げます。

年金停止月の解除〈例〉

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
区分	↑ ↑ 離職 求職の申込み												↑ 受給期間満了	
失業給付		90日												
年金給付	支給	← 支給停止 →			停止解除									支給

年金の支給が12か月間停止され、失業給付を90日分受けた場合は、

$$\text{年金の停止月の解除月数} = 12 - (90 \div 30) = 12 - 3 = 9$$

となることから、遡って9か月の支給停止が解除されます。

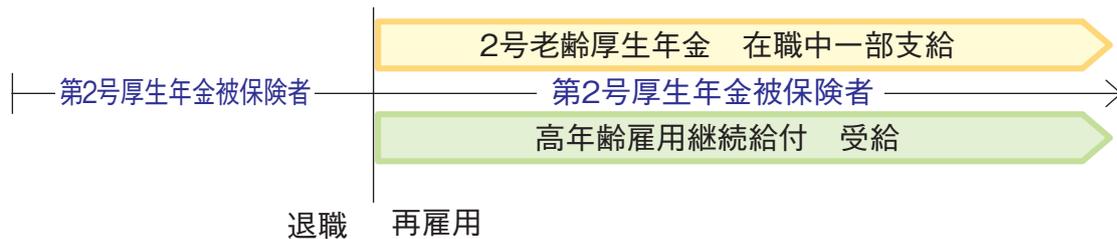
支給停止が解除される月は、受給期間が満了する月の直近の12月から遡って4月までの9か月となります。

老齢厚生年金と雇用保険法等による給付との調整

2

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、厚生年金の被保険者である間に在職支給停止（30頁をご覧ください。）により年金の一部の支給が停止され、かつ、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けた場合には、老齢厚生年金の在職支給停止額と下記の調整額を合算した額の支給が停止されます。



「高年齢雇用継続給付」は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者で、賃金額が60歳に達した時の賃金の75%未満となった方に支給されます。

なお、「高年齢雇用継続給付」には、基本手当を受けないで雇用を継続した場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」のほかに、基本手当を受給した後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」があります。

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整

(1) 賃金との調整

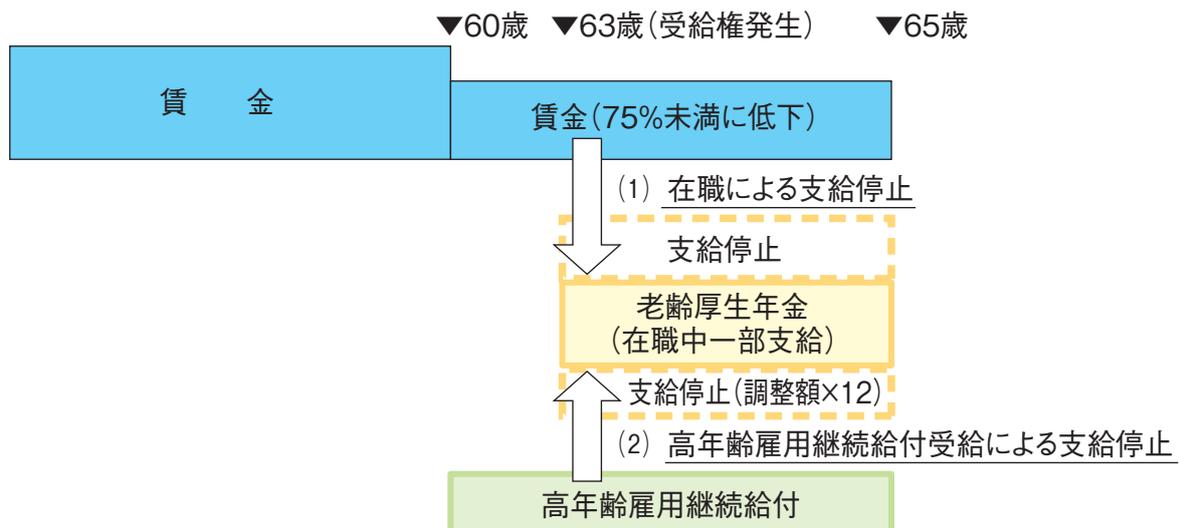
老齢厚生年金は、原則として、被保険者である間は年金の支給は停止されることになっていますが、被保険者であっても、その方の年金の月額と総報酬月額相当額の合計額によっては、年金の一部が支給されることがあります。（30頁をご覧ください。）

この段階で全額支給停止になると高年齢雇用継続給付との調整は行われません。

(2) 高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、賃金との調整（被保険者である間の老齢厚生年金の在職支給停止）に加えて、さらに高年齢雇用継続給付の給付額に応じて年金額の一部が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付との調整により支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額です。



(3) 調整額

具体的な調整については、次の①、②または③の場合に応じてまずは調整額を計算し、被保険者である間の老齢厚生年金の支給停止額に調整額を加算した額の支給を停止することにより行うこととなります。

- ①受給権者の標準報酬月額が、雇用保険法の規定によるみなし賃金日額に30を乗じて得た額（以下「みなし賃金月額」という。）の61%に相当する額未満であるとき

$$\text{標準報酬月額} \times 6\%$$

- ②受給権者の標準報酬月額が、みなし賃金月額の61%に相当する額以上75%未満に相当する額未満であるとき

$$\text{標準報酬月額} \times \text{省令で定める率} (\ast)$$

$$\ast \text{省令で定める率} \cdots \left[\text{みなし賃金月額} \times 75/100 - \{ \text{標準報酬月額} + (\text{みなし賃金月額} \times 75/100 - \text{標準報酬月額}) \times 485/1400 \} \right] \div \text{標準報酬月額} \times 6/15$$

- ③①または②で算出した調整額に15/6を乗じて得た額に標準報酬月額を加えた額が、支給限度額（※）を超えるとき

$$(\text{360,584} - \text{標準報酬月額}) \times 6/15$$

※支給限度額は360,584円(令和3年8月現在)です。

●調整額早見表

(単位:円)

みなし賃金月額 標準報酬月額	340,000	360,000	380,000	400,000	420,000	440,000	460,000	473,100 (※)
180,000	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
200,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
220,000	9,150	13,071	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
240,000	3,921	7,843	11,764	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
260,000	0	2,614	6,536	10,457	14,379	15,600	15,600	15,600
280,000	0	0	1,307	5,229	9,150	13,071	16,800	16,800
300,000	0	0	0	0	3,921	7,843	11,764	14,333
320,000	0	0	0	0	0	2,614	6,536	9,104
340,000	0	0	0	0	0	0	1,307	3,876
360,000	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) この表は1か月あたりの調整額(概算)を掲載しています。

(注2) みなし賃金月額と標準報酬月額を表にあてはめてご使用ください。

※みなし賃金月額上限額は473,100円(令和3年8月現在)です。

(4) 支給される年金額

老齢厚生年金の額 - {(被保険者である間の老齢厚生年金の在職支給停止額) + (調整額 × 12)}

= (支給年金額)





メモ欄



老齢厚生年金と雇用保険法等による給付との調整

年金を受け取るための 請求手続き

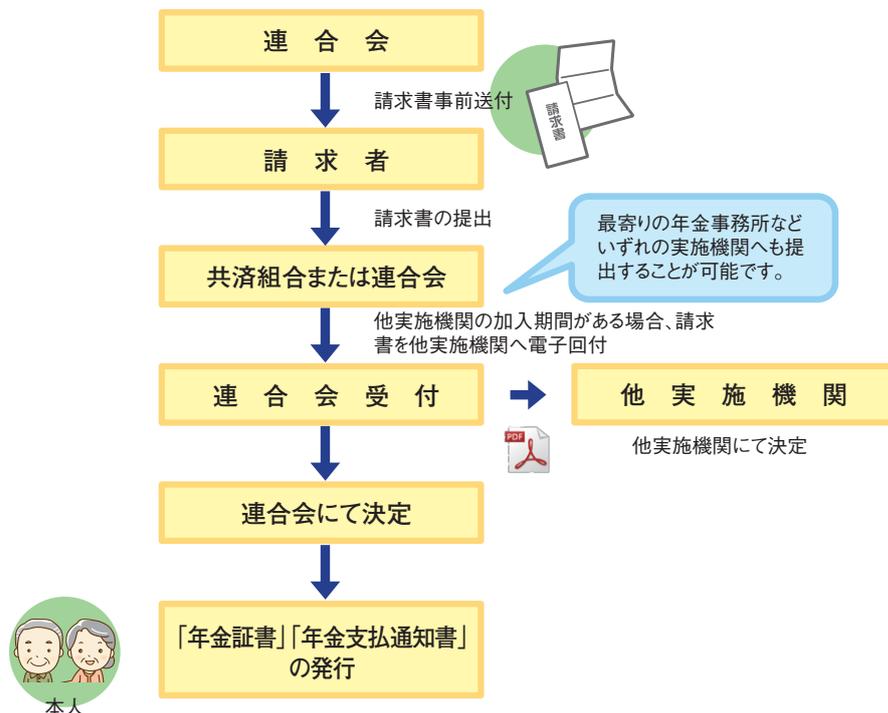
1 特別支給の老齢厚生年金の請求手続き

特別支給の老齢厚生年金の受給要件（15頁をご覧ください。）を満たした方が、年金の請求手続きに必要な「年金請求書」については、通常、年金の支給開始年齢に達する月の3か月前に、その時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（厚生年金に加入していないときは、最後に加入していた厚生年金の種別の実施機関）からご本人へ送付することになっていますので、この「年金請求書」が送付されましたら必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所など、請求者ご本人が希望される窓口へ提出してください。

なお、老齢厚生年金の決定と支給は、年金の加入期間に応じてそれぞれの実施機関が行うこととなっており、国家公務員共済組合の加入期間にかかる老齢厚生年金の決定と支給は、連合会が行います。

この年金の請求手続きについては、公務員のほかに民間会社や私立学校などの年金の加入期間がある場合であっても、すべての実施機関で共通の「年金請求書」により1か所の請求窓口で行うことが可能となっています。

（年金請求時点における加入履歴の最後が国家公務員の方の場合）



◎なお、老齢厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■老齢厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金決定請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍抄本 ^(注)		本籍地の市区町村が発行するもの	受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内
3	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	加給年金額を請求するときの、配偶者や子の生計維持関係の確認	住所地の市区町村が発行するもの	上記同様
4	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	上記同様	市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

(注) 配偶者または子がいる場合、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要となることがあります。

また、配偶者がいる場合、配偶者の基礎年金番号を確認することができる基礎年金番号通知書の写し等が必要となることがあります。

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合は、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。

2

本来支給の老齢厚生年金の請求手続き

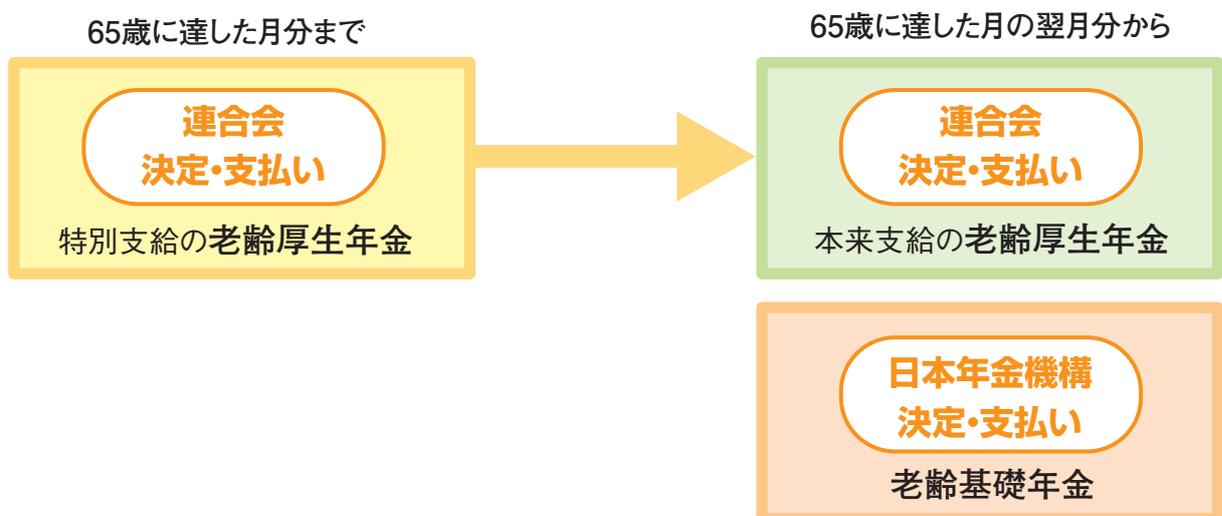
「特別支給の老齢厚生年金」(※)を受けている方が65歳になると、特別支給の老齢厚生年金を受ける権利は消滅し、新たに「本来支給の老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」が、それぞれ連合会、日本年金機構で決定され、支給されることになっています。(図1をご覧ください。)

この本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金を決定するために、次の①と②の請求手続きが必要です。

① 本来支給の老齢厚生年金を決定するための請求手続き

② 老齢基礎年金を決定するための請求手続き

(図1)



★ 本来支給の老齢厚生年金の決定と支払いは、特別支給の老齢厚生年金と同様に連合会で行いますが、老齢基礎年金は基礎年金制度(国民年金)による給付となり、決定と支払いは日本年金機構において行われることになっています。

※ 特別支給の老齢厚生年金については、15頁以降をご覧ください。

●本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求手続き

① 本来支給の老齢厚生年金の請求手続き

65歳に達する月の2か月前に、連合会から「年金決定請求書」（請求者氏名の記入などの簡易な手続きを行うものとなっています。）を送付します。

請求書が届きましたら、必要事項を記入のうえ、65歳に達する月の前月の中旬までに連合会へ提出してください。（上記請求書は年金事務所等の他の実施機関では受け付けられませんのでご注意ください。）

※老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）の両方を受けることができるときは、上記請求書の提出をもって、老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の請求があったものとみなします。
※連合会以外から支給されている老齢厚生年金がある場合、それぞれの実施機関から本来支給の老齢厚生年金請求書が送付されます。（送付時期は実施機関ごとに異なります。）

② 老齢基礎年金の請求手続き

公的年金制度の加入経歴が国家公務員共済組合（第2号厚生年金）のみの場合、65歳に達する月の2か月前に、連合会から「年金決定請求書」とともに「老齢基礎年金請求書」を送付します。（注）

なお、国家公務員共済組合（第2号厚生年金）以外にも加入経歴がある場合、老齢基礎年金の請求手続先は日本年金機構（年金事務所）となります。（90頁 図2をご覧ください。）

（注）65歳前から繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている方には、老齢基礎年金請求書等の送付は行いません。

●退職年金について

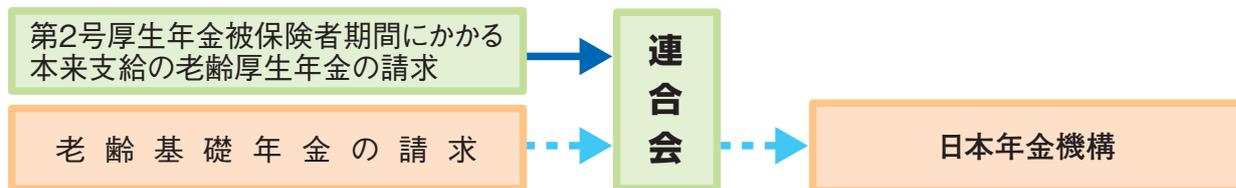
平成27年10月以降の組合員期間を有する65歳以上の方（1年以上の引き続く組合員期間を有する方に限ります。）が退職しているときは、退職等年金給付制度による「退職年金」が決定・支給されます。（退職年金については、58頁以降をご覧ください。）

なお、平成27年10月以降の組合員期間がない方は、退職年金の支給の対象となりません。

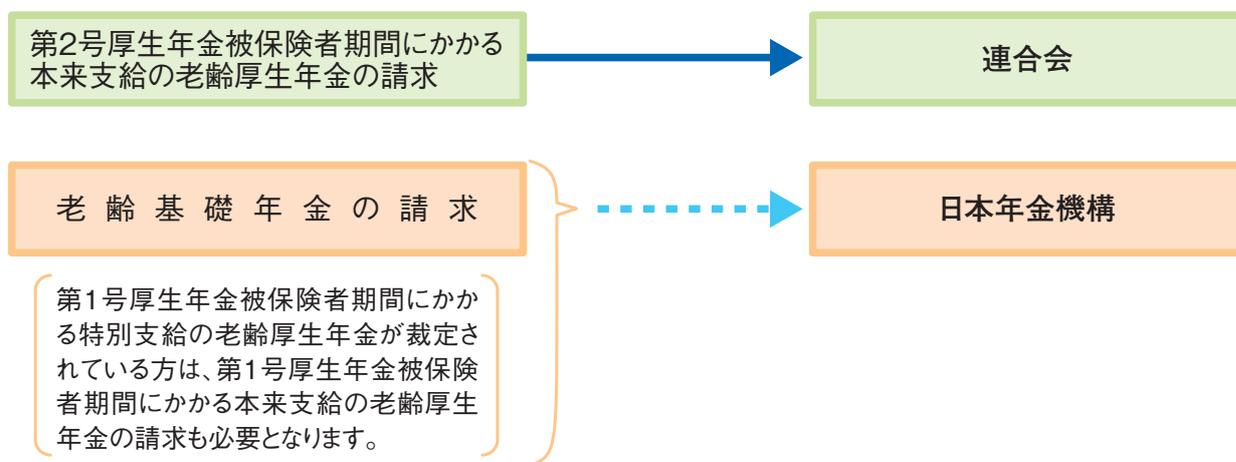
この退職年金の請求手続きに必要な請求書については、①退職または②65歳到達月のいずれか遅い時期に連合会から送付いたします。

(図2)65歳からの年金の請求手続先

1.第2号厚生年金被保険者期間のみを有する方



2.第2号厚生年金被保険者期間以外の公的年金制度の加入経歴を有する方



(注) → は本来支給の老齢厚生年金の請求手続を示す。
- -> は老齢基礎年金の請求手続を示す。

3

障害厚生年金・障害手当金の請求手続き

障害厚生年金（受給要件については、38頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口にて備え付けており、障害厚生年金を請求する場合は、その傷病にかかる初診日の時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（12頁をご覧ください。）に「年金請求書」を提出することになります。

したがって、初診日が第2号厚生年金被保険者（国家公務員）期間中だった方は、各省等の共済組合または連合会へ「年金請求書」を提出することとなりますのでご注意ください。（年金事務所等の他の実施機関では受け付けられません。）

◎なお、障害厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■障害厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍抄本 ^(注)		本籍地の市区町村が発行するもの	年金請求書提出日の6か月以内（「事後重症による請求」の場合は1か月以内）に交付されたもの
3	医師の診断書		連合会および各実施機関所定のもの	障害認定日より3か月以内の現症のもの。障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3か月以内の現症のもの）もあわせて必要となります。
4	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	加給年金額を請求するときの、配偶者や子の生計維持関係の確認	住所地の市区町村が発行するもの	6か月以内に交付されたもの
5	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	上記同様	市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

(注) 配偶者または子がいる場合、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要となることがあります。

また、配偶者がいる場合、配偶者の基礎年金番号を確認することができる基礎年金番号通知書の写し等が必要となることがあります。

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合は、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。

4

遺族厚生年金の請求手続き

遺族厚生年金（受給要件については、48頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口にて備え付けております。

なお、請求手続きについては、すべての実施機関の窓口で行うことが可能です。

◎遺族厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■遺族厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	戸籍謄本		本籍地の市区町村が発行するもの	受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたもの
3	死亡診断書	死亡の事実および死亡の原因を確認するため		ない場合は、市区町村で死亡届の記載事項証明書の交付を受けてください。
4	住民票 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方	死亡者との生計維持関係確認のため	住所地の市区町村が発行するもの	請求者の世帯全員分および死亡者の除票
5	所得証明書 ※マイナンバーで必要情報の取得が出来ない方		市区町村が発行するもの	被扶養者に認定されているときは組合員証の写しで可

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できる方の場合、「住民票」「所得証明書」の提出が省略できます。



メモ欄



年金を受けるための請求手続

第13

年金に関する届出

年金を定期支給期月に遅滞なく受けるためには、毎年届出が必要なものや、一身上に異動があったとき、または金融機関や住所等に変更があったときに、必ず届け出ていただく用紙があります。

このうち、毎年届出が必要な用紙については、所定の時期に連合会から送付しますが、一身上に異動があったとき、または年金の受取口座を変更するときに必要な用紙は、連合会または他の実施機関（年金事務所等）から取得いただき、所要事項を記入のうえ、必要書類を添付して速やかに提出してください。

なお、届出用紙の提出は連合会だけでなく、他の実施機関（年金事務所等）でも受け付けます。

届出用紙は、KKR ホームページ（<https://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/>）からもダウンロードができますので、どうぞご利用ください。

1 毎年届出が必要な用紙(連合会から送付します)

年金額に加給年金額が加算されている方

届出用紙	連合会からの用紙の送付時期	提出期限	内 容	注意事項
加給年金額対象者にかかる届出	誕生月の前月下旬	誕生月の末日	加給年金額対象者の現況の確認	提出期限までに提出がない場合は、加給年金額の支給を一時見合わせるようになりますので、必ずご提出ください。

2

一身上に異動があったとき

異動の事由	届出用紙	添付書類
○公務員として再就職したとき	再就職届	年金証書
○受給権者が所在不明となったとき	年金受給権者 所在不明届	年金証書
○加給年金額の加算の対象となっている配偶者 や子に次のような異動があったとき ①死亡したとき ②受給権者によって生計が維持されなくなったとき ③配偶者が離婚または婚姻の取消しをしたとき ④子が受給権者の配偶者以外の方の養子となっ たとき ⑤養子縁組による子が離縁したとき ⑥子が婚姻したとき	加算額・ 加給年金額 対象者不該当届	必要ありません。

※受給権者が死亡したときは、連合会に電話または文書でご連絡ください。
連合会より手続きに必要な書類を郵送いたします。

3

年金の受取口座などに変更があったとき

変更の事由	届出用紙	添付書類	注意事項
受取金融機関を変更したとき	年金受給権者 受取機関変更届	必要ありません。	通帳のコピー 等が必要です。
受給権者が氏名を改めたとき	年金受給権者 氏名変更届	・年金証書 ・市区町村長の証明書 または戸籍抄本	

<住所の変更について>

転居したときや住所表示の変更があったときについては、連合会において定期的に「住民基本台帳ネットワークシステム」より住民票の情報を取得するため、届出は原則不要です。

※ 住民票の住所と違う場所にお住まいの方や住民票の住所にマンション名や部屋番号がない方などは「年金受給権者住所変更届」の提出が必要です。

第14

国民年金の被保険者の種別が変更になったときの手続き

国民年金の被保険者は、第1号から第3号までの3つの種別に区分されています。
(国民年金の被保険者の種別については、10頁をご覧ください。)

国民年金には、原則として20歳から60歳までの長期間にわたって加入することになりますので、その間、就職、退職、転職、結婚などにより被保険者の種別が変わることがあります。

例えば、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）が退職されますと、第2号被保険者の資格を喪失しますので、その方の被扶養配偶者（第3号被保険者）は、第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更になります。

このように、国民年金の被保険者の種別が変更になったときは、住所地の市区町村の年金窓口などに届出が必要となります。この届出をしなかったり遅れたりしますと、保険料未納期間となり、将来、年金が受けられなくなったり、年金の額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届出を行ってください。

なお、第3号被保険者に関する届出（一部）については、その方の配偶者が所属している共済組合または勤務先（事業主）へ行くことになっています。

<種別変更による届出一覧>

事由	内容	種別変更	届出先
就職	20歳以上の方が初めて就職し、国家公務員となったとき	第1号→第2号 (本人)	本人の勤務先
異動	本人が国家公務員から地方公務員になったとき また、その逆のとき (他の制度の共済組合へ異動したとき)	第3号→第3号 (配偶者)	本人の新しい勤務先
結婚等	本人が結婚退職し、被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号(本人)	配偶者の勤務先
	本人が自営業者等の方と結婚し、その方を被扶養配偶者としたとき	第1号→第3号 (配偶者)	本人の勤務先
退職	本人が退職し、自営業者等になったとき	第2号→第1号(本人) 第3号→第1号(配偶者)	市区町村の年金窓口
	本人が退職し、引き続き民間会社へ再就職したとき	第3号→第3号 (配偶者)	本人の新しい勤務先
その他	共働きしていたが、本人(または配偶者)が退職して被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号 本人(または配偶者)	配偶者(または本人)の勤務先
	配偶者の収入が増加し、被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号 (配偶者)	市区町村の年金窓口



メモ欄

A large, empty, rounded rectangular area with a white background and a light orange border, intended for taking notes. The top edge of the area has a series of small white circles, suggesting a spiral binding.

第15

年金の定期支給期月と 支給額および定期支給日

定期支給期月

年金は、2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回の各定期支給期月に、それぞれの前々月分および前月分の2か月分が支払われます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年の12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

定期支給期月の支給額

各定期支給期月の支給額は、年金額の1/12の2か月分で、円未満の端数があるときは、2月定期支給期月の額に加えて送金します。

定期支給期月の支給日

支給日は、各定期支給期月の15日です。なお、15日が土曜日または日曜日である場合は、金曜日に繰り上げて支給します。

年金支払通知書

毎年6月の定期支給日の前に、6月定期支給期月分（4月分、5月分）以降に支給する金額等を年金支払通知書でお知らせします。

また、6月の定期支給日に年金の支払いがなかった方には、その後の最初の年金の支払いの際に、支給する金額等を年金支払通知書でお知らせします。

なお、年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があった場合は、その都度、年金支払通知書でお知らせします。

年金の振込先

年金は、年金請求書に記入された本人名義の受取口座^(注)に振り込まれます。

(注) 年金請求書に記入された金融機関、口座番号、口座名義などに誤りがあると、送金した年金が振り込まれないこととなりますので、記入に際しては十分注意してください。

なお、年金の受取口座を変更される場合は、所定の「年金受給者受取機関変更届」による変更手続きが必要となります。



1 ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、毎年、厚生年金保険および国民年金の加入者（被保険者）の方に送付されます。

「ねんきん定期便」により、過去の保険料納付実績や将来の老齢年金の見込額等を確認することができます。

35歳、45歳、59歳以外の方

ハガキ様式の「ねんきん定期便」が送付されます。

（直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から毎年誕生月の下旬に送付）

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50歳以上の方・・・現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した額

50歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

直近1年間の標準報酬月額および保険料納付額等

これまでの保険料納付額（累計額）

35歳、45歳、59歳の方

封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

（直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から誕生月の下旬に送付）

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50歳以上の方・・・現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した額

50歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

これまでの年金加入履歴

これまでの標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある方のみ）

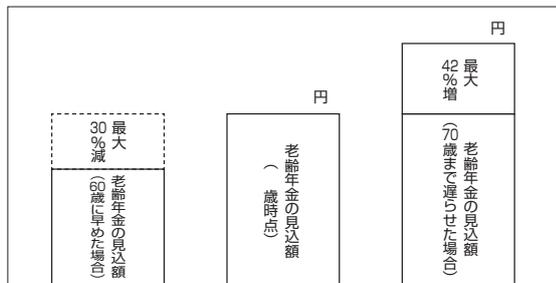
『ねんきん定期便』(ハガキ様式)の見方 (50歳以上の方)

直近1年分の標準報酬月額や厚生年金保険の保険料納付額または、国民年金の第1号被保険者や第3号被保険者期間の納付状況が表示されます。

※お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
--------	------------

- ①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
(注)65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。
※昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。



1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

各期間の保険料納付額の累計が表示されます。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「まれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職・転勤が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの年金事務所、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団、公務員期間については、KKR年金相談ダイヤルへお問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		保険料納付額
		加入区分	標準報酬月額 (千円) / 標準賞与 (千円)	

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合でも「未納」(口座振替も同様)情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

過去の加入期間について表示されます。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)				月	月	
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	

3. 老齢年金の種類と見込額(1年間の年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込み額を計算しています)

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	老齢基礎年金
(1)基礎年金				
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
(1)と(2)の合計		円	円	円

- ・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで(注)継続して加入したものと仮定して計算しています。
- (注)公務員厚生年金期間の老齢年金の年額は、現在の加入条件で60歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が120月に達していない場合などですので、連合会年金部にお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている見込額が変動する場合があります。
- ※年額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

個々の加入状況に応じた年金見込み額が表示されます。

老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。65歳からは日本年金機構から支給される国民年金の見込み額も表示されます。

『ねんきん定期便』（封書）の見方 (59歳の方)

ねんきん定期便

この定期便は、下記時点で作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

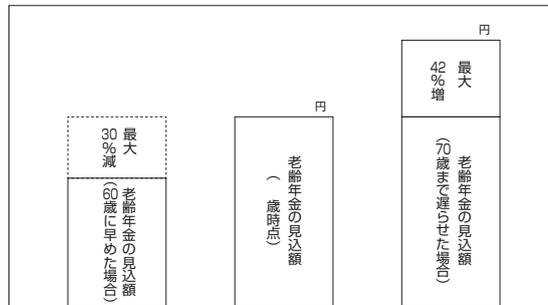
国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このページの見方は、見方(冊子)の2~3ページをご覧ください。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
(注) 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。

B-1

各期間の保険料納付額の累計が表示されます。

このページの見方は、見方(冊子)の4~5ページをご覧ください。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	月	月
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月

過去の加入期間について表示されます。

3. 老齢年金の種類と見込額(年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	歳~
(1) 基礎年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	円	円
	(定額部分)	円	円	円
1年間の受取見込額	円	円	円	円

日本年金機構から支給される国民年金の見込み額が表示されます。老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示されます。

個々の加入状況に応じた年金見込額(現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したと仮定した額)が表示されます。

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向によって変わります。あくまでも目安としてください。

【備考欄】

B-2

これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方(冊子)の6~9ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数						
⑦国民年金(a)					⑧船員保険(c)						
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数(再納)	未納月数(※)	加入月数	加入期間
								()			
⑨厚生年金保険(b)											
一般厚生年金(厚生)	公務員厚生年金(公共)	私学共済厚生年金(私学)	厚生年金保険 計		⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間				
加入月数(基金)	加入月数(経済的専域)	加入月数(経済的専域)	加入月数(経済的専域)	加入月数(経済的専域)	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)				

これまでの年金加入履歴や各加入期間の累計の月数が表示されます。

(※) 前払納税額に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

B-3

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方の10～11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ blank (blank) となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様に blank で示されますので、B-3の「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

これまでの全期間の標準報酬月額や厚生年金保険の保険料納付額が表示されます。

B-4厚

2

退職年金分掛金の払込実績通知書

連合会では、毎年、現役組合員の方に「退職年金分掛金の払込実績通知書」を送付し、前年度末時点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています。(毎年6月末に送付)

なお、すでに退職している方については、退職年度、35歳、45歳、59歳、63歳の年度末時点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています。

『退職年金分掛金の払込実績通知書』の見方

『付与額』

毎月の給料から控除されている額（標準報酬月額および期末手当等の額に付与率を乗じて算出された額）が表示されます。

『利息』

付与額の利息が表示されます。

退職年金分掛金の払込実績通知書 作成日

長期組合員番号
組合員氏名 ※お問い合わせの際は、長期組合員番号をお知らせください。

(単位：円)

適用年月	(1) 標準報酬月額	(2) 期末手当等額	(3) 付与額	(4) 利息	(5) 付与額と利息の合計額

(6) 計算基準日	(7)	(8) 付与額累計額
(11) 給付算定基礎期間	(9) 利息の累計額	(10)
(12) 付与率		
(13) 基準利率		

(注) この通知書は、作成日現在において、あなたが加入している（加入していた）共済組合から連合会に通知された標準報酬などの情報をもとに作成されています。このため共済組合からの通知時期などにより最新の情報となっていない場合があります。（将来の年金額に影響するものではありません。）

『年度末現在の付与額と利息の累計額』

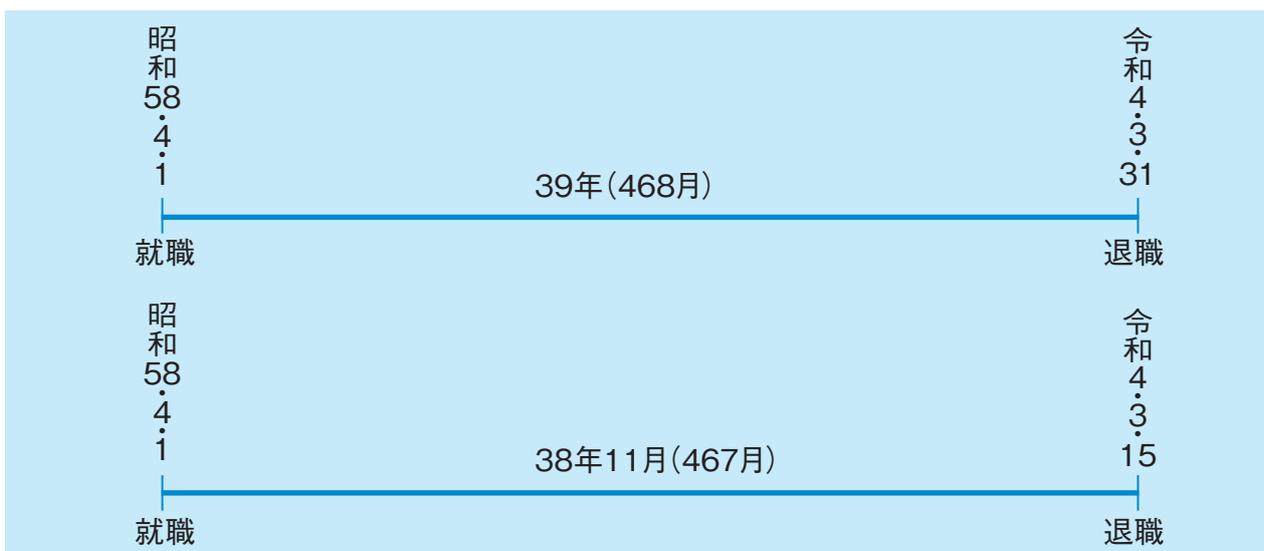
前年度末現在における付与額と利息を累計した額で、自身の将来の年金原資となる額が表示されます。

1 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、原則として「厚生年金被保険者期間（国家公務員共済組合の組合員期間は「第2号厚生年金被保険者期間」となります。）の月数」と「平均標準報酬月額と平均標準報酬額」をもとに計算します。

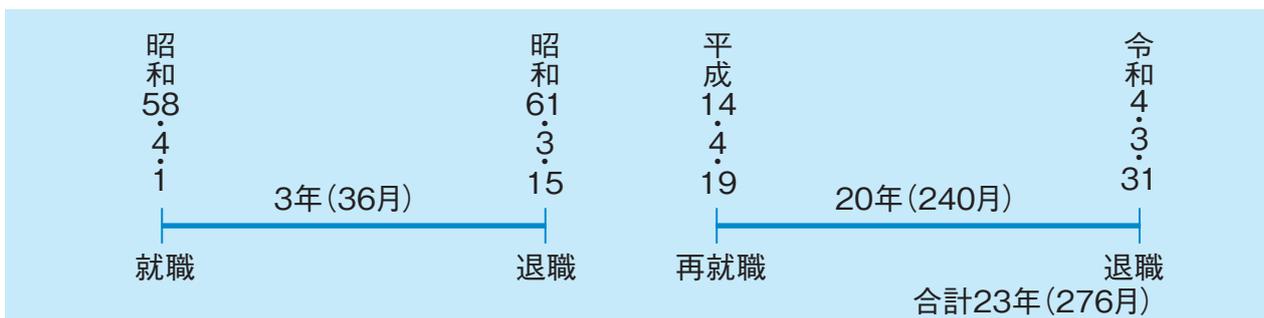
第2号厚生年金被保険者期間の計算

第2号厚生年金被保険者期間は、公務員等として「就職した月」から「退職した月の前月（月の末日に退職したときはその月）」までの期間の月数によって計算します。



(注) 第2号厚生年金被保険者期間より前の第3号厚生年金被保険者(地方公務員)であった期間についても第2号厚生年金被保険者期間とみなされます。(第2号と第3号の厚生年金被保険者期間は相互に通算されることになっています。)

ただし、昭和61年3月31日までの第2号厚生年金被保険者期間の計算は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数によって計算します。



平均標準報酬月額と平均標準報酬額

厚生年金の額の計算については、次に掲げる「平均標準報酬月額」と「平均標準報酬額」を基礎として計算します。

(1) 平均標準報酬月額（平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間が対象）

平均標準報酬月額は、基本的には次の計算式のとおり、年金額の計算の基礎となる平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間にかかる「各月の標準報酬月額の総額（*）」をその期間の月数で割ったものです。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月以前の各月の標準報酬月額の総額（*）}}{\text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

（*） 各月の標準報酬月額については、次頁の再評価率を乗じた後の額に置き換えて計算します。

【再評価率】

再評価率とは、年金額計算の基礎となる平均標準報酬月額を求める際、第2号厚生年金被保険者期間の各月の標準報酬月額の価値を見直すための率です。

再評価率表（令和3年度）

生年月日 期間の区分	S5.4.1	S5.4.2	S6.4.2	S7.4.2	S8.4.2	S10.4.2	S11.4.2	S12.4.2	S13.4.2
	以前生	～ S6.4.1	～ S7.4.1	～ S8.4.1	～ S10.4.1	～ S11.4.1	～ S12.4.1	～ S13.4.1	以後生
昭和62.3以前	1.222	1.232	1.259	1.265	1.265	1.271	1.281	1.292	1.293
62.4～63.3	1.190	1.203	1.228	1.234	1.234	1.239	1.247	1.258	1.259
63.4～平成元.11	1.161	1.172	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.227	1.228
元.12～3.3	1.091	1.101	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153	1.154
3.4～4.3	1.040	1.052	1.075	1.080	1.080	1.084	1.092	1.100	1.101
4.4～5.3	1.011	1.021	1.042	1.048	1.048	1.053	1.062	1.070	1.071
5.4～6.3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.032	1.039	1.047	1.048
6.4～7.3	0.983	0.983	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028	1.028
7.4～8.3	0.982	0.982	0.982	0.987	0.987	0.991	0.998	1.006	1.007
8.4～9.3	0.978	0.978	0.978	0.974	0.974	0.978	0.986	0.994	0.995
9.4～10.3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.961	0.965	0.972	0.981	0.982
10.4～11.3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.956	0.961	0.969	0.970
11.4～12.3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.960	0.968	0.969
12.4～13.3	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.968	0.969
13.4～14.3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.968
14.4～15.3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.974
15.4～16.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
16.4～17.3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
17.4～18.3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
18.4～19.3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
19.4～20.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
20.4～21.3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.961
21.4～22.3	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.973
22.4～23.3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
23.4～24.3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
24.4～25.3	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982
25.4～26.3	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.984
26.4～27.3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.956
27.4～28.3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951
28.4～29.3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.954
29.4～30.3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950
30.4～31.3	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.941
31.4～令和2.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936
2.4～3.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936
3.4～4.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936

(2) 平均標準報酬額（平成 15 年 4 月以降の第 2 号厚生年金被保険者期間が対象）

平均標準報酬額は、年金額の計算の基礎となる平成 15 年 4 月以降の第 2 号厚生年金被保険者期間にかかる「各月の標準報酬月額の内額（*）」と「標準賞与額の内額（☆）」の合計額を、その第 2 号厚生年金被保険者期間の月数で割ったものです。

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以降の各月の標準報酬月額の内額（*）} + \text{標準賞与額の内額（☆）}}{\text{平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

（*）各月の標準報酬月額の内額の求め方

「各月の標準報酬月額の内額」は、平成 15 年 4 月以降の各月の標準報酬月額（それぞれ各月に応じた再評価率（110 頁をご覧ください。）を乗じたもの）の内額となります。

（☆）標準賞与額の内額の求め方

「標準賞与額の内額」は、平成 15 年 4 月以降の標準賞与額（注）に再評価率（110 頁をご覧ください。）を乗じた額の内額となります。

（注）標準賞与額は、ボーナス等の支払いのつど決定され、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはそれを切り捨て、その額が 150 万円を超えるときは 150 万円となります。

標準報酬月額表

標準報酬等級					標準報酬月額	給与月額 (本俸と諸手当の合計額)
S61.4～ H1.12	H2.1～ H6.11	H6.12～ H12.9	H12.10～ H28.9	H28.10～		
第1級					68,000円	70,000円未満
第2級					72,000円	70,000円以上 74,000円未満
第3級					76,000円	74,000円以上 78,000円未満
第4級	第1級				80,000円	78,000円以上 83,000円未満
第5級	第2級				86,000円	83,000円以上 89,000円未満
第6級	第3級	第1級			92,000円	89,000円以上 95,000円未満
第7級	第4級	第2級	第1級	第1級	98,000円	95,000円以上101,000円未満
第8級	第5級	第3級	第2級	第2級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第9級	第6級	第4級	第3級	第3級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第10級	第7級	第5級	第4級	第4級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第11級	第8級	第6級	第5級	第5級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
第12級	第9級	第7級	第6級	第6級	134,000円	130,000円以上138,000円未満
第13級	第10級	第8級	第7級	第7級	142,000円	138,000円以上146,000円未満
第14級	第11級	第9級	第8級	第8級	150,000円	146,000円以上155,000円未満
第15級	第12級	第10級	第9級	第9級	160,000円	155,000円以上165,000円未満
第16級	第13級	第11級	第10級	第10級	170,000円	165,000円以上175,000円未満
第17級	第14級	第12級	第11級	第11級	180,000円	175,000円以上185,000円未満
第18級	第15級	第13級	第12級	第12級	190,000円	185,000円以上195,000円未満
第19級	第16級	第14級	第13級	第13級	200,000円	195,000円以上210,000円未満
第20級	第17級	第15級	第14級	第14級	220,000円	210,000円以上230,000円未満
第21級	第18級	第16級	第15級	第15級	240,000円	230,000円以上250,000円未満
第22級	第19級	第17級	第16級	第16級	260,000円	250,000円以上270,000円未満
第23級	第20級	第18級	第17級	第17級	280,000円	270,000円以上290,000円未満
第24級	第21級	第19級	第18級	第18級	300,000円	290,000円以上310,000円未満
第25級	第22級	第20級	第19級	第19級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
第26級	第23級	第21級	第20級	第20級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
第27級	第24級	第22級	第21級	第21級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
第28級	第25級	第23級	第22級	第22級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
第29級	第26級	第24級	第23級	第23級	410,000円	395,000円以上425,000円未満
第30級	第27級	第25級	第24級	第24級	440,000円	425,000円以上455,000円未満
第31級	第28級	第26級	第25級	第25級	470,000円	455,000円以上485,000円未満
	第29級	第27級	第26級	第26級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
	第30級	第28級	第27級	第27級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
		第29級	第28級	第28級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
		第30級	第29級	第29級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
			第30級	第30級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
				第31級	650,000円	635,000円以上

※退職等年金給付については、平成28年10月以降も本頁の標準報酬等級等を用いますが、令和4年10月からは標準報酬等級の第1級が88,000円に変更されることとなっています。

※平成28年10月以降厚生年金に使用する標準報酬月額表は以下のとおりです。

標準報酬月額等級		標準報酬月額	報酬月額
H28.10～R2.8	R2.9～		
第1級	第1級	88,000円	93,000円未満
第2級	第2級	98,000円	93,000円以上101,000円未満
第3級	第3級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第4級	第4級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第5級	第5級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第6級	第6級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
第7級	第7級	134,000円	130,000円以上138,000円未満
第8級	第8級	142,000円	138,000円以上146,000円未満
第9級	第9級	150,000円	146,000円以上155,000円未満
第10級	第10級	160,000円	155,000円以上165,000円未満
第11級	第11級	170,000円	165,000円以上175,000円未満
第12級	第12級	180,000円	175,000円以上185,000円未満
第13級	第13級	190,000円	185,000円以上195,000円未満
第14級	第14級	200,000円	195,000円以上210,000円未満
第15級	第15級	220,000円	210,000円以上230,000円未満
第16級	第16級	240,000円	230,000円以上250,000円未満
第17級	第17級	260,000円	250,000円以上270,000円未満
第18級	第18級	280,000円	270,000円以上290,000円未満
第19級	第19級	300,000円	290,000円以上310,000円未満
第20級	第20級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
第21級	第21級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
第22級	第22級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
第23級	第23級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
第24級	第24級	410,000円	395,000円以上425,000円未満
第25級	第25級	440,000円	425,000円以上455,000円未満
第26級	第26級	470,000円	455,000円以上485,000円未満
第27級	第27級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
第28級	第28級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
第29級	第29級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
第30級	第30級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
第31級	第31級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
	第32級	650,000円	635,000円以上

その他

2

過去に受けた退職一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金や障害厚生年金を受けることになったときは、原則としてその退職一時金として受けた額に利子を加えて返還していただくことになっています。これは、退職一時金の支給を受けた方の遺族の方が、遺族厚生年金を受けることになったときも同様です。

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日までであった制度ですが、原則として組合員期間が20年未満の方が退職したときに支給されていました。

また、退職一時金制度では、退職した時期などにより、大きく分けて2通りの受給方法がありました。①1つは、将来年金を受けないことを前提として、退職一時金の全額の支給を受けると、②もう1つは、将来年金を受けることを希望して、そのための財源を差し引いた残りの額のみを支給を受ける場合です。

●返還額

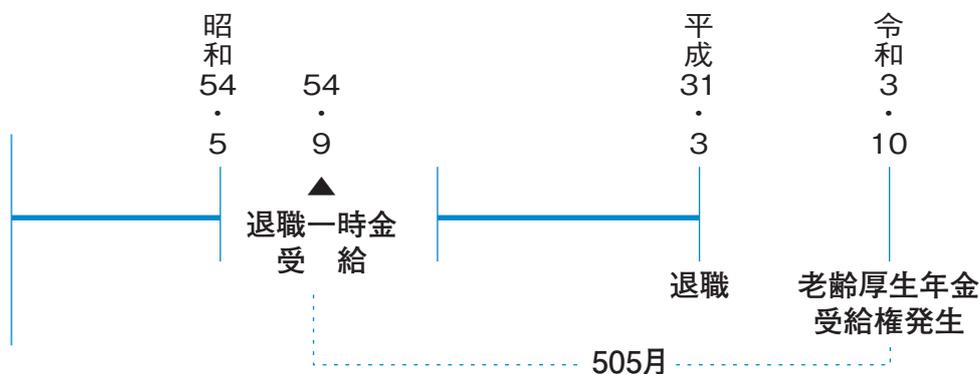
返還する額は、実際に支給を受けた退職一時金の額に、退職一時金を受けた月の翌月から老齢厚生年金などの年金の受給権を取得した月までの期間の利子を加えた額となります。

また、この場合の利子は、それぞれの期間に応じた利率に基づく複利計算により求めることになっています。(利率は下表のとおり)

期間	利率 (%)
平成13年3月以前	5.5
13年4月から平成17年3月まで	4.0
17年4月から 18年3月まで	1.6
18年4月から 19年3月まで	2.3
19年4月から 20年3月まで	2.6
20年4月から 21年3月まで	3.0
21年4月から 22年3月まで	3.2
22年4月から 23年3月まで	1.8
23年4月から 24年3月まで	1.9
24年4月から 25年3月まで	2.0
25年4月から 26年3月まで	2.2
26年4月から 27年3月まで	2.6
27年4月から 28年3月まで	1.7
28年4月から 29年3月まで	2.0
29年4月から 30年3月まで	2.4
30年4月から 31年3月まで	2.8
31年4月から 令和2年3月まで	3.1
令和2年4月から 3年3月まで	1.7
3年4月から 4年3月まで	1.7

[計算例]

○昭和 54 年 5 月に公務員を退職し、同年 9 月に退職一時金を受けた方が、再び公務員となり、令和 3 年 10 月に老齢厚生年金の受給権が発生した場合。



退職一時金の額……55,000 円

利子相当額……240,830 円

返還額合計……55,000 + 240,830 = 295,830 円 (注)

(注) 295,830 円 = 55,000 × 3.1617526 (昭和54 年10 月～平成13 年3 月までの258 月の複利率)

× 1.1698586 (平成13 年4 月～ 17 年3 月までの 48 月の複利率)

× 1.016 (17 年4 月～ 18 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.023 (18 年4 月～ 19 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.026 (19 年4 月～ 20 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.030 (20 年4 月～ 21 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.032 (21 年4 月～ 22 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.018 (22 年4 月～ 23 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.019 (23 年4 月～ 24 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.020 (24 年4 月～ 25 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.022 (25 年4 月～ 26 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.026 (26 年4 月～ 27 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.017 (27 年4 月～ 28 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.020 (28 年4 月～ 29 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.024 (29 年4 月～ 30 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.028 (30 年4 月～ 31 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.031 (31 年4 月～令和 2 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.017 (令和 2 年4 月～ 3 年3 月までの 12 月の複利率)

× 1.0098818 (3 年4 月～ 3 年10 月までの 7 月の複利率)

505月

●返還方法

返還方法は2通りあります。1つは、年金の定期支給期(98頁をご覧ください。)ごとに、その支給額の2分の1を返還に充てていく方法で、もう1つは、年金が受けられるようになってから1年以内に現金で返還する方法です。

●返還が不要な場合

退職一時金の全額の支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限っては、その退職一時金の基礎となった組合員期間（第2号厚生年金被保険者期間）と、それ以外の第2号厚生年金被保険者期間とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は、年金額の計算の基礎となる第2号厚生年金被保険者期間としては算入されないことになっていますので、その期間に基づいて受けた退職一時金については返還する必要はありません。

3 年金担保融資

年金を受ける権利（受給権）は、担保としたり、他人に譲り渡したりすることは法律で禁止されていますが、例外として「日本政策金融公庫」（沖縄在住者の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」）から、年金の受給権（注1）を担保にして融資を受けることができます。これを「恩給・年金担保融資」といいます。

融資額は、下表のと通りの相当額（注2）の範囲内で、250万円が限度（資金のお使いみちが生活資金の場合は、100万円）になっています。

融資を受けるときは、最寄りの日本政策金融公庫等から、「支給状態証明書」用紙の交付を受け、これに年金証書記号番号等を記入のうえ返信用封筒（切手を貼付）を同封し連合会に提出し、年金支給額等の証明を受けて日本政策金融公庫等へ申請の手続きを行ってください。

詳細については、最寄りの日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫にお尋ねください。

（注1） 退職等年金給付と一部の経過的職域加算額は対象外のため除かれます。

（注2） 担保とする年金の年額による上限は、令和3年1月から令和4年1月まで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを実施します。

令和3年	1.2年分	令和4年	1.0年分
------	-------	------	-------

※令和2年の法改正により、令和4年3月で新規の申込受けを終了することが決定しました。

4 申出による年金の支給停止制度

年金受給者の方からの申出により年金の支給を全額停止することができる制度です。また、この申出による支給停止は、将来に向かって撤回することができます。



メモ欄

年金に関する基本的な用語について説明します。

	用語	説明	参照 ページ
年金制度	公的年金制度	公的年金制度には、基礎年金制度（国民年金）と被用者年金制度（厚生年金）の2種類の年金制度があります。	8
	基礎年金制度（国民年金）	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方は、基礎年金制度（国民年金）に加入します。 国民年金は、老齢・障害・死亡により、それぞれの受給要件に該当した場合に「基礎年金」が支給されます。	8
	被用者年金制度（厚生年金）	民間企業や官公庁等に雇用されている方は、基礎年金制度（国民年金）に加え、被用者年金制度（厚生年金）に加入します。 被用者年金制度は、平成27年9月までは厚生年金と共済年金の2種類に分かれていましたが、平成27年10月から「被用者年金制度の一元化」により、共済年金が厚生年金に統一され、公務員や私学教職員も厚生年金に加入することとなりました。 厚生年金は、基礎年金（国民年金）に上乗せする形で報酬比例の年金が支給されます。	9
	基礎年金番号	基礎年金番号は、公的年金制度で共通して使用する「一人に一つの番号」で、10桁の数字となっています。	87

用語		説明	参照ページ	
国民年金	国民年金被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金の被保険者となります。被保険者の種別は、第1号から第3号までの3つの被保険者に分けられています。	10	
	第1号被保険者	国民年金の被保険者のうち、第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方（自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人等）が該当します。	10	
	第2号被保険者	国民年金の被保険者のうち、公務員や民間企業の会社員など共済組合、厚生年金の被保険者の方が該当します。	10	
	第3号被保険者	国民年金の被保険者のうち、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方が該当します。	10	
	年金の種類	老齢基礎年金	国民年金に10年以上加入した人が65歳から受ける全国民に共通した年金です。年金額は40年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合や保険料未納期間等がある場合は、その期間に応じて減額されます。	24
		障害基礎年金	国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で、一定の障害等級（2級以上）に該当したときに支給される年金です。	41
		遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したときに、その死亡した方によって生計を維持されていた、子のある配偶者または子に支給される年金です。	52

	用語	説明	参照ページ
厚生年金	厚生年金被保険者	公務員や民間企業の会社員のうち、70歳未満の方が厚生年金の被保険者となります。 厚生年金被保険者の種別は、第1号から第4号までの4つの被保険者に分けられ、種別ごとに年金の決定や支給事務を行う実施機関が異なります。	12
	第1号厚生年金被保険者	第2号厚生年金被保険者から第4号厚生年金被保険者以外の方（民間企業の会社員等の方や短時間勤務での国家公務員再任用の方）が該当します。 年金の決定や支給事務を行う実施機関は、日本年金機構となります。	12
	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員の方（フルタイム勤務での国家公務員再任用の方を含みます）が該当します。 年金の決定や支給事務を行う実施機関は、国家公務員共済組合および国家公務員共済組合連合会となります。	12
	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員の方が該当します。 年金の決定や支給事務を行う実施機関は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会および地方公務員共済組合連合会となります。	12
	第4号厚生年金被保険者	私立学校職員共済制度の加入者の方が該当します。 年金の決定や支給事務を行う実施機関は、日本私立学校振興・共済事業団となります。	12
老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	自身の支給開始年齢到達後、65歳に達する月分まで支給される老齢厚生年金です。特別支給の老齢厚生年金が支給されるのは、昭和36年4月1日以前に生まれた方に限られます。	15
	本来支給の老齢厚生年金	65歳に到達した月の翌月分から支給される老齢厚生年金です。 (65歳に到達すると、特別支給の老齢厚生年金から本来支給の老齢厚生年金に切り替わります。)	22
	繰上げ支給の老齢厚生年金	60歳到達後、自身の支給開始年齢に到達する前に、繰上げ請求を行った場合に支給される年金です。 この場合、年金は減額して支給されます。	25

用語		説明	参照ページ
老齢厚生年金	65歳以降の繰下げ支給の老齢厚生年金	65歳に到達した月の翌月から受けられる年金（「本来支給の老齢厚生年金」「老齢基礎年金」「経過的職域加算額」「退職等年金給付」）を本人の申出により、66歳以降からの受給開始とすることができます。 この場合、年金は増額して支給されます。 なお、繰下げ申出ができるのは70歳に達する日の前日までです。	27
	在職支給停止	在職中に老齢厚生年金の受給者になった、または退職後に老齢厚生年金の受給者になったがその後再就職して厚生年金の被保険者になった場合、年金が支給停止になることをいいます。	30
厚生年金 年金額	報酬比例額	特別支給の老齢厚生年金や本来支給の老齢厚生年金の年金額の計算基礎となる額で、厚生年金保険加入期間中の報酬および加入期間に基づいて計算される額です。	19
	経過的加算額	本来支給の老齢厚生年金の計算基礎となる額で、昭和24年4月1日以前生まれの方に支給されていた特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する額から老齢基礎年金相当額を差し引いた額です。	24
	加給年金額	厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方が、その方に生計を維持されている一定条件の配偶者または子がいる場合に加算される年金額です。 原則として、本来支給の老齢厚生年金（65歳からの年金）に加算されます。	20
	障害厚生年金	厚生年金被保険者である間に初診日がある病気・けがが原因で、一定の障害等級（3級以上）に該当したときに支給される年金です。	38
	遺族厚生年金	厚生年金被保険者（在職中）の方、または老齢厚生年金等を受けている方が死亡したときに、その死亡した方によって生計を維持されていた遺族の方に支給される年金です。	48

用語	説明	参照ページ
<p>経過職域加算額</p>	<p>平成27年10月1日より前の組合員期間を有する方（一定条件有り）について支給される年金です。</p> <p>経過職域加算額には、老齢厚生年金とあわせて支給される退職共済年金（経過職域加算額）、障害厚生年金とあわせて支給される障害共済年金（経過職域加算額）、遺族厚生年金とあわせて支給される遺族共済年金（経過職域加算額）があります。</p>	<p>33 43 54</p>
<p>退職等年金給付</p>	<p>平成27年10月からの新制度による年金です。</p> <p>平成27年10月1日以降の組合員期間を有する方について、従来の職域加算額に代わって支給されることとなりました。</p> <p>この退職等年金給付には、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類が設けられており、そのうち退職年金については、さらに、受給期間を異にする、終身退職年金と有期退職年金（一時金の選択も可）の2種類が設けられています。</p> <p>なお、退職等年金給付の「積立時（組合員である間）」と「給付時」をイメージ図で表すと、次のようになります。</p> <div data-bbox="507 1032 1342 1451" data-label="Diagram"> <p>The diagram consists of three parts. On the left, a dashed box labeled '【積立時】' contains a graph showing a series of vertical bars representing '毎月の付与額 (報酬×一定率)' (Monthly contribution) and a line graph showing the '基準利率で付利 (国債利回りなどに連動)' (Interest earned at the standard rate, linked to government bond yields). In the center, a vertical bar represents the '給付算定基礎額' (Payment calculation base amount), which is the sum of '付与額の累積額 + 利子の累積額' (Accumulated contributions + accumulated interest). On the right, another dashed box labeled '【給付時】' contains a bar chart showing '有期' (Term) and '終身' (Lifetime) payment options, with a note that '給付算定基礎額 ÷ 現価率 (毎年改定) で年金化' (Payment calculation base amount ÷ current value rate, revised annually) is used for annuitization, and '有期退職年金は一時金の選択も可' (Term pension can also be chosen as a lump sum).</p> </div> <p>【積立時】 毎月の保険料を掛けていただくことにより、毎月の報酬に一定率（付与率）を乗じた付与額とこれに対する利子が累積します。</p> <p>【給付時】 付与額と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算します。 基準利率の変動や寿命の伸びなどを踏まえて、現価率（終身年金現価率と有期年金現価率を別々に設定。毎年改定。）を定め、年金額を改定します。</p>	<p>58</p>



メモ欄



第19

年金相談Q&A

日頃、連合会が被保険者や年金受給者の皆様から受けている様々なご質問、ご相談の中から主な内容についてここに取り上げましたので、今後の参考としてください。

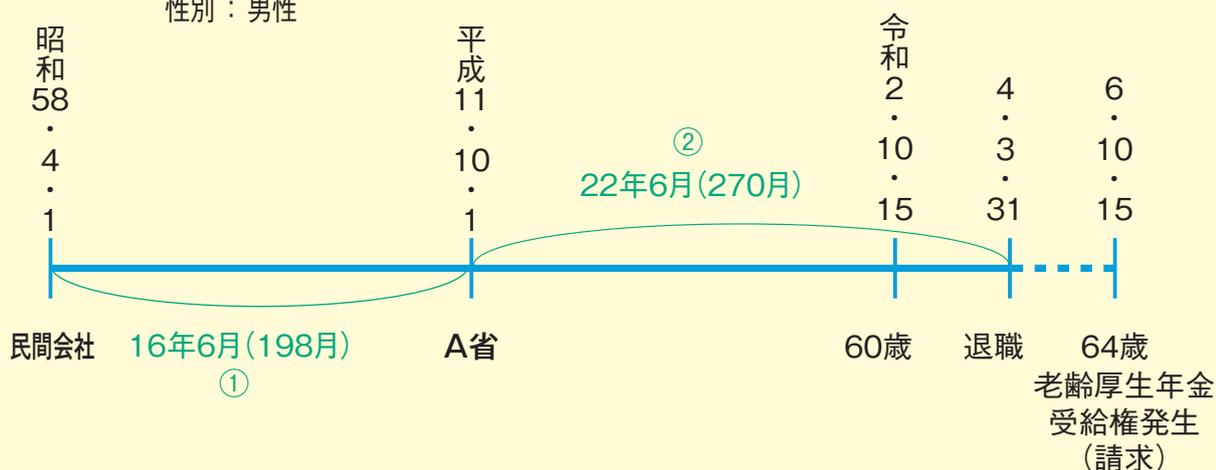
目次

問	1 老齢厚生年金の受給要件	125
	2 加給年金額の加算要件	126
	3 障害者特例による年金額	128
	4 在職中に支給される老齢厚生年金	129
	5 過去に受けた退職一時金の返還	131
	6 遺族厚生年金の受給要件（短期要件と長期要件）	133
	7 年金の定期支給期月と支給額および定期支給日	134
	8 年金にかかる税金	135
	9 60歳前に退職したときの国民年金への加入	138
	10 第3号被保険者の種別変更	139
	11 配偶者の老齢基礎年金	141
	12 63歳到達時および退職時の年金請求手続き	143
	13 障害厚生年金の請求手続き	145
	14 年金額の試算依頼について	147
	『年金相談』について	148

問1 老齢厚生年金の受給要件

平成11年10月1日からA省に勤務している昭和35年10月16日生まれの国家公務員です。A省に勤務する前は、昭和58年4月1日から民間会社に勤務し、1号厚生年金保険に加入していました。令和4年3月31日に定年退職する予定です。老齢厚生年金はいつから受けることができますか。

生年月日：昭和35年10月16日
性別：男性



答

- 1 老齢厚生年金の受給権を取得するためには、第2号厚生年金の被保険者期間（国家公務員）と他の種別の厚生年金などの被保険者期間を合算した「保険料納付済期間等」が10年以上あることが必要です。
- 2 64歳に達したとき、①昭和58年4月から平成11年9月までの第1号厚生年金被保険者期間（民間会社）16年6月と、②平成11年10月から令和4年3月までの第2号厚生年金被保険者期間（国家公務員）22年6月を合算した「保険料納付済期間等」は39年となり、老齢厚生年金の受給権を取得しますので、老齢厚生年金を請求することになります。
- 3 また、老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳となりますが、64歳に達する前に「繰上げ支給の老齢厚生年金」を請求することもできます。詳しくは25頁をご覧ください。

問2 加給年金額の加算要件

老齢厚生年金に加給年金額が加算されるのは、どのような場合ですか。



- 1 被保険者期間が20年以上ある方が、65歳からの本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した当時（注）、その方によって生計を維持していた65歳未満の配偶者、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級、2級に該当する障害の状態にあり、かつ、婚姻していない子があるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

（注） 障害者特例の適用を受ける場合は、退職していて障害等級1級から3級に該当している者については、「その請求があったとき※」、第2号厚生年金被保険者期間が44年以上ある方の特例の適用を受ける場合は、「退職したとき」とそれぞれ読み替えます。（以下同じ。）

※障害厚生年金等を受給中の方は、特例の適用を受けられる状態になった時点に遡って請求したものとみなされます。

- 2 老齢厚生年金の受給権者の収入によって生計を維持している生計維持関係は、次の（1）、（2）の要件をすべて満たしている場合に認定されます。

（1）生計同一要件

配偶者や子が受給権者と同居していて、生計を同一にしていること。

ただし、単身赴任、就学、病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的援助が行われていること、定期的な音信、訪問が行われていることが認められ、その事情が解消したときは、同居し、消費生活上の家計を一つにすると認められるときは、生計維持関係があると認められます。

（2）収入要件

配偶者や子の年間の収入が将来にわたって850万円（所得の場合は655万5千円。以下同じ。）未満であること。

ただし、受給権を取得した当時は、前年の収入が850万円以上であっても、近い将来（概ね5年以内）において定年退職等の事情により850万円未満になることが客観的に認められるときは、850万円を将来にわたって超えない方に該当するとされています。

- 3 加算される加給年金額は、20 頁のとおりです。
- 4 加給年金額の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは加給年金額の支給は停止されます。
 - (1) 配偶者自身が、被用者年金制度から平成 27 年 10 月前に受給権を取得した老齢厚生年金や退職共済年金（加入期間が 20 年以上のものか、20 年以上あるとみなされるものに限り、）を受けているとき。
 - (2) 配偶者自身が、平成 27 年 10 月以降に受給権を取得した 1 号から 4 号の老齢厚生年金を受けていて、年金の計算基礎となっている期間（2 以上の年金を受けているときは合算した期間）が 20 年以上であるか、または、20 年以上あるとみなされるとき。
 - (3) 配偶者自身が、公的年金制度から障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金などを受けているとき。
- 5 加給年金額は、加給年金額の対象者が次のいずれかに該当したときは加算されなくなります。
 - (1) 配偶者や子が死亡したとき。
 - (2) 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
 - (3) 配偶者と離婚または婚姻の取消しをしたとき。
 - (4) 配偶者が 65 歳に達したとき。
 - (5) 子が受給権者の配偶者以外の方の養子となったとき。
 - (6) 養子が受給権者と離縁したとき。
 - (7) 子が婚姻したとき。
 - (8) 子が 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了したとき。2 級以上に該当する障害の状態にある子が 20 歳になったとき、またはその事情がなくなったとき。

問3 障害者特例による年金額

A省に30年勤務していた昭和33年4月9日生まれの元被保険者です。現在、障害状態にあり近々障害厚生年金を請求する予定ですが、一方の老齢厚生年金は65歳まで定額と加給年金額が支給されないと聞いています。障害者に対する老齢厚生年金について何か救済措置はないのでしょうか。

なお、扶養している配偶者がいます。



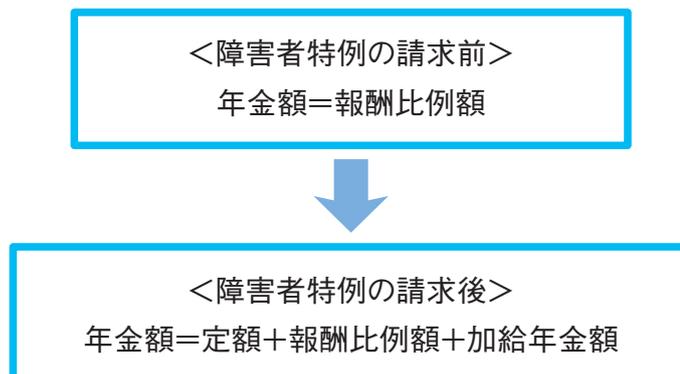
1 昭和33年4月9日生まれの方は、63歳から65歳までの間、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されますが、年金額は原則として「報酬比例額」のみで計算され、「定額」および「加給年金額」は加算されません。

2 しかしながら、特別支給の老齢厚生年金受給権者（支給開始年齢に到達している者）が厚生年金保険法施行令に定める3級以上の障害に該当する程度の障害状態にあり（注）、かつ、厚生年金の被保険者となっていない場合、その方の請求により、特別支給の老齢厚生年金額の計算の特例の適用を受けることができます。これを「障害者特例」といいます。

「障害者特例」による年金額は、「報酬比例額」のほか「定額」が加算され、さらに対象となる配偶者がいる場合には、「加給年金額」も加算されることとなります。

3 したがって、障害厚生年金を請求し決定した後は、63歳まで「障害厚生年金」を受給し、63歳からは「障害者特例による老齢厚生年金」または「障害厚生年金」のいずれかを選択して受けることとなります。

（注）初診日から1年6月経過後（またはそれ以前に症状が固定したとき）に3級以上の障害状態にあるときをいいます。



問4 在職中に支給される老齢厚生年金

私は昭和34年4月16日生まれで、A省に32年間在職しています。60歳定年後も再任用職員として勤務する予定です。在職中でも年金が受けられるのは、どのような場合でしょうか。

答

1 特別支給の老齢厚生年金は、次の①～③のすべてに該当するときに支給されます。

- ① 支給開始年齢に達していること。(注)
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること。
- ③ 被保険者期間が1年以上あること。

(注) 生年月日別の支給開始年齢については、15頁をご覧ください。

2 老齢厚生年金は、被保険者である間、原則としてその支給は停止されますが、総報酬月額相当額と年金額によっては、年金額の一部が支給されることがあります。

被保険者である間に支給される額(支給年金額)は、次の①、②によって算定した「総報酬月額相当額」と「基本月額」に基づいて計算されます。

① 総報酬月額相当額 = 当月の標準報酬月額 + (当月以前一年間のボーナス等の額の総額 × 1/12)

② 基本月額 = (年金額 (- 加給年金額)) × 1/12)

(注) 加給年金額の支給開始年齢は、原則として65歳からとなりますので、特別支給の老齢厚生年金には加給年金額が加算されません。

【65歳未満の方の計算】

(1) 総報酬月額相当額に基本月額を加えた額が28万円以下の場合
支給停止なし(全額支給)

(2) 総報酬月額相当額に基本月額を加えた額が28万円を超える場合

① 総報酬月額相当額が47万円以下の場合の支給停止月額

(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2

② 総報酬月額相当額が47万円を超える場合の支給停止月額

(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)

3 支給停止計算例（65歳未満の場合）

（1）在職中に年金額の一部が支給される例（2（2）①の場合）

年金額	120万円
基本月額	$120万円 \times \frac{1}{12} = 10万円$
総報酬月額相当額※	$28万円 + 48万円 \times \frac{1}{12} = 32万円$
<u>停止月額</u>	$= (32万円 + 10万円 - 28万円) \times \frac{1}{2}$ $= 7万円$

基本月額 10万円のうち、7万円が停止
(支給月額は3万円)

※総報酬月額相当額
・標準報酬月額 28万円
・過去1年間のボーナス等の総額 48万円

（2）在職中に全額支給停止となる例（2（2）②の場合）

年金額	120万円
基本月額	$120万円 \times \frac{1}{12} = 10万円$
総報酬月額相当額※	$38万円 + 120万円 \times \frac{1}{12} = 48万円$
<u>停止月額</u>	$= (47万円 + 10万円 - 28万円) \times \frac{1}{2} +$ $(48万円 - 47万円)$ $= 15.5万円$

基本月額 < 停止月額により、全額支給停止

※総報酬月額相当額
・標準報酬月額 38万円
・過去1年間のボーナス等の総額 120万円

4 退職共済年金（経過的職域加算額）は、厚生年金の被保険者種別に応じて以下のとおりとなります。

●第2号厚生年金被保険者

- ・引き続き公務員在職中の方
 - ・公務員再任用職員（フルタイム勤務）の方
- 第2号厚生年金被保険者である間は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給停止となります。

●第2号厚生年金被保険者以外の方

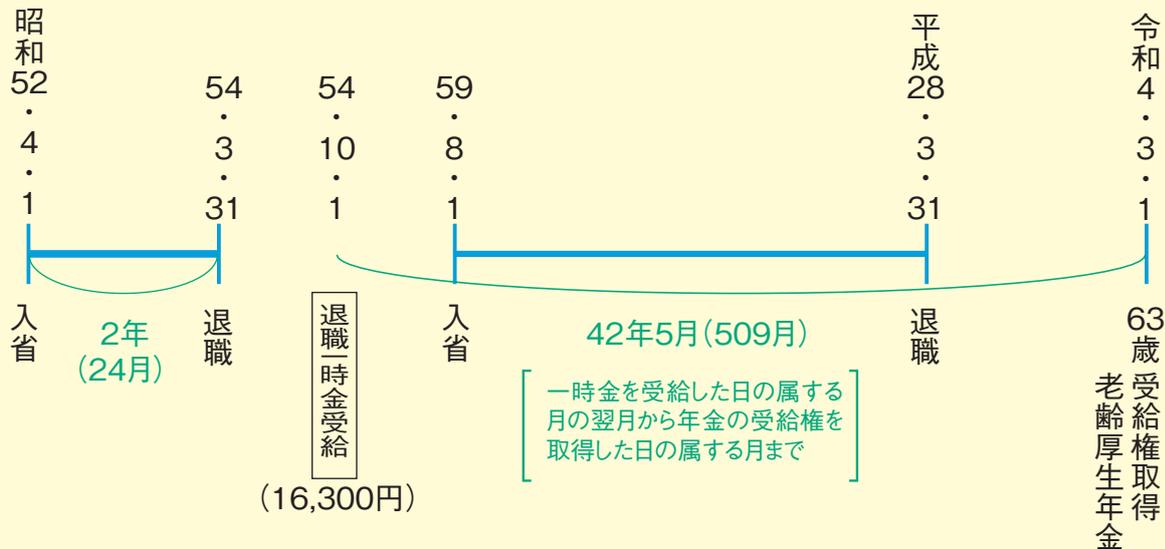
- ・公務員再任用職員（短時間勤務）の方
 - ・民間会社等に再就職した方
 - ・私立学校の教職員の方 など
- 第2号厚生年金被保険者以外の方は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給されます。

問5 過去に受けた退職一時金の返還

過去に退職一時金を受けていると、老齢厚生年金が支給される際に、退職一時金を返還しなければならないといわれましたが、どういうことでしょうか。

生年月日：昭和34年3月2日

性別：男性



答

1 (1) 退職一時金は、旧国共済法上の組合員期間が20年未満で、昭和54年12月31日までに退職した方に支給されました。

この退職一時金は、昭和36年3月31日（旧通算年金通則法の適用日の前日）以前に退職した方には全額が支給されましたが、それ以降に退職した方には、退職一時金と将来年金を受けるための原資との差額が退職一時金として支給されました。

ただし、次の経過措置に該当した方は、退職一時金を全額受けることを選択することができました。

- ① 昭和36年10月31日（旧通算年金通則法の施行日の前日）以前から引き続き組合員であった方で、昭和44年10月31日までに退職した男子組合員
- ② 昭和53年5月30日までに退職した女子組合員

(2) 過去に退職一時金を受けた方が老齢厚生年金や障害厚生年金の受給権を取得し、または退職一時金を受けた方の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得して、これらの年金を受給するときは、過去に受けた一時金を返還することになっています。

返還額は、当時受けた退職一時金の額に退職一時金を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金、障害厚生年金または遺族厚生年金の受給権を取得した日の属する月までの期間に対し、それぞれの期間に応じた利率に基づいた複利計算による利子を加えた額になります。（利率は次頁のとおり）

期間	利率 (%)
平成 13 年 3 月以前	5.5
13 年 4 月から 17 年 3 月まで	4.0
17 年 4 月から 18 年 3 月まで	1.6
18 年 4 月から 19 年 3 月まで	2.3
19 年 4 月から 20 年 3 月まで	2.6
20 年 4 月から 21 年 3 月まで	3.0
21 年 4 月から 22 年 3 月まで	3.2
22 年 4 月から 23 年 3 月まで	1.8
23 年 4 月から 24 年 3 月まで	1.9
24 年 4 月から 25 年 3 月まで	2.0
25 年 4 月から 26 年 3 月まで	2.2
26 年 4 月から 27 年 3 月まで	2.6
27 年 4 月から 28 年 3 月まで	1.7
28 年 4 月から 29 年 3 月まで	2.0
29 年 4 月から 30 年 3 月まで	2.4
30 年 4 月から 31 年 3 月まで	2.8
平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで	3.1
令和 2 年 4 月から 3 年 3 月まで	1.7
3 年 4 月から 4 年 3 月まで	1.7

ただし、退職一時金の全額を受けた場合（将来年金を受けるための財源を残していない場合）で、退職一時金の計算の基礎となった旧国共済法上の組合員期間とその他の被保険者期間を合計した期間が 20 年未満のときは、退職一時金の基礎となった期間は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間に算入されませんので退職一時金を返還する必要はありません。

2 (1) 昭和 54 年 3 月 31 日退職により退職一時金を受けていますので、受けた退職一時金の金額に利子を加えた額を返還することになります。

(2) 返還額の計算方法

受けた退職一時金の額を 16,300 円とすると、返還額は、次の計算により、87,898 円になります。

$$\begin{aligned}
 \text{返還額} &= 16,300 \text{ 円} \times 3.1476771 \times 1.1698586 \times 1.016 \times 1.023 \times 1.026 \times \\
 &\quad 1.030 \times 1.032 \times 1.018 \times 1.019 \times 1.020 \times 1.022 \times 1.026 \times 1.017 \times \\
 &\quad 1.020 \times 1.024 \times 1.028 \times 1.031 \times 1.017 \times 1.017 \\
 &= 87,898.19 \text{ 円} \approx 87,898 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

(注) 1. 「3.1476771」は退職一時金を受けた日の属する月の翌月から平成 13 年 3 月までの期間に応じた年 5.5%の複利による利率であり、「1.1698586」は平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの期間に応じた年 4.0%の複利による利率です。

2. 円未満は切り捨てます。

(3) 返還方法

退職一時金の返還方法は、次のいずれかを年金受給権者が選択します。

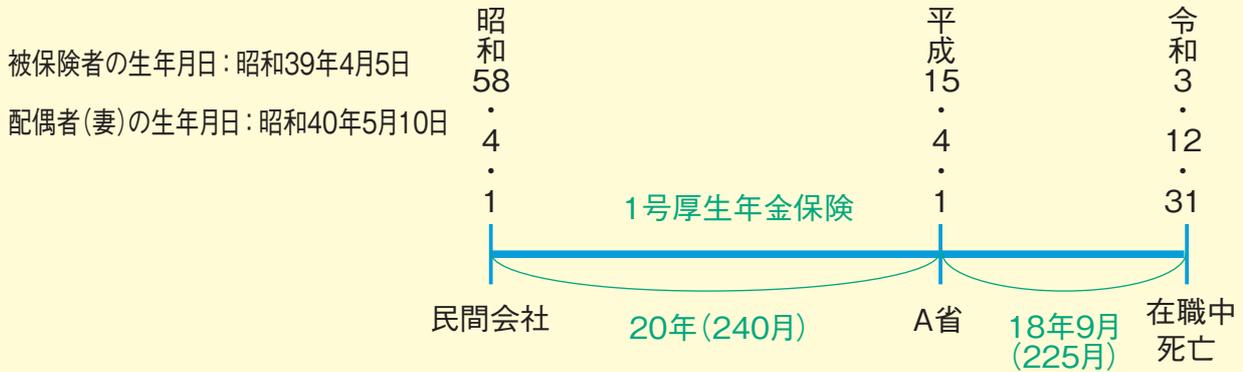
① 年金の定期支給期ごとに支給額の 2 分の 1 相当額を返還額に達するまで控除する。

② 老齢厚生年金等の受給権を有することになった日の属する月の翌月から 1 年以内に現金で一括または分割して返還する。

(連合会では、なるべく①の返還方法の選択をお願いしています。)

問6 遺族厚生年金の受給要件(短期要件と長期要件)

民間会社に20年勤めた後、A省に就職し、18年9か月になります。もし在職中に死亡した場合、扶養している妻に遺族厚生年金が支給されると思いますが、どのようになるのでしょうか。



1 (1) 第1号厚生年金の被保険者期間を有する第2号厚生年金の被保険者が在職中に死亡したときは、その方の遺族は、第1号遺族厚生年金と第2号遺族厚生年金の2つの遺族給付の受給権を取得します。

(2) 遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった方が次の①から④のいずれかに該当するときに、その方の遺族に支給されます。

- ① 被保険者が死亡したとき。
- ② 被保険者であった方が、退職後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある者が死亡したとき。

これらによる遺族厚生年金のうち、①から③を「短期要件の遺族厚生年金」といい、④を「長期要件の遺族厚生年金」といいます。「短期要件の遺族厚生年金」の年金額の計算においては、被保険者期間が300月(25年)未満のときは、300月とみなします。

(3) 短期要件の2号遺族厚生年金を選択したときは、長期要件の1号遺族厚生年金は支給されません。

2 第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を合算した期間が25年以上ある被保険者が死亡した場合、受給要件の①と④に該当し、遺族厚生年金については短期要件と長期要件をともに満たしていることから、次頁のA、Bのいずれかを選択して受けることになります。

	2号遺族厚生年金(国家公務員)	1号遺族厚生年金(民間会社)
A	短期要件の遺族厚生年金(465月分) 中高齢寡婦加算額の加算	
B	長期要件の遺族厚生年金(225月分)	
		長期要件の遺族厚生年金(240月分) 中高齢寡婦加算額の加算

問7 年金の定期支給期月と支給額および定期支給日

年金の支給日と支給額を教えてください。



- 1 定期支給期月
年金は、2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回の各定期支給期月に、それぞれその前々月分および前月分の2か月分が支払われます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年の12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

- 2 定期支給期月の支給額
各定期支給期月に支払われる支給額は、その受給権者の年金額の $\frac{1}{12}$ の2か月分です。
(注) 4月、6月、8月、10月および12月の各定期支給期月の支給額に1円未満の端数があるときは切り捨て、2月定期支給期月に加算します。
- 3 定期支給期月の支給日
支給日は、各定期支給期月の15日です。なお、15日が土曜日または日曜日である場合は、金曜日に繰り上げて支給します。

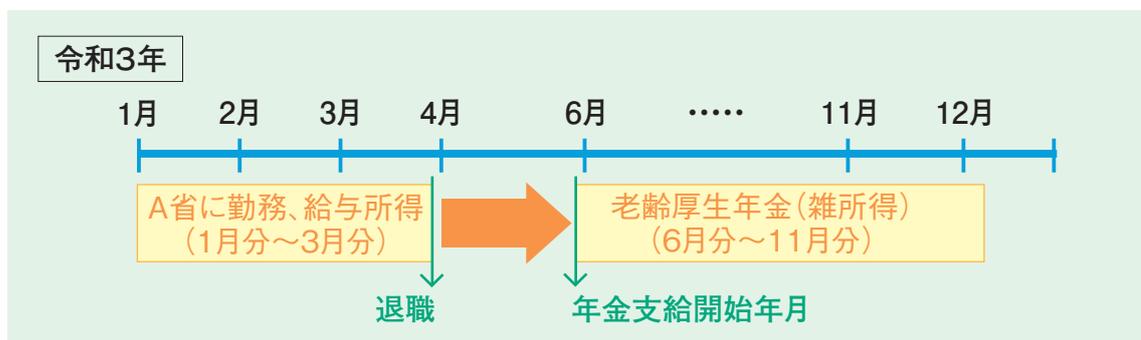
問8 年金にかかる税金

令和3年3月にA省を退職し、再就職はせず、5月に63歳になり6月から老齢厚生年金を受けることとなります。

老齢厚生年金から源泉徴収される税金はどうなるのでしょうか。



- 1 公務員を退職した後、老齢厚生年金以外に収入がないときの年金からの源泉徴収税額や確定申告は次のようになります。



(注) 12月分の老齢厚生年金は、翌年の2月定期支給期月に支給されます。

(1) 源泉徴収の際の所得控除

その年中に受ける老齢厚生年金の支給額が一定額以上のときは、年金の決定を受けるときに「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」といいます。)を連合会に提出すると、年金の支給額から所得控除(人的控除など)を受けることができます。

(2) 対象となる年金額

源泉徴収の対象となる年金は、その年中に受ける支給額が、65歳未満の者については108万円以上、65歳以上の者については158万円(老齢基礎年金が支給される方は80万円)以上のときです。

(3) 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額は、支給額から基礎的控除額(別表1)および配偶者控除、扶養控除などの人的控除額(別表2)の合計額に支払月数を乗じて得た額を控除した残りの額(課税対象額)の5%になります。

平成25年から令和19年までの各年分の年金については、「復興特別所得税」として、前記により算出した所得税とあわせて、この所得税の2.1%の税額が源泉徴収されることとなります。

各定期支給期月の源泉徴収税額 = (2か月分の支給額 - 1か月分の控除額 × 2) × 5.105/100

(注) 算出した年金額の2か月分の支給額または算出した税額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。

別表1 基礎的控除額(月額)

受給権者の区分	基礎的控除額
65歳未満の人	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が 90,000 円未満のときは90,000円)
65歳以上の人	老齢厚生年金の支給額の月割額 $\times \frac{25}{100} + 65,000$ 円 (計算した金額が 135,000円未満のときは135,000円)

(注)「月割額」は、年金額を12で除して得た額で、その額が4の整数倍でないときは、4の整数倍に切り上げます。

別表2 人的控除額(①～⑤の金額の合計額が月額)

区分	内容	人的控除額
受給権者本人にかかるもの	① 障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦 ひとり親	22,500円 30,000円
控除対象配偶者および扶養親族にかかるもの	③ 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者(70歳以上)	32,500円 40,000円
	④ 控除対象扶養親族(16歳以上) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 老人扶養親族(70歳以上)	1人につき 32,500円 〃 52,500円 〃 40,000円
	⑤ ③および④および扶養親族の方が障害者 〃 特別障害者 〃 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

(注)1. 65歳以上で、国民年金法による老齢基礎年金を受給している方は、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円が調整(減額)されます。

2. 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている方をいいます。
3. 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある方をいいます。
4. 「同居特別障害者」とは、特別障害者のうち、受給権者と常に同居している方をいいます。

(16歳未満の扶養親族の方について)

16歳未満の扶養親族の方が障害の状態にあるとき、障害の程度と受給権者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除を受けることができます。

- (4) 年金額が 1,579,824 円、控除対象配偶者がいる 63 歳の老齢厚生年金の受給権者の場合の源泉徴収税額は、次の計算により 126 円となります。

$$\begin{aligned}
 \text{年金額の1か月分} &= 1,579,824 \text{ 円} \div 12 = 131,652 \text{ 円} \\
 \text{年金額の2か月分} &= 1,579,824 \text{ 円} \div 6 = 263,304 \text{ 円} \\
 \text{基礎的控除額} &= 131,652 \text{ 円} \times \frac{25}{100} + 65,000 \text{ 円} = 97,913 \text{ 円} \\
 \text{源泉徴収税額} &= [263,304 \text{ 円} - \{97,913 \text{ 円} + 32,500 \text{ 円}\} \\
 &\quad \times 2 \text{ か月}] \times \frac{5.105}{100} = 126.5019 \text{ 円} \div 126 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

(注)「基礎的控除額」を算出するときは、月割額が4の整数倍でないときは、4の整数倍に切り上げます。

(5) 確定申告

(ア) 老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行います。給与所得のように「年末調整」による税額の精算は行いません。

老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合には、年金と給与所得等からのそれぞれの徴収税額を合算した「合計税額」と、年金と給与所得等を合算した所得の総額に対する「年税額」との過不足額を確定申告で精算することになります。

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下となる場合は、確定申告書の提出は原則として不要です。

(イ) 令和4年3月31日に退職して、その後その年中に再就職しなかった場合には、令和4年1月から3月までの給与所得の税額は確定申告で精算することになります。

(ウ) 不動産所得、事業所得などがある場合も、確定申告で精算することになります。

(エ) 雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けられるときは、確定申告で精算することとなります。

2 公務員を退職した年の翌年以降の年

(1) 公務員を退職した年の翌年以降も「扶養親族等申告書」を連合会に提出すると、源泉徴収の際の所得控除、課税対象となる年金額、源泉徴収税額の計算は、1と同じです。

(2) 「扶養親族等申告書」の用紙は、連合会が受給権者に毎年10月上旬に送付しています。

「扶養親族等申告書」を連合会に提出する場合の提出期限は、10月末日です。

問9 60歳前に退職したときの国民年金への加入

36年間勤務したA省を58歳で退職し、自営業を始めようと思っています。64歳から老齢厚生年金を受けることができますが、退職後、国民年金に加入しなければいけないのでしょうか。



- 1 国民年金制度は、従来、自営業の方などを対象としていたものを、昭和61年4月よりサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、あらたにすべての国民に基礎年金を支給する制度としてスタートしました。

これにより、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、被用者年金制度の老齢を支給事由とする年金の受給権者を除き、すべて国民年金の被保険者となることになりました。

- 2 国民年金の被保険者は、次の3つの種類に区分されています。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農業者や自営業者とこれらの配偶者、学生などで、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない方。

② 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社の会社員など）。

第2号被保険者は、被用者年金の被保険者でもありますので、同時に2つの年金制度に加入していることとなります。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の方。

- 3 被保険者期間が36年あり、64歳に達したときに老齢厚生年金の受給権を取得できることになっていても、60歳未満で公務員を退職した方は、60歳に達するまで国民年金に引き続き加入しなければなりません。

この場合には国民年金の被保険者の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。種別が変わったときは、住所地の市区町村に「種別変更届」を提出し、自ら保険料を納付することとなります。

問10 第3号被保険者の種別変更

A省を退職する予定です。57歳の妻は国民年金の第3号被保険者になっていますが、退職後、妻の国民年金への加入はどのようになるのでしょうか。

答

1 国民年金の被保険者は、次の3つの種類に区分されています。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農業者や自営業者とこれらの配偶者、学生などで、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない方。

② 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社の会社員など）。

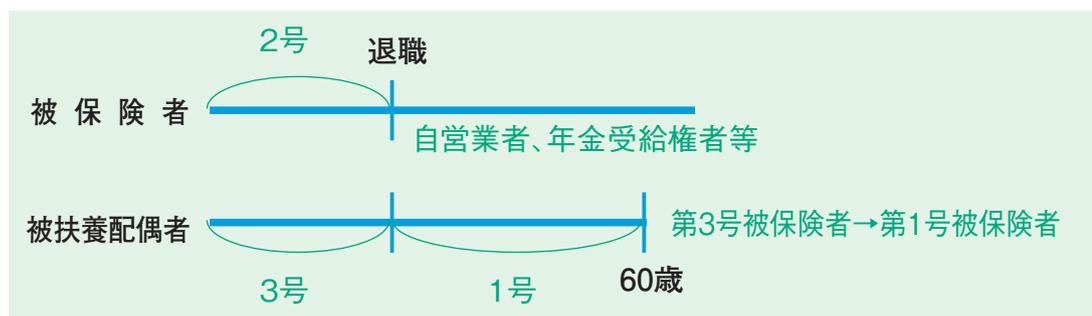
③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の方。

2 第2号被保険者であった方が退職すると、第3号被保険者であった被扶養配偶者は、60歳に達するまで国民年金の被保険者の種別が次のようになります。

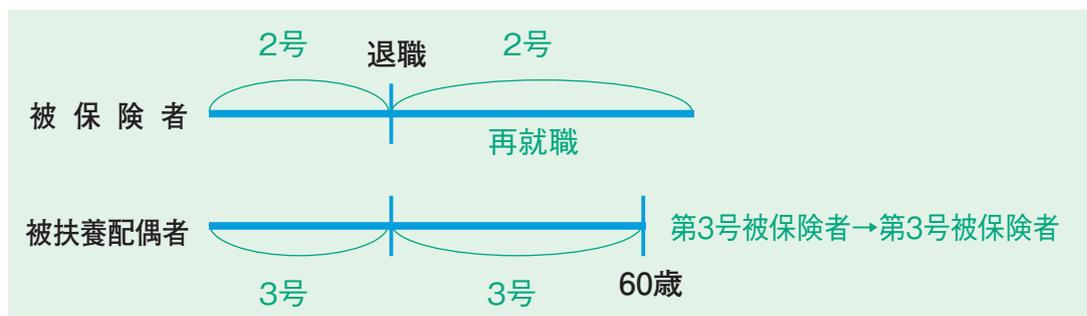
① 退職した被保険者が再就職しないときや自営業を始めたとき

退職した被保険者は、第2号被保険者に該当しなくなりますから、その被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。第1号被保険者となることにより、自ら保険料を納付しなければなりません。



② 退職した被保険者が再就職し、引き続き厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社など）になったとき

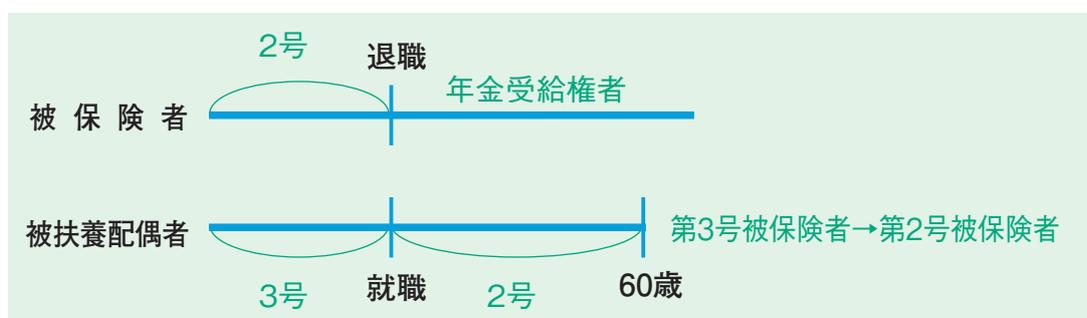
退職した被保険者が再就職すると、引き続き第2号被保険者となりますから、被扶養配偶者は、引き続き第3号被保険者となります。



(注) 被保険者が退職する月(月末に退職するときはその翌月)に再就職しないときは、再就職するまでの期間は、①になります。

- ③ 退職した被保険者の被扶養配偶者が就職し、厚生年金の被保険者（国家公務員、民間会社など）になったとき

被扶養配偶者は、第3号被保険者から第2号被保険者になります。



(注) 被保険者が退職する月(月末に退職するときはその翌月)に被扶養配偶者が就職しないときは、就職するまでの期間は、①になります。

- 3 被保険者が退職したときは、上記①、②、③の事情に応じた届出をしなければならないことになっています。

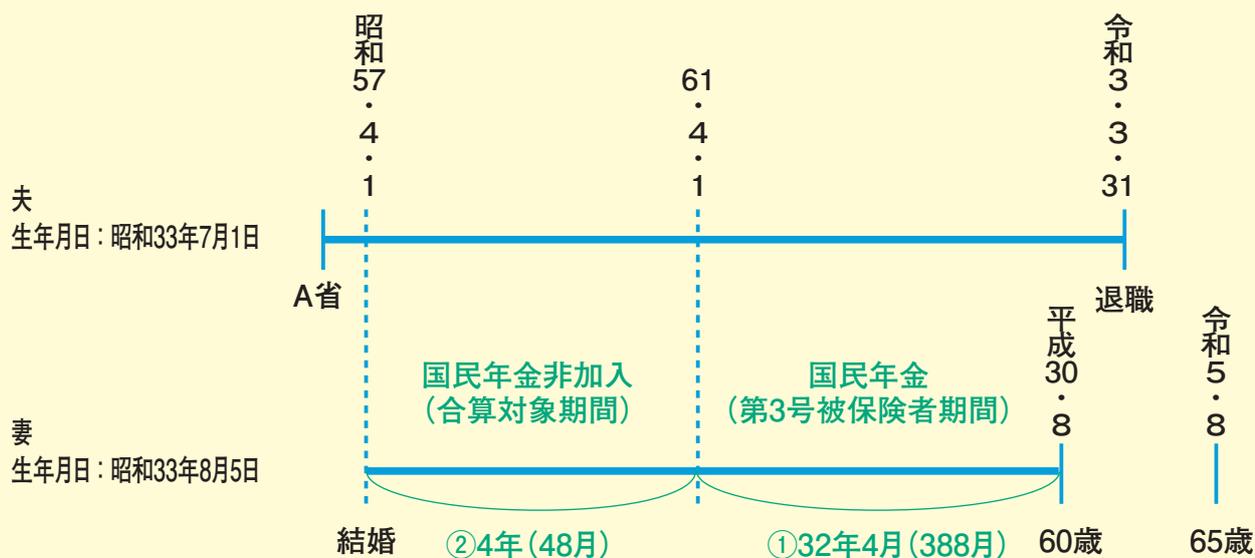
- ①の場合には、自ら住所地の市区町村に届出をしなければなりません。
- ②の場合には、被保険者の所属共済組合や勤務先の事業主を経由して届出を行います。
- ③の場合には、就職先が手続きをしますので、職場の担当者に確認してください。

- 4 被扶養配偶者は、65歳に達し、国民年金の被保険者期間が10年以上あるときに老齢基礎年金を受けることができます。

国民年金の種別の変更や確認の届出を怠ると、配偶者の年金額等に不利益が生じることもありますので、被保険者自身が退職したときは国民年金の種別の変更や確認の届出を速やかに行ってください。

問11 配偶者の老齢基礎年金

令和3年3月31日にA省を退職し、老齢厚生年金を受けています。妻とは昭和57年4月1日に結婚しましたが、結婚後、妻は国民年金に任意加入せず、昭和61年4月以降の第3号被保険者期間しかありません。妻は老齢基礎年金を受けることができるのでしょうか。



- 1 老齢基礎年金は、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年以上である方が65歳に達したときに支給されます。
- 2 妻の国民年金の保険料納付済期間等は、次のようになります。
 - ① 昭和61年4月から平成30年7月までの第3号被保険者期間32年4月は、保険料納付済期間になります。
 - ② 結婚した昭和57年4月から昭和61年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間4年は、保険料納付済期間が10年に満たないときに受給資格期間に算入することができる合算対象期間になります。ただし、合算対象期間は、年金額を計算するときの算定の基礎にはなりません。
- 3 妻の老齢基礎年金の額は、次の算式により計算した額となります。(令和3年度)

$$\text{① 老齢基礎年金の額} = 780,900 \text{円} \times \frac{388 \text{月 (保険料納付月数)}}{480 \text{月 (加入可能月数)}} \approx 631,228 \text{円}$$

(注) 円未満を四捨五入します。

- ② また、夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、妻が65歳に達して老齢基礎年金を受けられるようになると加算されなくなりますが、加給年金額に代えて妻の老齢基礎年金に振替加算が加算されます。振替加算の額は、妻の生年月日に応じて定められた率を乗じて得た額となっています。

$$\begin{aligned} \text{振替加算の額} &= 224,700 \text{円} \times 0.147 \text{ (昭和33年8月5日生まれの方の振替加算の率)} \\ &= 33,031 \text{円} \end{aligned}$$

(注) 円未満を四捨五入します。

配偶者の老齢基礎年金の額は、上記①の額と②の振替加算額を合算した額
631,228円 + 33,031円 = 664,259円となります。

振替加算の率および加算額

(令和3年4月～)

生年月日	率	実際の加算額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.000	224,700円
昭和2年4月2日～3年4月1日	0.973	218,633円
3年4月2日～4年4月1日	0.947	212,791円
4年4月2日～5年4月1日	0.920	206,724円
5年4月2日～6年4月1日	0.893	200,657円
6年4月2日～7年4月1日	0.867	194,815円
7年4月2日～8年4月1日	0.840	188,748円
8年4月2日～9年4月1日	0.813	182,681円
9年4月2日～10年4月1日	0.787	176,839円
10年4月2日～11年4月1日	0.760	170,772円
11年4月2日～12年4月1日	0.733	164,705円
12年4月2日～13年4月1日	0.707	158,863円
13年4月2日～14年4月1日	0.680	152,796円
14年4月2日～15年4月1日	0.653	146,729円
15年4月2日～16年4月1日	0.627	140,887円
16年4月2日～17年4月1日	0.600	134,820円
17年4月2日～18年4月1日	0.573	128,753円
18年4月2日～19年4月1日	0.547	122,911円
19年4月2日～20年4月1日	0.520	116,844円
20年4月2日～21年4月1日	0.493	110,777円
21年4月2日～22年4月1日	0.467	104,935円
22年4月2日～23年4月1日	0.440	98,868円
23年4月2日～24年4月1日	0.413	92,801円

昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.387	86,959円
25年4月2日～26年4月1日	0.360	80,892円
26年4月2日～27年4月1日	0.333	74,825円
27年4月2日～28年4月1日	0.307	68,983円
28年4月2日～29年4月1日	0.280	62,916円
29年4月2日～30年4月1日	0.253	56,849円
30年4月2日～31年4月1日	0.227	51,007円
31年4月2日～32年4月1日	0.200	44,940円
32年4月2日～33年4月1日	0.173	38,873円
33年4月2日～34年4月1日	0.147	33,031円
34年4月2日～35年4月1日	0.120	26,964円
35年4月2日～36年4月1日	0.093	20,897円
36年4月2日～41年4月1日	0.067	15,055円

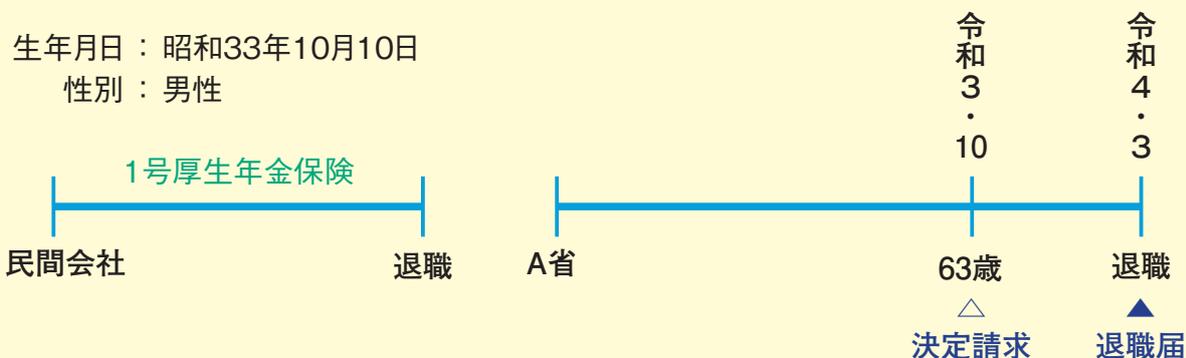
問12 63歳到達時および退職時の年金請求手続き

A省に30年ほど勤務して、令和3年10月に63歳となり、年度末の4年3月末に退職する予定です。

63歳を迎えたら、老齢厚生年金の請求手続きをするようにいわれましたが、在職中に手続きをしなければならぬのでしょうか。

在職中に請求手続きをした場合、退職するまでの期間の年金はどうなりますか。

なお、公務員になる前に厚生年金保険(民間会社)に加入していました。





- 1 特別支給の老齢厚生年金は、次の①から③のすべてに該当するときに支給されます。
- ① 支給開始年齢に達していること。(注)
 - ② 保険料納付済期間等が10年以上あること。
 - ③ 被保険者期間が1年以上あること。

(注) 生年月日別の支給開始年齢については、15頁をご覧ください。

- 2 昭和33年10月生まれで保険料納付済期間等が10年以上ある方(1年以上の被保険者期間を有する方に限ります。)は、63歳に達したときに老齢厚生年金の受給権を取得しますので、在職中でも年金の決定請求をすることになります。ただし、在職中は原則として支給が停止されます。

- 3 老齢厚生年金の決定請求は、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(請求書の用紙は受給権が生じる3か月前に本人宛に送付されます。)に添付書類を添えて、所属の共済組合(A省)、連合会または他の実施機関(全国の年金事務所等)のいずれかに提出します。

共済組合に年金請求書が提出された場合は、共済組合において請求書等を確認した後、連合会に提出されます。

連合会では、請求書等を審査の上、受給権を確認し、老齢厚生年金を決定し、年金額を年金証書で通知します。

また、公務員になる前の第1号厚生年金の加入期間にかかる老齢厚生年金については、別途、日本年金機構から年金証書等が送付されます。

- 4 次に、A省を退職すると、すでに決定した老齢厚生年金の算定の基礎になった被保険者期間に退職までの被保険者期間6か月を加え、その6か月間の保険料の基準となった標準報酬月額および標準期末手当等の額を加算して平均標準報酬額を再計算し、改定した年金額を「年金額・支給額変更通知書」で通知します。

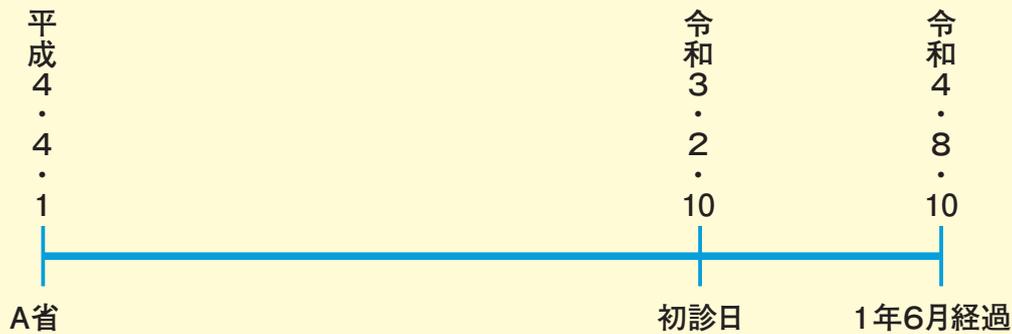
この改定は受給権者の方から所属共済組合を通じて提出される退職届によって行われます。

年金は、令和4年3月(退職月)の翌月の4月分(送金は6月以降になります。)から支給されます。

問13 障害厚生年金の請求手続き

A省に約30年勤務しています。令和3年2月から病気のため通院中です。
勤務は続ける予定ですが、在職中でも障害厚生年金を請求できるでしょうか。

生年月日：昭和40年8月5日



答

- 1 障害厚生年金は、初診日において被保険者であった方が、その日から1年6月を経過した日またはそれまでに傷病が治ったときや症状が固定したときはその日に、障害の程度が、障害等級の1級から3級に該当する障害の状態にあるとき、受給権が生じます。

ただし初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間にかかる保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2/3以上であることが必要です。

なお、令和8年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ該当します。

- 2 (1) 初診日から1年6月を経過した令和4年8月10日における障害の程度が、障害等級の1級から3級に該当する障害状態にあるときは、その日に受給権が生じますので、在職中でも障害厚生年金を請求することができます。

- (2) 障害厚生年金の請求は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」（請求書の用紙は共済組合または連合会に備えてあります。）に傷病原因に応じた添付書類を添えてA省の共済組合または連合会に提出します。

共済組合に提出された場合は、共済組合において請求書等を確認した後、連合会に提出されます。

連合会では、請求書等を審査の上、受給権を確認し、障害厚生年金を決定し、年金額を年金証書で通知します。

なお、障害厚生年金は、在職中でも支給されます。

(3) 請求書に添付する書類は、次のとおりです。

ア 基礎年金番号を確認できる書類

- ・年金手帳
 - ・基礎年金番号通知書
 - ・厚生年金保険被保険者証
- } いずれかの書類
(写し)

イ 生年月日を明らかにできる書類

- ・戸籍の抄本 (戸籍の一部事項証明書)
 - ・戸籍の謄本 (戸籍の全部事項証明書)
 - ・住民票
 - ・住民票の記載事項証明書
- } いずれかの書類 (写し)

(注) 連合会において、マイナンバーで必要な情報を取得できる方の場合には添付が省略できます。

ウ 障害の状態の程度を示す書類

- ①医師または歯科医師の診断書
- ②病歴・就労状況等申立書
- ③レントゲンフィルム

次の傷病に該当する場合

- ・呼吸器系結核
- ・肺化のう症
- ・けい肺 (これに類似するじん肺症を含む)

※①診断書、②病歴・就労状況等申立書は所定の用紙になります。

エ 疾病または負傷にかかる初診日を明らかにできる書類

- ・受診状況等証明書

※受診状況等証明書は所定の用紙になります。

その他、配偶者や子がいる場合には、別途添付書類が必要となります。

3 障害等級の1級または2級に該当するときは、障害厚生年金とあわせて、日本年金機構から障害基礎年金 (国民年金) が支給されます。

問14 年金額の試算依頼について

連合会は、退職間近の組合員（第2号厚生年金被保険者）に老齢厚生年金の試算を行っているとのことですが、試算を希望する場合の手続きを教えてください。

答

連合会では、近い将来退職する予定の組合員（第2号厚生年金被保険者）の方、元組合員の方、年金受給者の方からのご依頼に応じ、老齢厚生年金や遺族厚生年金の年金額の試算を行っております。

※ この試算は、依頼時点において連合会のデータベースに登録されている標準報酬月額等に基づいて計算するため、標準報酬月額に変更があった場合や、年金額改定により計算の見直しがあった場合などは、実際に支給される年金額と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

【書面による試算依頼】

書面にて、老齢厚生年金や遺族厚生年金の試算を依頼されるときは、下記1. または2. のように必要事項を記載した書面を国家公務員共済組合連合会年金相談室にお送りください。

1. 老齢厚生年金の試算依頼

- ① 組合員（第2号厚生年金被保険者）、元組合員の氏名（フリガナ）、生年月日、住所および連絡先電話番号
- ② 共済組合・支部名
- ③ 長期組合員番号または基礎年金番号
- ④ 退職予定年月日または退職年月日
- ⑤ 組合員期間（第2号厚生年金被保険者期間）

2. 遺族厚生年金の試算依頼

- ① 組合員（第2号厚生年金被保険者）、年金受給権者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所および連絡先電話番号
- ② 年金受給権者の年金証書記号番号または基礎年金番号
- ③ 年金受給権者の他制度年金の有無
- ④ 配偶者の氏名（フリガナ）、生年月日および基礎年金番号
- ⑤ 配偶者の年金の有無

【KKR年金情報提供サービスによる試算】

現在、組合員（第2号厚生年金被保険者）である方、または元組合員の方（年金を決定していない方に限ります）は、「KKR年金情報提供サービス」をご利用いただくことにより、ご自身のパソコンで老齢厚生年金の試算を行うことができます。是非ご利用ください。

なお、「KKR年金情報提供サービス」を初めてご利用される場合は、KKRホームページから利用申請のうえ、ユーザIDを取得後に利用開始となります。（詳しくは149頁をご覧ください。）

年金相談

年金のお問い合わせは、来訪・電話および手紙で

年金に関するお問い合わせは、第2号厚生年金被保険者、年金受給者の方などを対象に、来訪、電話および手紙により、年金部年金相談室で受け付けております。

また、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。全国年金相談会およびリモート年金相談会の開催日程等につきましては、KKR ホームページ <https://www.kkr.or.jp/> に掲載しているほか、第2号厚生年金被保険者の皆様には広報紙「KKR」、年金受給者の皆様には「KKR 年金だより」にてお知らせしております。(全国年金相談会およびリモート年金相談会は事前の予約が必要です)

KKR ホームページによる照会等

国家公務員共済組合連合会
KKR ホームページ
<https://www.kkr.or.jp/>
kkk 検索



全国年金相談会および
リモート年金相談会での相談

全国年金相談会
(事前予約制)
最新の開催日程等はKKR
ホームページをご覧ください。

- ・よくある質問 Q&A
- ・各種届出用紙のダウンロードなど
- ・KKR 年金情報提供サービス
(詳しくは 149 頁をご覧ください)



第2号厚生年金被保険者・年金受給者の方など



来訪、電話、手紙による相談

国家公務員共済組合連合会 年金部年金相談室
〒102-8082 東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎内
0570-080-556 (ナビダイヤル)
「KKR 年金相談ダイヤル」 0570 におかけになれない場合等
03-3265-8155 (一般電話)

※来訪による年金相談受付は土日祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時30分までです。(予約は不要です。)

【年金相談にあたってのお願い】

<p>来訪による相談 年金相談室 全国年金相談会</p>	<p>◆ご本人であることが確認できる書類（年金証書、年金支払通知書、共済組合員証、運転免許証等）をお持ちください。 ◆年金相談は、ご本人からの依頼があれば、ご家族の方でも受け付けております。 ご本人からの「委任状」(ご本人の基礎年金番号または長期組合員番号・住所・氏名・生年月日、相談依頼内容、ご本人が来訪できない理由、委任される方の住所・氏名、ご本人との続柄を記入のうえ、ご本人が署名・捺印されたもの) および委任された方ご自身の確認書類（健康保険証、運転免許証等）をお持ちください。</p>
<p>電話・手紙 による相談</p>	<p>電話による相談にあたっては、次のことをお伺いします。 また、手紙による相談では、次のことを明記してください。 ◆ご本人の場合・・・基礎年金番号または長期組合員番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号および相談内容 ◆ご家族の場合・・・上記のほか、ご家族の氏名、生年月日、ご本人との続柄、ご本人が直接相談することができない理由など（内容によっては委任状が必要になる場合があります。)</p>

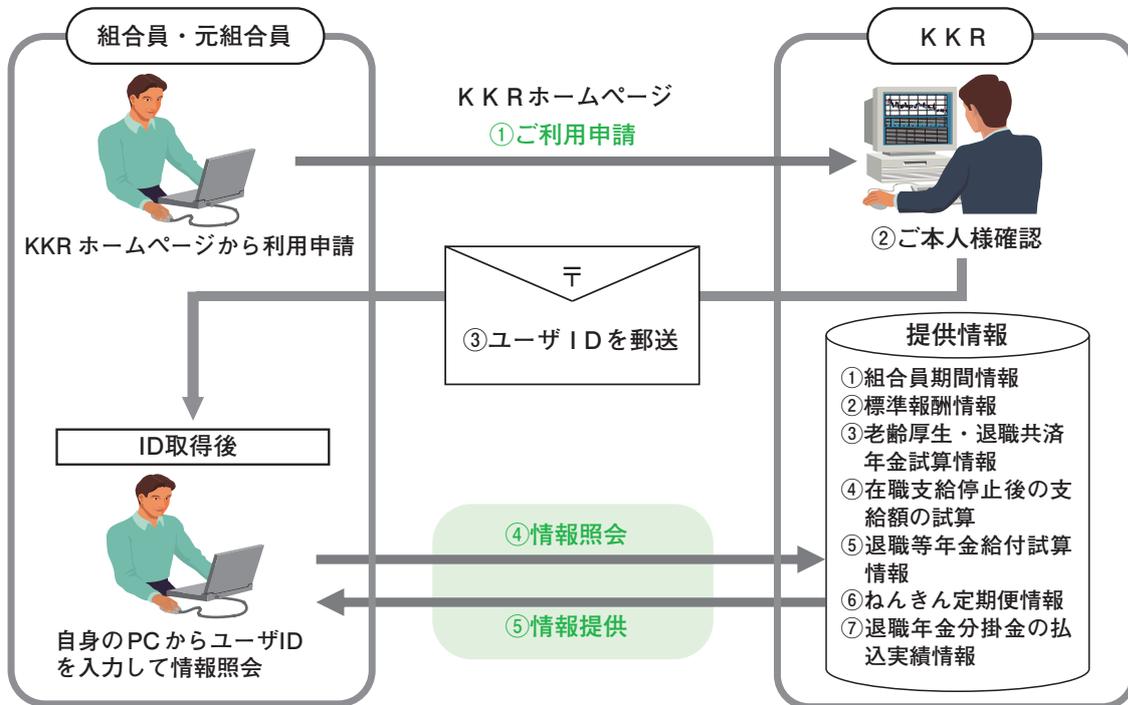
年金加入記録の確認や 将来受け取る年金額を試算したいときは・・・

KKRホームページ
<https://www.kkr.or.jp/> にアクセスして
「KKR年金情報提供サービス」 をご利用ください。

組合員および元組合員を対象に、「ユーザID」を取得いただくことで、いつでもパソコンであなたの年金額の試算が可能となり、組合員期間や標準報酬等の情報も確認できるインターネットによる年金情報提供サービスです。

初めてご利用される場合は、ホームページからの申請に基づき、後日、当会より「ユーザID」を郵送いたします。

なお、利用申請する際に設定する「お客様設定パスワード」については、本サービスをご利用の際必要となりますので、お忘れにならないように必ず控えておいてください。



ご利用対象者	現在組合員および元組合員の方※
情報提供内容	組合員期間情報・標準報酬情報・年金額試算情報 ねんきん定期便情報・退職年金分掛金の払込実績情報
ご利用方法	▶ https://www.kkr.or.jp/ <input type="text" value="kkr"/> <input type="button" value="検索"/> KKRホームページトップの「KKR年金情報提供サービス」から申請をしてください。
ご利用時間	365日、24時間（なお、システムメンテナンス等のため、一時的にサービスを停止する場合があります。）
推奨ご利用環境	対応 OS Microsoft Windows 7 / Windows 8 / Windows 8.1 / Windows 10 Web ブラウザ IE 9 / IE 10 / IE 11 ご利用ができない場合は、「KKR年金情報提供依頼書」をダウンロードのうえ、郵送にてご依頼ください。
お問い合わせ	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 国家公務員共済組合連合会 年金部 年金情報提供サービス担当 KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556（ナビダイヤル） 0570におかけにできない場合 03-3265-8155（一般電話） 受付時間 9:00～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

※「元組合員」とは、現在は組合員資格を喪失しており、老齢厚生年金を受給していない方をいいます。なお、昭和54年12月以前に退職され、退職時に退職一時金として全額受給された方は、このサービスをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

◆ご注意◆

転居、結婚などにより変更後の住所・氏名情報等が登録されていない場合は、ユーザIDが発行できないことがあります。その場合は、「再度のご利用申込みのご案内」を送付いたしますので、つぎの手続きをお願いいたします。

変更後の住所・氏名情報等の登録手続き

- ① 現在組合員の方 ⇒ 勤務先の共済担当者へ連絡してください。
- ② 元組合員の方で年金を受給していない方 ⇒ 「住所・氏名変更届」を連合会年金部へ提出してください。
「住所・氏名変更届」の用紙は、KKR ホームページ <https://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/> の「届書ダウンロード（これから年金を受給される方）」からダウンロードすることができます。

なお、インターネットによる「KKR年金情報提供サービス」をご利用いただけない方は、『KKR年金情報提供依頼書』による情報提供を、連合会年金部 年金情報提供サービス担当までご依頼ください。

『KKR年金情報提供依頼書』は、「KKR年金情報提供サービス」のトップメニューよりダウンロードすることができます。

KKR年金情報提供依頼書

国家公務員共済組合連合会 御中 (依頼年月日) 令和 年 月 日

■依頼者氏名 _____ *代理人の方が依頼する場合は、併せて「委任状」をご提出ください。

■住 所 〒 _____

■電話番号 () _____

次の者の年金情報の提供を依頼します。*ご記入される前に「裏面」をお読みください。

フリガナ	フリガナ
組合員氏名	(旧姓)
生年月日 昭和 平成	年 月 日 性 別 男 女
基礎年金番号 すべての方	
長期組合員番号 組合員(在職中)の方又はS61.4以降に退職された方	*各種番号は、わかる範囲でご記入ください。
給付番号又は整理番号 S61.3以前に退職された方	
年金証書番号 組合員(在職中)の方で年金の決定を受けている方	A - - - - -

勤務期間	勤務期間ごとの最終勤務先の名称	組合員種別を○で囲んでください。
年 月～ 年 月		一般・給員
年 月～ 年 月		一般・給員
年 月～ 年 月		一般・給員
年 月～ 年 月		一般・給員
該当する方を○で囲んでください。		組合員(在職中) ・ 元組合員

*勤務期間には、地方公務員・旧公団(JR・JT・NTT)であった期間もご記入ください。
*勤務期間は、別紙(様式はありません)にご記入いただいても結構です。

■組合員(在職中)の方で、退職時までの退職共済年金額の試算をご希望される方は、退職予定年月日をご記入ください。 *現在の標準報酬月額等を退職予定日まで同額と仮定して計算します。 *ご記入のない場合は、請求日現在までの組合員期間で計算します。	(退職予定年月日) 令和 年 月 日
--	-----------------------

付 録

国家公務員共済組合連合会施設等一覧表

宿泊施設（KKR ホテルズ&リゾート）	152
直営病院	156
旧令共済病院	158
KKR 介護相談ダイヤル.....	160

KKRホテルズ&リゾートへようこそ

心地よくて なぜか落ち着ける雰囲気は「自分の別荘」
のんびりと風を感じる、アクティブに楽しむ
皆様の自由な過ごし方が KKR の旅のスタイルです
華やかさや 過剰な接客はありませんが、
平日のご利用は ゆっくりと大人の時間が流れます
日本の四季を感じられる、季節ごとの出会いを求めて
四季ある日本、KKR の旅へ
皆様を お待ちしています



プランニングした瞬間から旅が始まります

KKR Style

ロビーから広がるホテルの楽しみ
フレンドリーな笑顔でお迎えいたします



ようこそ KKRレストランへ

その時いちばん美味しいもの
四季折々の旬の味覚でおもてなし



ゆったり身軽でらくらく

保養施設なのに「身軽」
アメニティにタオル、
バスタオルなどをご用意
身軽に旅を楽しめます



出会い豊かな旅

KKR ホテルズ&リゾートは
皆様のホテルです
初めてのご利用やおひとり様でも
安心してご利用いただけます
旅仲間との出会いや交流が
さらに旅を豊かにしてくれます



見る・参加する

旅をしながら学べます
アウトドア・歴史ウォーク ほか



暮らすように 旅をする

上質な旅の時間を演出します
上質なプライベート空間



KKRホテルズ&リゾートは
ホームページ または お電話だけで予約が完了します
ご利用希望のKKRホテルズ&リゾートへご予約ください

国家公務員共済組合連合会 宿泊施設一覧

KKR ホテルズ&リゾート <https://www.kkr.or.jp/hotel/>

ご予約は、各施設へ直接お申し込みください！

- B：バス T：トイレ ：温泉あり
- すべての施設でご宴会、各種パーティー等を承ります。
- ご利用料金のご利用日、客室タイプ、ご利用人数、お食事内容等により異なります。
詳細は各施設に直接お問い合わせください。

お得な宿泊プランをご用意しています！

ホームページをご覧ください、お電話で各施設までお問い合わせください。

検索サイトからは「kkrホテルズ」の入力で簡単に検索できます。

令和3年8月1日現在

地域	施設名	電話番号	バス・トイレ 設置状況	アクセス/観光情報等
北海道	 道東・川湯温泉 KKRかわゆ	015-483-2643	全室T付	硫黄山、屈斜路湖、阿寒湖、摩周湖、美幌峠、世界遺産「知床」、網走
	 函館・湯の川温泉 KKRはこだて	0138-57-8484	全室T付	五稜郭公園、トラピスチヌ修道院、函館山夜景、元町周辺、大沼公園、松前、江差
東北	 山形・蔵王温泉 KKR蔵王 白銀荘	023-694-9187	一部BT付	蔵王中央ロープウェイ、お釜、山寺、さくらんぼ狩り、最上川下り、スキー
関東	 群馬・水上温泉 KKR水上 水明荘	0278-72-2345	全室T付	谷川岳、奥利根水源の森、月夜野びーどろパーク、一ノ倉沢、尾瀬
	東京・竹橋 KKRホテル東京	03-3287-2921	全室BT付	地下鉄竹橋駅直結/皇居、東京ドーム、東京スカイツリー、舞浜、お台場
	東京・中目黒 KKRホテル中目黒	03-3713-8131	全室T付	中目黒駅徒歩13分/六本木ヒルズ、東京スカイツリー、舞浜、横浜みなとみらい
	神奈川・横浜 KKRポートビル横浜	045-621-9684	全室BT付	元町・中華街駅徒歩5分/港の見える丘公園、山下公園、みなとみらい21地区
	神奈川・湘南 KKR逗子 松汀園	046-871-2042	一部T付	大正12年建築和風邸宅/浪子不動・岩殿寺、蘆花記念公園、逗子マリーナ、八景島シーパラダイス
	 神奈川・鎌倉 KKR鎌倉 わかみや	0467-25-4321	全室BT付	料理好評、プール・テニスコート完備/鎌倉史跡、由比ガ浜、鶴岡八幡宮
	神奈川・湘南 KKR江ノ島 ニュー向洋	0466-23-7710	全室T付	江の島、東浜海水浴場、新江ノ島水族館、極楽寺、鎌倉大仏、長谷寺、七里ヶ浜
伊豆箱根	 箱根・木賀温泉 KKR宮の下	0460-87-2350	全室T付	会席料理・露天風呂好評/半露天風呂付客室も好評 彫刻の森美術館、箱根小涌園ユネスコ、仙石原、芦ノ湖、箱根関所跡
	 熱海温泉 KKRホテル熱海	0557-85-2000	全室T付	全室オーシャンビュー、相模湾一望の展望露天風呂/熱海サンビーチ、熱海梅園、初島、伊豆大島、熱海海上花火大会
	 伊豆長岡温泉 KKR伊豆長岡 千歳荘	055-948-0010	全室T付	あわしまマリンパーク、伊豆三津シーパラダイス、修善寺虹の郷、かつらぎ山、三嶋大社、葦山反射炉、三島スカイウォーク
	 静岡・沼津 KKR沼津 はまゆう	055-931-0592	全室BT付	島郷海水浴場、沼津魚市場、沼津港深海水族館、らららサンビーチ、沼津御用邸記念公園、若山牧水記念館、千本浜公園
甲信越	 新潟・越後湯沢温泉 KKR湯沢 ゆぎぐに	025-784-3424	全室T付	湯沢高原アルプの里、越後ワイナリー、清津峡、秋山郷、八海山ロープウェイ
	 長野・上諏訪温泉 KKR諏訪湖荘	0266-58-1259	一部BT付	都心から120分/諏訪湖、北澤美術館、サンリツ服部美術館、白樺湖、霧が峰高原、美ヶ原高原
	 山梨・甲府 KKR甲府 ニュー芙蓉	055-252-1327	一部BT付	甲府駅5分/昇仙峡・影絵の森美術館、県立美術館、清里、富士五湖



KKRホテル熱海 温泉展望大浴場



KKR道後ゆづき ロビー

令和3年8月1日現在

地域	施設名	電話番号	バス・トイレ 設置状況	アクセス／観光情報等	
東海・北陸	石川・金沢	KKRホテル金沢	076-264-3261	全室BT付	金沢城公園1分／兼六園、近江町市場、ひがし茶屋街、21世紀美術館、長町武家屋敷跡
	岐阜・平湯温泉	KKR平湯 たから荘	0578-89-2626	全室T付	上高地、乗鞍スカイライン、新穂高ロープウェイ、飛騨高山、白川郷合掌村
	岐阜・下呂温泉	KKR下呂 しらさぎ	0576-25-5505	全室T付	下呂温泉合掌村、飛騨高山、中山道、馬籠・妻籠宿、世界遺産白川郷合掌村、日本ライン下り
	愛知・名古屋	KKRホテル名古屋	052-201-3326	全室BT付	名古屋城周辺／名古屋能楽堂、徳川美術館、名古屋市科学館、熱田神宮、明治村
	三重・鳥羽	KKR鳥羽 いそぶえ荘	0599-25-3226	一部BT付	鳥羽水族館、ミキモト真珠島、伊勢神宮、志摩スペイン村、離島めぐり
近畿	滋賀・琵琶湖	KKRホテルびわこ	077-578-2020	全室BT付	京都から湖西線で14分（JR唐崎駅）／ミシガン琵琶湖クルーズ、三井寺、石山寺、比叡山
	京都	KKR京都 くに荘	075-222-0092	全室T付	京都御所徒歩8分／鴨川ほとり、二条城、下鴨神社、金閣寺、銀閣寺、東山、大原
	大阪・梅田	KKRホテル梅田	06-6362-6800	全室BT付	J R大阪駅徒歩約8分／ユニバーサルシティ、海遊館、京セラドーム、阪神甲子園球場、大阪城
	大阪・森ノ宮	KKRホテル大阪	06-6941-1122	全室BT付	大阪城周辺／大阪城、大阪城ホール、歴史博物館、通天閣、道頓堀、京セラドーム、海遊館
	奈良	KKR奈良 みかさ荘	0742-22-5582	全室BTなし	昭和8年建築和風別荘、若草山借景枯山水庭園／東大寺、興福寺、法隆寺
	和歌山・白浜温泉	KKR白浜 美浜荘	0739-42-3383	一部BT付	白良浜海水浴場、円月島、千畳敷、三段壁、アドベンチャーワールド
	兵庫・城崎温泉	KKR城崎 玄武	0796-32-2631	一部T付	外湯巡り、大正ロマンの街並み、城崎マリンワールド、コウノトリの郷公園、天橋立、玄武洞公園
中国	山口・湯田温泉	KKR山口 あさくら	083-922-3268	全室T付	西の京山口史跡、瑠璃光寺五重塔、サビエル記念聖堂、秋吉台・秋芳洞、津和野、萩
四国	愛媛・道後温泉	KKR道後 ゆづき	089-941-2934	全室T付	道後温泉本館、子規記念博物館、松山城、石手寺、瀬戸内しまなみ海道
九州	福岡・博多	KKRホテル博多	092-521-1361	全室BT付	地下鉄七隈線「薬院大通駅」徒歩3分／天神、大濠公園、キャナルシティ博多、福岡ヤフオク!ドーム、太宰府天満宮
	熊本	KKRホテル熊本	096-355-0121	全室BT付	熊本城周辺／県立美術館・博物館、水前寺公園、阿蘇山

直営病院

地区	病院名等	電話	所在地	
北海道	KKR 札幌医療センター	011-822-1811	〒062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-40
	斗 南	011-231-2121	〒060-0004	札幌市中央区北4条西7-3-8
東北	東 北 公 済	022-227-2211	〒980-0803	仙台市青葉区国分町2-3-11
関東	水 府	029-309-5000	〒311-4141	水戸市赤塚1-1
	立 川	042-523-3131	〒190-8531	立川市錦町4-2-22
	九 段 坂	03-3262-9191	〒102-0074	千代田区九段南1-6-12
	虎 の 門	03-3588-1111	〒105-8470	港区虎ノ門2-2-2
	虎 の 門 分 院	044-877-5111	〒213-8587	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1
	三 宿	03-3711-5771	〒153-0051	目黒区上目黒5-33-12
北陸	北 陸	076-243-1191	〒921-8035	金沢市泉が丘2-13-43
中部	名 城	052-201-5311	〒460-0001	名古屋市中区三の丸1-3-1
	東 海	052-711-6131	〒464-8512	名古屋市中区千種区千代田橋1-1-1
	ちよだ(東海)	052-711-1060	〒464-8512	名古屋市中区千種区千代田橋1-1-1
近畿	枚 方 公 済	072-858-8233	〒573-0153	枚方市藤阪東町1-2-1
	大 手 前	06-6941-0484	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-5-34
四国	高 松	087-861-3261	〒760-0018	高松市天神前4-18
中国	広 島 記 念	082-292-1271	〒730-0802	広島市中区本川町1-4-3
	吉 島	082-241-2167	〒730-0822	広島市中区吉島東3-2-33
九州	新 小 倉	093-571-1031	〒803-8505	北九州市小倉北区金田1-3-1
	千 早	092-661-2211	〒813-8501	福岡市東区千早2-30-1
	浜 の 町	092-721-0831	〒810-8539	福岡市中央区長浜3-3-1
	新 別 府	0977-22-0391	〒874-8538	別府市大字鶴見3898
	熊 本 中 央	096-370-3111	〒862-0965	熊本市南区田井島1-5-1

診療科等	
	内、呼内、消内、循内、神内、代内・糖尿病内、腫内、緩和ケア内、精、外、消外、呼外、乳外、小外、腫外、人工外、内分外、小、小（新生児）、整外、産婦、眼、皮、麻、耳、泌、心外血、心外、血外、脳・内分外、脳外、放、放診、リハ、救急、病理、臨床検査、ドック
	内、呼内、消内、循内、糖尿病・内分内、血内、腫内、精、整、形、呼外、消外、乳外、内視鏡外、心外、皮、泌、婦、婦（生殖医療）、眼、耳、頭頸部外、放射線診断、放射線治療、麻、リウマチ、リハ、病理診断、ドック
	内、消内、呼内、循内、小、外、乳外、消外、整外、形外、泌、産、婦、眼、耳、歯、歯口腔、麻、放、リハ、病理、ドック
	内、外、整、放、麻、ドック
	内、消内、呼内、神内、腎内、循内、糖尿・内分泌代謝内、血内、透析、膠原・リウ内、救急、外、呼外、乳外、血外、消外、緩和ケア、脳外、小、産婦、耳、皮、泌、眼、放射線治療、放射線診断、歯口腔、精、整、形、リハ、麻、病理診断、ドック
	内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、放、麻、心療、リハ、ドック
	内、血内、内分代、呼吸器センター（内・外）、睡呼、消内（胃腸・肝・胆・膵）、肝内、神内、循環器センター（内・外）、腎センター（内外）、リウ膠、精、臨床感染症、臨床腫瘍、認知症、小、皮、放、放射線治療科、消外（上部消化管・肝・胆・膵・下部消化管）、乳腺内分外、緩和、脳外、脳神経血管内治療、間脳下垂体外、整外、形外、産婦、泌、眼、耳、麻（ペイン）、歯、救急、リハ、集中治療、放診、病理、ドック
	肝内、内総、糖内、呼内、消内、血内、脳内、循環器センター（内）、腎センター（内・外）、精、小、皮、整外、泌、歯、リハ、消外、麻、リウ、病理、放
	内、神内、呼、消、循、内分、血内、小、外、整、脳外、心外、皮、泌、婦、眼、耳、放、麻、形、リハ、ドック
	内、消内、循内、腎内、外、消外、肛外、心外、呼外、整、泌、放、麻、リハ、ドック
	内、神内、循内、小、外、整、脳外、心外、皮、泌、婦、眼、放、麻、歯口腔、ドック
	内、消内、循内、呼内、糖尿病内、外、消外、血管外、整、リウ、泌、眼、脳外、皮、麻、放、リハ、ドック
	介護老人保健施設
	内、神内、呼内、消内、循内、血内、腎内、内視鏡内、内分泌、小、外、呼外、心外、消外、整、小外、皮、泌、肛外、眼、耳、放、麻、リウマチ、リハ、精、歯口腔、救急、ドック
	内、脳神内、呼内、消内、循内、腎内、代謝・内分内、血内、腫内、外、整、脳外、呼外、心外、消外、乳腺・内分内、皮、泌、婦、眼、耳、放診、放治、麻、心内、リハ、救急、総合医学、ドック
	内、神内、呼内、消内、循内、腎内、神内、外、脳外、消外、呼外、泌、婦、眼、放、麻、アレ、リウ、リハ、糖尿病・内分内、ドック
	内、消内、内視鏡内、胃腸内、肝内、循内、外、消外、内視鏡外、食道外、胃外、大腸外、腹部外、肝臓外、腫瘍外、肛門外、乳腺外、婦、耳鼻咽、皮、泌、眼、放診、放、麻、病理、アレ、リハ、歯、ドック
	内、呼内、消内、循内、糖尿病・内分内、内視鏡内、外、整、呼外、消外、内視鏡外、眼、耳、放、麻、リハ、呼吸器リハ、緩和ケア、ドック
	内、循内、血内、神内、皮、外、乳外、整、眼、婦、泌、放、麻、リハ、歯口腔、呼吸器センター（呼内・呼外）、消化器センター（消内・消外）、肝臓病センター（肝内・肝外）、糖尿病センター（糖内）、人工関節センター、骨粗しょう症センター、リウ、ドック、老年内科
	内、循内、外、整、皮、眼、麻、放、消内、リハ、リウ、ドック
	内科、呼内、消内、循内、肝内、血内、腫内、糖尿病・内分内、腎内、神内、緩和ケア内、感内、小児、外科、消外、乳腺・内分内、呼外、形成、整形、脳外、皮膚、泌尿、産、婦人、眼、耳鼻、頭頸部外、放、麻、救急、精、リハ、アレ、リウ、病理、ドック、歯科
	内、脳内、呼内、消内、内分泌・代謝、循内、外、肛外、整外、リウ、脳外、呼外、心外、泌、眼、救急、放、消外、麻、リハ、肝内、ドック
	呼内、消内、循内、糖尿・内分内・代謝、腎内、緩和ケア、救総診、小、外、整、呼外、心外、脳外、乳腺・内分内、形、泌、眼、麻、放、病理、ドック

旧令共済病院

都道府県名	病院名	電話番号	所在地
東京都	東京共済病院	03(3712)3151	〒153-8934 目黒区中目黒2丁目3番8号
東京都	東京共済病院 介護老人保健施設 ケアなかめぐろ	03(5794)7332	〒153-8934 目黒区中目黒2丁目3番8号
神奈川県	横須賀共済病院	046(822)2710	〒238-8558 横須賀市米が浜通1丁目16番地
神奈川県	横浜南共済病院	045(782)2101	〒236-0037 横浜市金沢区六浦東1丁目21番1号
神奈川県	横浜栄共済病院	045(891)2171	〒247-8581 横浜市栄区桂町132番地
神奈川県	平塚共済病院	0463(32)1950	〒254-8502 平塚市追分9番11号
京都府	舞鶴共済病院	0773(62)2510	〒625-8585 舞鶴市字浜1035番地
京都府	舞鶴共済病院 介護老人保健施設 すこやかのもり	0773(78)3001	〒624-0841 舞鶴市字引土630番地
京都府	舞鶴こども 療育センター (京都府立：指定管理者)	0773(63)4865	〒625-0052 舞鶴市字行永2410番地37
広島県	呉共済病院	0823(22)2111	〒737-8505 呉市西中央2丁目3番28号
広島県	呉共済病院 忠海分院	0846(26)0250	〒729-2316 竹原市忠海中町2丁目2番45号
長崎県	佐世保共済病院	0956(22)5136	〒857-8575 佐世保市島地町10番17号

診 療 科 等	
内、脳内、精、呼内、消内、循内、腎内、腫内、血内、内分代、外、整、形、脳外、呼外、消外、乳、皮、泌、婦、眼、耳、放、麻、リウ、リハ、救急、緩和、ドック	
(介護老人保健施設)	
内、脳内、呼内、消内、循内、腎内、血内、内分泌・糖、小、精、外、整、形、脳外、呼外、消外、心外、乳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リウ、リハ、歯口外、救急、緩和、ドック	
内、脳内、呼内、消内、循内、腎内、血内、内分代、小、精、外、整、ス整、脊外、形、美外、脳外、呼外、消外、心外、乳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、アレ、リウ、リハ、救急、緩和、歯口外、ドック	
内、脳内、呼内、消内、循内、腎内、内分代、小、精、外、肛外、整、形、脳外、呼外、消外、心外、乳外、内視鏡、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リハ、救急、歯口外、ドック	
内、脳内、呼内、消内、循内、腎内、血内、内分代、リウ、小、心身、外、整、形、脳外、心外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リハ、救急、ドック	
内、消内、循内、循小、血内、小、外、整、心外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リウ、リハ、歯口外、ドック	
(介護老人保健施設)	
(医療型障害児入所施設) 小、精、整、小外、リハ、歯	
総診、内、脳内、呼内、消内、循内、腎内、代謝内、血内、肝内、外、整、形、脳外、呼外、消外、心外、乳外、頭頸外、内視鏡、皮、泌、産婦、眼、耳、気管食道、放、麻、アレ、リハ、歯口外、ドック、歯、救急	
内、呼内、循内、整、皮、耳、リハ、ドック	
呼内、消内、循内、腎内、腫内、糖内、小、消外、乳外、胸外、整、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リハ、歯口外、ドック	

相談・通話料無料

KKR介護相談ダイヤル

介護のことでお悩みなら、お気軽にご相談ください

お電話でのご相談



フリーダイヤル

ココロからハロー

0120-556-860

《所属共済組合名(省庁名)または年金受給者である旨をお伝えください》

年中無休
9:00 ~ 21:00

インターネットでのご相談

KKRホームページよりログイン



<https://www.kkr.or.jp/>

kkkr 介護

検索

24時間受付

お返事に4営業日かかります

KKR介護相談ダイヤルでは、看護師等の専門スタッフが、介護保険制度に則って年中無休、9時から21時まで、共済組合員および年金受給者とそのご家族からの相談に応じ、情報の提供、介護サービスの取り次ぎなどを行っています。

介護に関する悩みや疑問、介護に関する手続きなどでわからないことがありましたら、KKR介護相談ダイヤルにお気軽にご相談ください。

なお、KKRの方専用の施設のご案内はしていないことをはじめ、ご対応できない内容がありますことを予めご了承ください。

介護相談サービス

★制度についての質問

「公的介護保険の保険料はいつから支払うのですか…」等々

★ご自身・ご家族の介護相談

「親が脳梗塞で倒れて介護状態になりそうなのですが…」等々

介護施設等のご案内

★お近くにある介護施設・医療機関等の情報提供

「介護施設、病院、診療所」等々

相談者
(電話・インターネットで相談)

提携先特典内容の割引取次ぎ

★有料老人ホームの案内・取次ぎ

・提携先有料老人ホーム特典内容のご案内・取次ぎ
*詳細は次のページをご覧ください。

★提携先人間ドック・PET検査(割引)取次ぎ

★福祉用具の購入・取次ぎ

★福祉用具のカタログ送付(無料)

★家事代行サービス取次ぎ

◎各種取次ぎサービスのご案内 受付時間（平日9：00～17：00）

介護サービス事業所への、各種サービスの取次ぎをご案内いたします。

介護保険申請代行サービス ケアプラン作成サービス 在宅介護サービス

介護サービスを受けるには、先ずはお住まいの市区町村にある地域包括支援センターの窓口で、要介護（要支援）認定の申請を行いましょ。

申請代行、サービス計画書（ケアプラン）作成、在宅介護サービスのご提供をいたしております。

福祉用具カタログ・ 介護総合パンフレット 無料送付サービス

ご利用者様の、安全で快適な生活をお手伝いできるよう、介護関連の資料をご用意しております。ご希望の方には、「介護総合パンフレット」、数多くの商品を掲載した「福祉用具カタログ」を無料でお送りいたします。

福祉用具のご購入については、販売価格より10%の割引価格でご提供いたします。

（一部、割引できない商品もございます。）

【掲載福祉用具】

ベッド関連・歩行移動関連・入浴関連・トイレおむつ関連・衣類靴関連・食事口腔ケア関連・生活支援関連・住環境関連 ほか

家事代行サービスの割引提供

家事・育児・家族介護のお手伝いをさせて頂く、家事代行サービスについて、お試しサービスや特典付でお申込みいただけます。（詳しいサービス内容・特典については、お問い合わせ下さい。）

【ご提供内容】

お掃除代行サービス
お手伝いお片づけサービス
お子さま安心サービス
産前産後サービス
高齢者障がい者ケアサービス ほか

【ご利用例】

1. ご高齢のご両親の、外出の付き添いや見守り
2. 掃除や買い物代行による、仕事と家庭の両立
3. 産後の日常家事のお手伝い ほか

健康管理に関するサービス

健康の管理として、人間ドックや脳ドック、またはがんの早期発見に有効なPET健診を割引価格にてご案内いたします。

- ・人間ドック（全国約350医療機関）
- ・PET健診（全国約30医療機関）

※医療機関により年齢制限が設けられている場合がございます。

有料老人ホームの取次ぎ

下記グループの施設への取次ぎをご希望の場合、体験入所を割引または無料等でご利用いただけます。

ニッセイ聖隷健康福祉財団
ニチイ学館
ニチイケアパレス
木下の介護
グッドタイムリビング
セコムフォート
さわやか倶楽部
聖隷福祉事業団
アライブメディケア など
（ご提供地域は、ご相談時にご確認ください。）

教育講座受講サービス

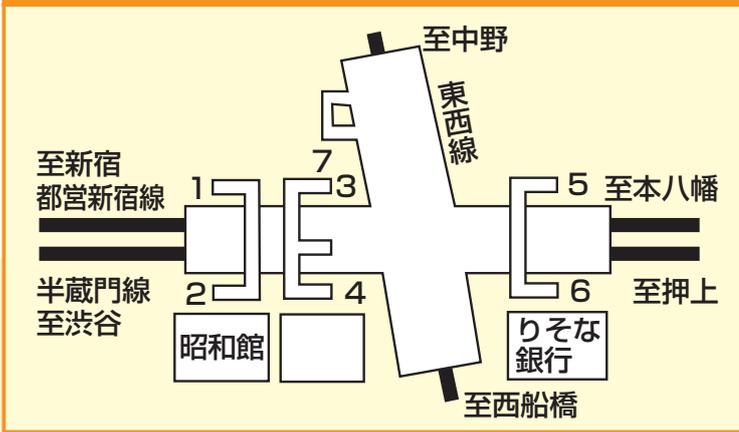
介護関連講座などの資格取得の受講を割引価格にてご提供いたします。

有料老人ホームの一覧は、KKRホームページの  からご覧ください。

*サービス内容は、変更または廃止することがあります。

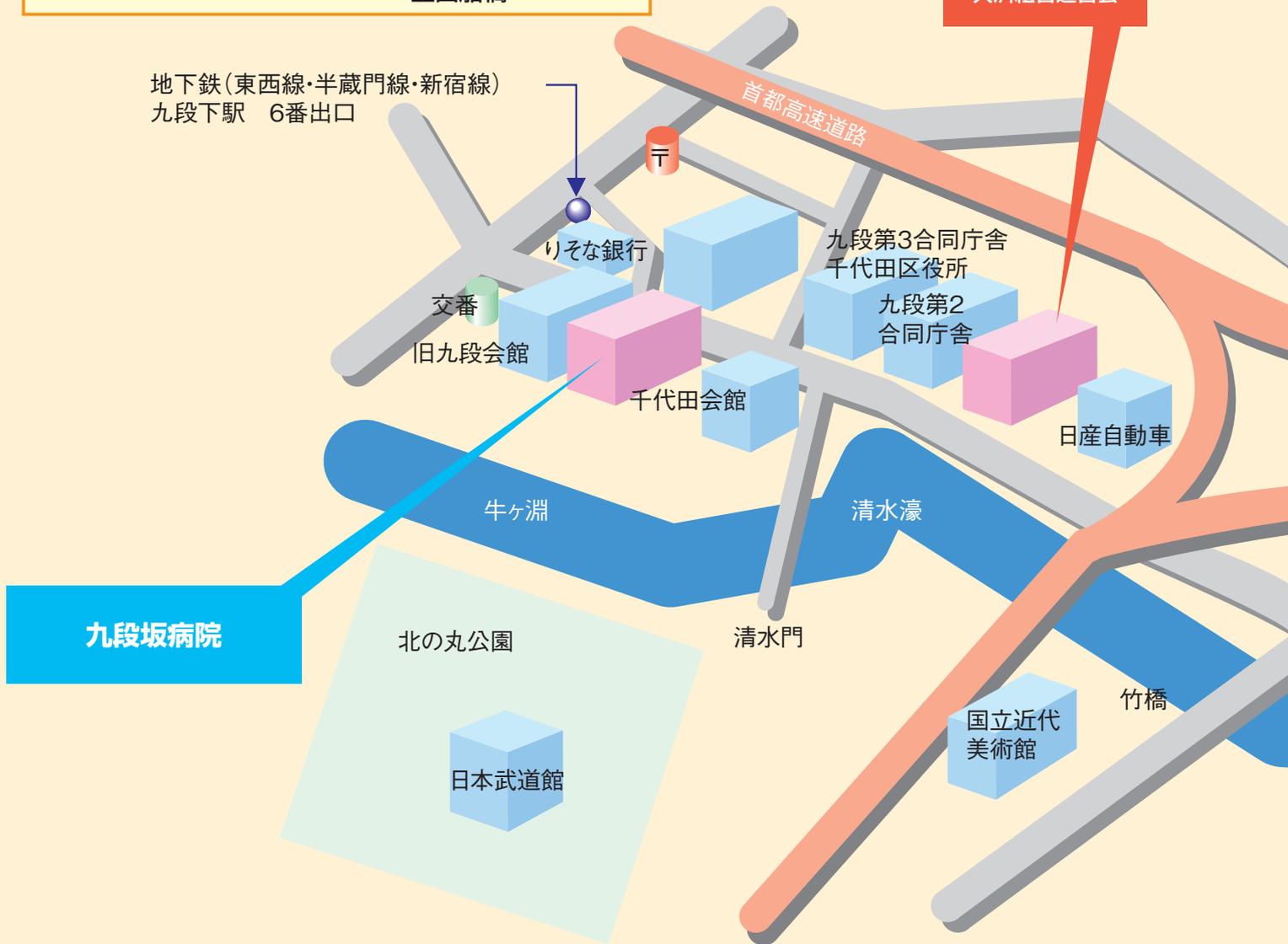
【KKR介護相談ダイヤルは、国家公務員共済連合会が専門業者に業務委託して実施する情報提供サービスです。】

地下鉄九段下駅出入口案内



九段合同庁舎
 国家公務員
 共済組合連合会

地下鉄(東西線・半蔵門線・新宿線)
 九段下駅 6番出口



国家公務員共済組合連合会へのご案内

◇所在地 千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎
 年金相談室 (2階)

◇最寄駅 地下鉄九段下駅 (6番出口)
 地下鉄竹橋駅 (1b出口)
 どちらからも徒歩で約8分ほどかかります。

◇お問い合わせ先

年金関係 「KKR年金相談ダイヤル」

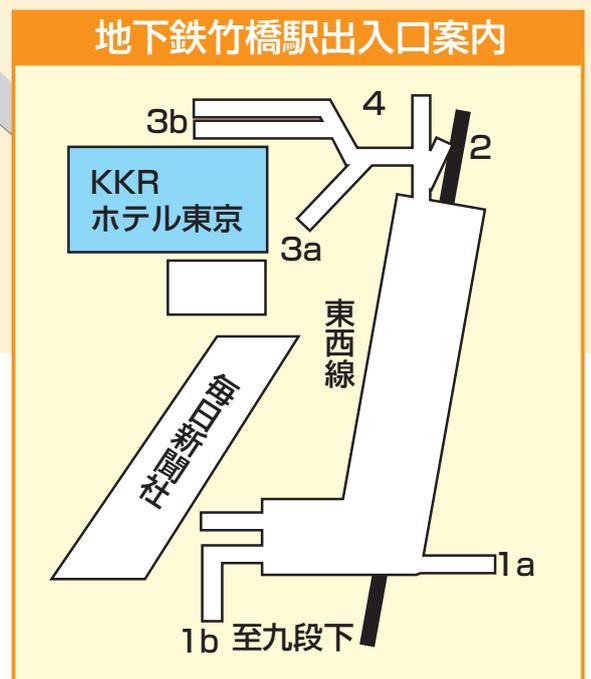
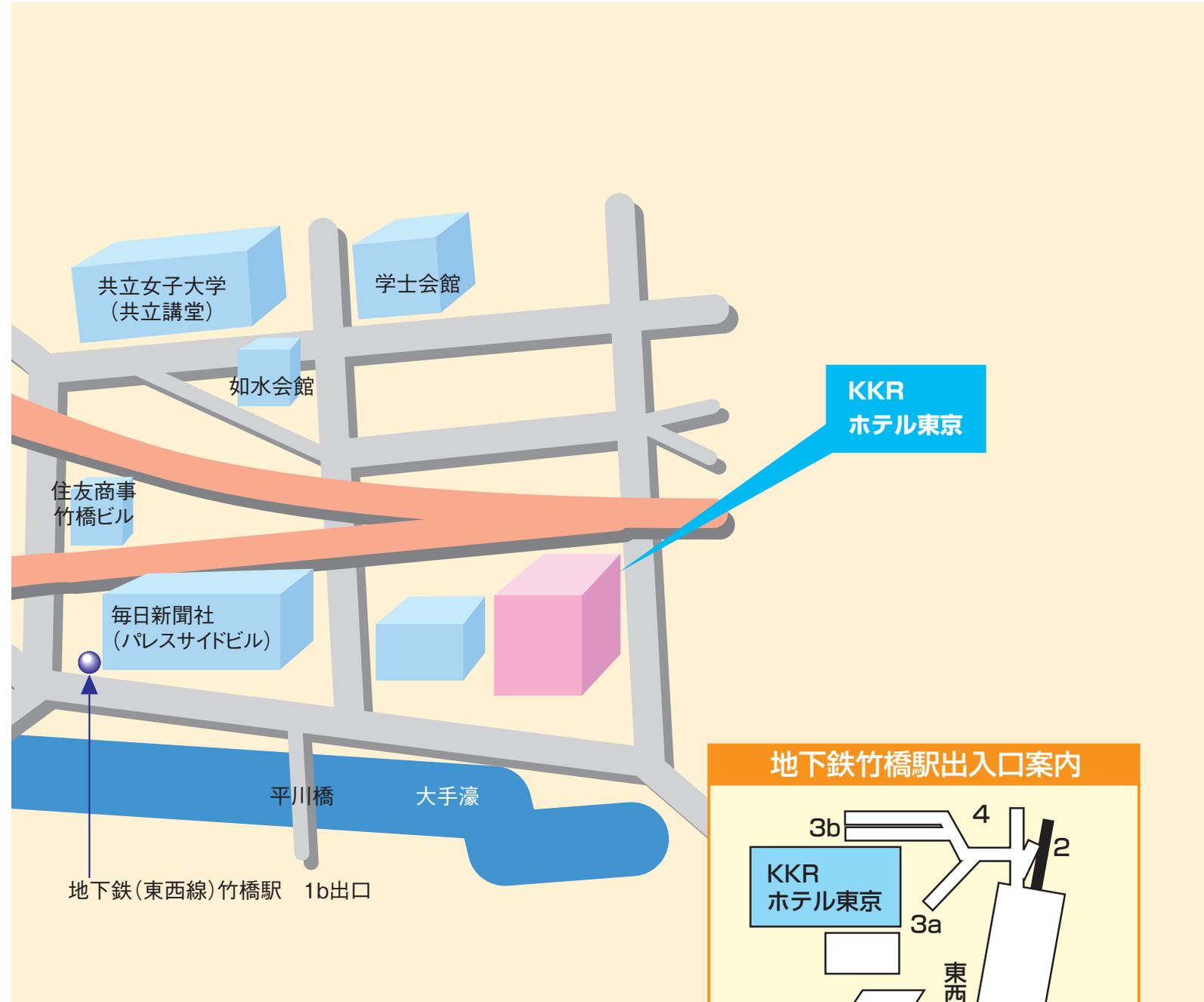
0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合等

03-3265-8155 (一般電話)

年金以外のお問い合わせ 03-3222-1841 (代表)

九段合同庁舎周辺マップ





KKR

国家公務員共済組合連合会

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR年金相談ダイヤル」

0570-080-556 〈ナビダイヤル〉

0570におかけになれない場合等

03-3265-8155 〈一般電話〉

ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/>